

第2部

派遣編



第1章

国内研修日程

1. 事前研修日程

事前研修の目的:

- ・事業の趣旨、内容などについての理解と必要な諸準備
- ・日本青年としての心構えと訪問国における活動の基本の習得

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター

6月30日(金)	
10:45-12:25	団長会議
12:30-12:50	開講式
12:50-13:00	生活オリエンテーション
13:00-14:00	事前研修オリエンテーション
14:05-14:30	団別自己紹介
14:45-16:00	団別研修I 政府職員による講義
	高齢者分野 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 高齢社会対策担当 参事官補佐
	障害者分野 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(障害者施策担当)付
	青少年分野 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年支援担当)付 主査
16:15-18:15	団別研修II 外部講師による講義
	高齢者分野 駐日ドイツ連邦共和国大使館 参事官 社会厚生労働部長
	障害者分野 駐日ニュージーランド大使館 大使付エグゼクティブオフィサー
	青少年分野 駐日オーストリア大使館一等書記官、オーストリア文化フォーラム東京代表
19:15-21:30	団別研修III 団別オリエンテーション&研修テーマ作成に向けた課題共有
7月1日(土)	
9:00-9:15	マナー・プロトコール講座
9:15-10:30	ファシリテーション講座
10:45-14:30	団別研修IV 団テーマ及び個人テーマの作成
14:30-15:15	団別研修V 訪問国活動の希望事項の作成
15:30-16:15	英語コミュニケーション講座
16:25-17:00	招へいプログラム・事後活動について
17:15-18:15	団別研修VI 既派遣青年との懇談
18:30-19:10	既派遣青年を交えた小グループディスカッション(中間地点での振り返り)
19:30-20:45	夕食交流会
21:00-21:15	団別振り返り
7月2日(日)	
9:00-10:30	団別研修VII 研修テーマ発表準備
10:30-12:00	団別研修VIII 振り返りと今後の研修計画
13:00-14:00	各団研修状況の発表(団テーマ、個人テーマ、訪問先ねらい)
14:00-14:20	結団式・閉講式
14:30-14:50	事務連絡
15:00-16:00	団長会議

2. 出発前研修日程

出発前研修の目的:

- ・事業の趣旨、目的などについての再確認
- ・訪問国における諸活動の準備

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター

10月6日(金)	
13:00-13:30	団長会議
14:00-14:50	オリエンテーション
15:00-15:30	団別研修I 訪問日程説明
15:30-15:40	事務連絡(渡航手続きなど)
15:40-16:20	団別研修II 事前研修から出発前研修までの成果過程を振り返り、今後の目標を明確にする 訪問国活動での団の目的・目標の再確認
16:30-18:00	分野横断でのグループワーク
19:00-21:00	団別研修III 訪問国における活動の準備
10月7日(土)	
9:00-11:15	団別研修IV 訪問国における活動の準備
11:30-12:45	全体発表
	・団別発表
	・総評:内閣府
13:00-14:15	壮行会
14:30-16:20	リーダーシップ研修
16:30-16:50	訪問国活動中についての事務連絡
17:00-18:00	団別研修V 訪問国活動中についての事務連絡
19:00-21:00	団別研修(任意)
10月8日(日)	
6:15	東京国際空港(羽田)へバス移動(青少年分野)
7:30	成田国際空港へバス移動(高齢者分野)
9:00-14:00	障害者分野:団別研修
14:30	東京国際空港(羽田)へバス移動(障害者分野)

3. 帰国後研修日程

帰国後研修の目的:

- ・事業で得た成果を個々で落とし込み、事後の活動へつなげる

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター

10月17日(火)	
18:00-21:00	団別研修(高齢者分野、青少年分野)
10月18日(水)	
9:00-9:20	オリエンテーション
9:25-11:55	訪問国活動の振り返り 帰国後の活動のビジョンメイキング
13:30-16:15	成果報告会の準備
16:30-18:20	成果報告会
	・各団帰国報告 ・内閣府講評
18:30-18:45	解団式
19:00-20:15	帰国懇親会
10月19日(木)	
9:00-10:00	事後活動について紹介
10:00-11:50	プロジェクト別でのグループワーク
(10:10-11:00)	団長会議
11:50-12:10	事務連絡

第2章

日程と活動報告

日本からの派遣団は、平成29年10月8日から17日の日程で、ドイツ（高齢者分野）、ニュージーランド（障害者分野）、オーストラリア（青少年分野）へそれぞれ派遣され、各国で各分野に関する視察や討議を行った。

1. ドイツ派遣団（高齢者分野）行動記録

日付	天候	時間	活動内容
10月8日 (日)	曇	11:00 15:10 17:08 18:02	成田国際空港発(A74) ヘルシンキ空港着 ヘルシンキ空港発 (A717) ベルリン・テゲル空港着 (ベルリン泊)
10月9日 (月)	曇/雨	9:20-12:40 (9:35-10:45) (10:45-11:35) (11:15-12:10) (12:10-12:40) 15:00-16:20 16:20-18:00	ドイツ連邦政府家庭・高齢者・女性・青少年省 (BMFSFJ) を訪問 歓迎挨拶・BMFSFJの施策及び高齢者政策の優先課題について講義 ドイツの高齢者分野に関わる職業資格の現状と動向について講義 ドイツ高齢者センター (DZA) より、ドイツにおける高齢者の暮らしの現状について講義 ドイツ高齢市民組織全国協議会 (BAGSO) より、ドイツの高齢者福祉制度について講義 多世代ハウス・モデル・プロジェクト「シュレツキ通り44番」を訪問 現代史センターによる市内視察 (ベルリン泊)
10月10日 (火)	曇	10:00-11:00 11:30-13:00 15:30-18:00 (15:30-16:30) (16:30-17:30) (17:30-18:00)	在ドイツ日本国大使館を訪問 介護クオリティ研究センター (ZQP) を訪問 ブランデンブルク認知症センターを訪問 ドイツ・アルツハイマー協会について講義 ブランデンブルク認知症センターとプロジェクトについての講義 認知症患者のグループホーム・プロジェクトを視察 (ベルリン泊)
10月11日 (水)	曇	8:52 12:47 13:30-16:00 (13:30-14:30) (14:30-16:00) 17:10-19:00	ベルリン中央駅発 デュイスブルク中央駅着 ラインルーア・マルテザー聖ニコラウス事業を訪問 介護医療施設を視察 ラインルーア・マルテザー聖ニコラウス事業職員との意見交換 デュッセルドルフ交流サポートセンター (竹の会) を訪問、在独高齢者の支援とディアコニーとの連携についての講義 (ボン泊)
10月12日 (木)	曇	9:00-10:00 10:30-12:30 (10:30-11:10) (11:10-11:50) (11:50-12:30) 14:30-18:00 (14:30-16:00) (16:00-17:00) 17:00-17:30 17:30-18:00	ドイツ高齢市民組織全国協議会 (BAGSO) を訪問 高齢者の社会参画の可能性と在り方についての意見交換 シニア・エキスパート・サービス (SES) より講義 マインツ・ビンゲン郡高齢者就労斡旋プロジェクトについて講義 連邦シニア就労支援協会 (BaS) について講義 ボン高齢者支援センターを訪問 高齢者支援施策及び支援メカニズムについての講義 高齢者が集う場所を視察(ペライテ通りデイケアセンター) ボン高齢者介護協会を訪問 ドゥランズドルフ近隣プロジェクトについて講義 (ボン泊)

日付	天候	時間	活動内容
10月13日 (金)	曇	10:10-14:30 (10:25-11:00) (11:20-13:00) (14:00-14:30) 15:40-18:10 (15:40-17:30) (17:30-18:10)	聖エリザベート高齢者センターを訪問 子ども園の子どもとの交流会に参加 実施プロジェクトについて講義 聖エリザベート高齢者センター、パウリネン・ホフ住居プロジェクト、その他のプロジェクトについて 多世代ハウス「ハウス・デア・ファミリエ」を訪問 多世代ハウスについて講義 施設見学 (ボン泊)
10月14日 (土)	晴	9:00-15:00 15:30-17:00	団での振り返り、自己学習 ホームステイマッチング (ホームステイ)
10月15日 (日)	晴	17:00-20:00	ホストファミリー等による歓送会 (ボン泊)
10月16日 (月)	曇	9:00-10:30 11:00-12:30 19:20	団での振り返り 派遣団によるプレゼンテーション、関係者による評価会 フランクフルト空港発 (JL408) (機内泊)
10月17日 (火)	雨	12:44	成田国際空港着

訪問先一覧（派遣者による記録）

訪問先	ドイツ連邦家庭・高齢者・女性・青少年省 (BMFSFJ)
訪問日	10月9日 (月)
面会者	高齢者国際政策及びインクルージョン局局长 316課 (人口動態変化) 課長 老人介護法及び住居介護財政法部部长
住所	Berlin
電話番号	
URL	http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/aeltere-menschen

機関の紹介：

BMFSFJはドイツ連邦での医療・介護・福祉に関する総合的な省庁。1953年に連邦政府家族省の名で設立され、1957年以降、青少年の分野が追加された。ドイツでは出生後から介護保険の被保険者となり、極めて早期から介護保険料が発生し、年齢に限らず介護が必要になった際には保障が受けられる。介護教育も担当しており、介護と看護の垣根をなくし、介護人材を確保するための取組を展開中。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 人口動態の今後の予測について：人口増加は、出生率、平均余命、移住の三つの要素によって成り立つ。連邦統計局が人口動態に関する様々なシナリオを予測する中、移民と平均余命の延長に伴う社会問題が懸念される。
- ・ 高齢化に伴う問題解決について：人口動態の問題を解

決するにあたり、地域コミュニティは極めて重要であり、「人口統計ワークショップの市町村」や「多世代住宅」といったアプローチを通じて課題解決に取り組む。

- ・ 少子高齢化に伴い、入所施設での医療対応の必要性や医療現場での認知症患者の増加、地方の過疎化と子世代の介護力の減少などにより、様々なサービスを連携させた切れ目のない介護が必要になってきた。2008年の介護保険法改正に伴い介護教育の改革に踏み出し、介護の質の向上、高齢者の多様性に対応した介護の導入、介護職の魅力を高めることで人材確保を目指す。
- ・ 介護教育の現場では「すべての年齢の人に対応できる能力を持つこと」を目標とし、3年間の職業訓練校で1～2年次は看護・高齢者・子どもの分野共通カリキュラムを履修、3年時に分化し専門性を磨く。病院や施設等は、職業訓練実習生の受入の有無に関わらず、統一された基金への支払い義務がある。ドイツの介護教育では現場実習が重視され、実習中には実習生に対しその統一基金から低額賃金が支払われたり、高校卒業

者・移民・転職者らにも介護教育を保障したり、補助金や基金により実質学費が無料になる制度も設け生徒数を確保している。さらに州からの補助金も利用し、大学でより専門的に学べる環境がある。介護資格はEU圏内においてどこでも有効で活躍の幅が広く、また全分野のケアができる専門職として「介護専門士」という新たな資格の発展も図っており、介護職の魅力を高める取組がある。

- ・ 要介護者が増加する一方で介護分野での就労率は、1999年から2017年までに125%増加。現在BMFSFJ

訪問先	ドイツ高齢者センター (DZA)
訪問日	10月9日 (月)
面会者	リサーチ・アソシエイト兼政府報告部部長
住所	Berlin
電話番号	
URL	http://www.dza.de

機関の紹介：
ドイツの高齢者の生活環境、暮らしぶり、ライフスタイルについて社会的及び政策的観点から調査を行う機関。高齢化に伴う社会的課題に対し、高齢者を取り巻く生活環境についての知識や情報を蓄積、収集、評価し周知することを目的とした研究、調査報告や政策提言、情報提供が主な活動。DZAによる情報提供は一般公開されており、非営利を目的とした学術研究や利用者、調査結果を各々の研究にどのようにいかせるかの助言も行う。BMFSFJによる助成に加え、プロジェクトごとに異なる資金源と多様な助成金の下運営。

訪問時の活動内容：
【説明のポイント】
・ ドイツでは、定期的に仕事をしている高齢者は高い年金を得て、不定期な就労生活の場合は、老後の年金が低い状況。貧困と教育水準は優位に逆相関し、貧困度が上がるにつれ平均寿命も下がっている。また、教育

訪問先	ドイツ高齢市民組織全国協議会 (BAGSO)
訪問日	10月9日 (月)
面会者	元代表 (元連邦青少年・家庭・女性・保健省大臣) 最高業務責任者 「介護及び保健医療政策」プロジェクト・コーディネーター 国際高齢者政策事務局長
住所	Bonn
電話番号	
URL	http://www.bagso.de

で取り組む介護教育に関する改革は2025年まで移行期間であり、教育カリキュラムの確立や継続的な財源の確保などが今後の課題として残されている。またモデル計画として、介護士の医療行為を認め、コスト面・効率面において、医療と介護を明確に分けない仕組みも検討されている。

【意見交換のポイント】

- ・ 介護や高齢者に対する負のイメージ
- ・ 看護と介護の業務範囲、専門性のすみ分け

歴が低くなるにつれ、疾病の数も増加し、教育歴も疾病の数と逆相関する。更に収入が増えるにつれ平均寿命は上がるという相関性が見られる。

- ・ ドイツにおいても高齢化が進み、290万人が介護を必要としている。そのうちの73%が外来通院や家族介護を受けるなど在宅で暮らし、残りの27%が病院や施設などで暮らしている。高齢化に伴う問題として、老齢保障と老齢貧困、ケア提供の改善、住宅状況 (賃貸不動産価格、アクセス可能性)、支援技術の質の担保、引きこもり、認知症に対する支援、高齢者の移民などの問題がある。

【意見交換のポイント】
こうした社会情勢の中で高齢期を楽しく過ごすためには、高齢者自身が年を重ねることを画一的な状態ではなく、人それぞれが違う個性、違う人間であるという多様性を個人及び社会が容認する社会を創生することが重要であり、各年齢のステージで活動的な生活を送ることが重要である。

機関の紹介：
全国で活動する110以上の団体会員を傘下に持つ中間支援組織で、ドイツ国内の1,300万人を超える高齢者の意見を代弁する。BAGSOは自らを高齡世代の政策提言グループとして位置付け、他の世代のニーズも考慮しながら、高齢者の関心を政治経済界、一般社会に向けて提言する。

1987年以来「ドイツ高齢者の日」を開催するとともに、高齢者や高齢化に関する様々な会議やワークショップを行う。1989年当時、11の高齢者関連協会がドイツに暮らす高齢者の関心をより効果的に維持するために共に取り組むことを合意したことを発端にBAGSOが設立された。そのため、協会組織としてのBAGSOの特徴は、大規模な会員数とともに代弁される多様な関心事項にある。BAGSOの団体会員の中には、古くからの社会福祉団体に加え、健康や介護、教育やスポーツなど、あらゆる分野において活動する組合や団体も含まれる。

訪問時の活動内容：
【説明のポイント】
・ ドイツの介護保健制度についての説明：ドイツの介護保険は在宅優先という原則の下、サービスが提供される。現物支給または現金支給を選択することができるが、介護自己負担の軽減が目的。介護認定は介護する時間 (1日90分以上の支援) に応じて判断されていた

訪問先	多世代ハウス・モデル・プロジェクト
訪問日	10月9日 (月)
面会者	住民代表 情報・展示センター長 (住民組合)
住所	Berlin
電話番号	
URL	http://www.selbstbau-eg.de/projekte/sredzkistrasse-44

機関の紹介：
住民組合「ゼルプスト・パウ」はBMFSFJからの補助金を活用し、100年以上前に建設された建物を改修、あらゆる年齢に対応したインクルーシヴな住居施設を建設している。本団体によるプロジェクトは、人々が社会への参加機会や関係性を保ちながら、自己決定に基づいた暮らしを実践することが目的。

シュレツキ通り44番では、住宅としての役割に加えて、市民や自治体、教育機関などからの訪問者に対して建物の1階に情報センターと展示場を開放。地域や世代のつながりの理解促進を目的に情報提供を行う。情報センターでは様々なイベントや行事を開催するとともに、アパートの住民の家族のためのゲストハウスとしても機能。

が、2017年より介護の度合い (ADL自立度の状況) による判断に基づき、要介護I～IIIに分けられる。

- ・ BAGSOの取組：BAGSOは要介護者を含めた高齢者の権利を守る組織。国の介護の質検討委員会に当事者代表として参加し、意見の提言などもしている (投票権はない)
- ・ BAGSOの目指すべきゴールに関する六つの方針
 1. 社会や家族の高齢者のイメージと地位を向上させる
 2. 高齢者の自己決定が尊重される生活を可能にする
 3. 高齢者が自分や他人の責任を負うことを奨励する
 4. 多世代との連帯と対話を促進する
 5. 健康を促進し、障害を減らし、ケアを改善する
 7. 高齢者の利益を強化する

【意見交換のポイント】
・ 高齢化社会になり、高齢者数も寿命も延びたが何か変化を感じるか。早期退職者が減った印象。以前は定年前の早期退職者も多かった。年金以外の収入がある高齢者が増えた。

- ・ アクティブに年を取るということについて:生きがい・役割をもって生活することがとても重要であるということ。
- ・ 過度な保護について:過剰な、行き過ぎたサービス・医療による弊害が起こり得るとのこと。

訪問時の活動内容：
【説明のポイント】
・ アパートには1歳から88歳までの住人が居住。全室においてバリアフリーを標準とし、引き出しの取っ手が手すりとして使えるなどの工夫がなされている。バリアフリーを障害者用として捉えるのではなく、デザインフォーオールの考えに基づき設計されている。オールバリアフリーの部屋は3部屋あり、視覚障害に配慮した色彩 (青と白を基調) の使用や、聴覚障害のために、火災警報器が警報とともにランプを発光するなどの工夫がされている。

- ・ 建物・土地 (借地) の総額は約3億円であり、住民の融資、国の融資 (8000万円) と24のプロジェクトからの収入で管理。
- ・ アパート内では3週間から4週間に一度行われるミー

ティングのほか、食事会やパーティーも開催し、隣人との交流機会を設けている。本アパートの住民が多世代で参加する、将来を考える会なども実施している。

訪問先	在ドイツ日本国大使館
訪問日	10月10日(火)
面会者	一等書記官 二等書記官
住所	Berlin
電話番号	
URL	http://www.de.emb-japan.go.jp/index.html

機関の紹介：

在独大使館は、ドイツのベルリンにあり、ドイツ政府との交渉や連絡、政治・経済その他の情報の収集・分析、日本を正しく理解してもらうための広報文化活動などを行う。また、邦人の生命・財産を保護する。日本とドイツは基本的価値を共有し、国際社会の問題に対し協調して取り組むパートナーである。内政面では、少子高齢化対策、女性の活躍促進、エネルギー問題等、共通の課題も存在する。「日独フォーラム」等の民間有識者間の枠組みによる対話も活発に行われている。2011年3月の東日本大震災に際しては、ヴルフ大統領（当時）やメルケル首相を始めとする要人が、天皇陛下や総理大臣宛にお見舞いの書簡を送ったほか、在独日本大使館で弔問記帳を行った。

訪問先	介護クオリティ研究センター（ZQP）
訪問日	10月10日(火)
面会者	代表理事 部門部長
住所	Berlin
電話番号	
URL	http://www.zqp.de

機関の紹介：

全てのドイツ人の介護の質を高めることを目的に、2009年に民間健康保険協会によって設立された非営利団体。ベルリンに本部を置き、全国で事業を展開。政府に対して介護に関する提言を行う他、書籍の発行や、ウェブサイト、インターネットを利用し、家族や専門職へ根拠に基づいたケアの知識を提供。医療、介護、社会福祉の専

入居希望者が多いため、新規住民に関しては、住民全体で話し合い、入居者を決める。「機械を使うより、隣人を使う。社会的つながりを持つ。」がコンセプト。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ドイツの人口は8220万人、日本は1億2693万3千人（2016年10月）であり、高齢化率はドイツでは65歳以上が21.1%、日本が26.7%（2015年）である。社会保障制度に関して、日本と異なる点は、日本の社会保障制度は保険料と税金（国の補助）を財源としているのに対し、ドイツの社会保障制度は当事者自治の原則に従って組織された、独立した運営主体により実施され、保険料のみを財源としている。
- ・日本とドイツの介護保険制度を比較すると、類似点として人口動態の変化に伴う課題への対応という点は同じであり、相違点としては仕組みそのものの違い（保険者はドイツは被用者であり、日本は会社などの地域保険モデル）や現金給付がある点などの内容の違いが認められる。
- 【意見交換のポイント】
- ・地域連携や制度における日独の差について、サービス提供側ではなく受け手である当事者の意識に大きな差がある可能性がある。

門家、研究者など17人のスタッフが在籍しており、シャリテ（ベルリン最大規模の病院）との共同研究も行う。①患者の安全及び暴力の撤廃、②介護の観点からの予防とリハビリ、③介護実践者（介護士・家族）の能力向上、④介護の質向上、⑤介護のアドバイスをテーマに活動。介護憲章の理念に基づきプログラムを実施する。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

現在ドイツでは50～55歳の人口が一番多く約8,200万人存在する。要介護者は約290万人で大部分は在宅介護であるが、要介護者は2050年には約400万人に増える見込み。質の高い介護を目指し、ZQPでは虐待の予防についての研究や、介護の指針、将来を見越したワークショップの開催など、100件近いプロジェクトを実施している。「長期的介護を要する人々の権利憲章」は、2006年に連邦家族省と連邦保健省から出されたもの。自己決定の権

訪問先	ドイツ・アルツハイマー協会
訪問日	10月10日(火)
面会者	アルツハイマー協会ブランデンブルグ事務局長 カウンセラー
住所	Berlin-Kreuzberg
電話番号	
URL	http://www.deutsche-alzheimer.de/

機関の紹介：

- ・1986年頃、家族と支援専門職が自助団体を立ち上げ、1989年に本人や家族の声を社会に届けるためにドイツアルツハイマー協会として設立。
- ・本部はベルリンにあり、正社員は15人。社会福祉士、理学療法士などが所属。
- ・活動資金は、疾病金庫、州からの補助金、寄付（中立的立場のため製薬会社からの寄付金は受け付けていない）、会費やパンフレット収入など。
- ・年に1回代表者会議を開き、活動内容などを決定する。7人が代表役員であり、認知症当事者、専門家も含む。
- ・アルツハイマー協会は州規模のもの地域規模のものがある。地域規模のものはボランティアとして活動していることも多い。
- ・主な活動内容は、カフェ、ダンス、ネットワークづくり、イベントや広報活動、電話相談、メール相談の開設など。GPSの活用など現場に役に立つ研究も行う。

訪問先	ブランデンブルク認知症センター
訪問日	10月10日(火)
面会者	認知症患者及び家族支援専門アドバイザー
住所	Potsdam
電話番号	
URL	http://www.alzheimer-brandenburg.de

利や暴力からの保護権利など、権利の内容が具体的に明記されているのが特徴。

【意見交換のポイント】

- ・データ分析にかかわるスタッフの資格
- ・介護の通信簿についての施設の捉え方
- ・高齢者の虐待に関して、日本の現状とドイツで改善された背景や変遷
- ・高齢者の安全確保と自己決定支援のバランスの取り方
- ・根拠（エビデンス）に基づいた介護の浸透具合
- ・介護の専門性等

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・今回の介護保険制度改正の大きなポイントである「認知症の人への給付の改善」は、BAGSOと共に長きにわたり政治に働きかけてきた成果。従来の介護保険制度では、認知機能の低下は身体機能の低下と比較して軽度とみなされ十分な給付が認められなかった。
- ・啓発活動は、9月21日の世界アルツハイマーデーを利用したイベントの実施や、家族向けの研修（家族への認知症教室を1回2時間、年間計7回実施）など。今年2月からは日本を参考に認知症サポーター養成講座を開始。ドイツでは、サポーターになった人は登録されており、ボランティア活動につながっている。
- ・医師との連携は、電話で行う。認知症ケアの認識は医師の世代によっても異なっており、高齢の医師ほど、認知症のケアに医療と介護の連携が必要だという認識が弱い傾向にあり、医師間の連携はドイツでも課題が多い。

機関の紹介：

- ・ブランデンブルク認知症センターは、社団法人アルツハイマー協会ブランデンブルクの事業を行っている。
- ・認知症に関する情報の提供や理解の促進、支援能力強化のための取組や、市民社会、介護専門職、自治体、政治家及び自助グループの支援を行う。
- ・広報活動、自助活動機会の促進、専門職やネットワークサポーターの支援、科学や政治との協力が主な活動内容。
- ・同建物内に「レーベン・ウィー・イッヒ・ビン」という、自己決定に基づいた認知症患者のための住居がある。2009年に設立され、日本のグループホームに近い施設だが、運営は認知症患者の家族が担う。そこで暮らす8人の認知症患者の生活支援から身体介護まで、訪問介護支援者が24時間体制で行う。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・2017年2月から、「ディメンツ・パートナー」という日

訪問先	公益法人ラインルーフ・マルテザー 聖ニコラウス事業
訪問日	10月11日(水)
面会者	公益法人ラインルーフ専務取締役 特殊介護及び介護施設リーダー 特殊介護及び介護施設リーダー
住所	Duisburg-Ruhrort
電話番号	
URL	http://www.malteserstifte-rhein-ruhr-ems.de

機関の紹介：

公益法人ラインルーフ・マルテザーによる住居介護施設は、カトリックの理念に基づき運営される。包括的ケアの提供により、入居者が物質的、精神的満足を得られるよう支援すると同時に、地域に根ざし開かれたサービスの提供を目指す。住居介護部門では、現在の入居型介護施設と通所サービスを展開。これら施設では、呼吸器系疾患や脳卒中後、若年要介護者や終末期ケアに関する特別な支援を提供する。聖ニコラウス事業は、デュイスブルタニール地域に所在しており、デュイスブルク、オーバーハウゼン、エッセン、デュッセルドルフなどに公共交通でアクセスできる。ホーツマンスハウスには、聖ニコラウス事業に加えて保育所も併設しており、若者と高齢者の定期的な交流活動が行われる。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・2階の認知症のフロアでは、懐かしい映画や音楽のポスター、入居者の若い頃の写真や家族の写真が壁に掲

本の認知症サポーター養成講座を参考にした啓発活動を実施。

- ・「レーベン・ウィー・イッヒ・ビン」は、認知症患者の家族が運営しており、会議を開いて運営について検討。身体介護や家事援助は訪問介護支援者に担ってもらい、住居の維持は大家、一人一人の生活プランは家族といったように「責任の分担」をしている。住宅であるため、専門職はあくまで「ゲスト」として受け止められており、関係者は安心、人とのつながり、希望を大切にしている。
- ・自動車運転の問題はドイツでも課題。本人へ運転を中止する促しは家族以外から伝えるようにしている。現金給付であるため、運転をやめた人は給付を移動費に充てる人もいる。
- ・家族間の意見の衝突や、訪問介護支援者の確保も課題。前頭側頭型認知症患者と周囲の認知症患者との調和を図ることが難しく、前頭側頭型認知症患者が転居した例もある。

示され、内装もおしゃれで馴染みやすい環境を作る工夫がある。

- ・食堂では入居者がお茶の時間を過ごしていた。隣の台所には食事前のナイフやフォーク、包丁も手の届く場所に置いてあり、入居者が調理やお茶を入れることが自由に行える環境であった。
- ・徘徊などは制限することなく、室外、施設外に出てもとがめることはなく、地域の住民とも連携が取れており、入居者が施設外に出ても近隣住民が施設に連絡をするようなSOSネットワークが構築されている。
- ・入浴拒否などはあまりないようであるが、日本とは異なり、小まめには入らない、バスタブに浸からないなどの生活背景が違うので一概に言えない。作業療法などの医療サービスはあるものの外注であり、週5回、2～3時間しかいないということであった。
- ・ソファで食事介助していることもあり、自由な雰囲気であった。
- ・介護度は2～3で診断される。

訪問先	デュッセルドルフ交流サポートセンター 竹(竹の会)
訪問日	10月11日(水)
面会者	会長 理事 理事
住所	Düsseldorf
電話番号	
URL	http://www.takenokai.de

機関の紹介：

竹の会は地域の行政機関や社会福祉団体と密なコンタクトを図り合い、ドイツで日本人が安心して暮らせる環境を整えている非営利登録社団法人。ドイツで自分らしく暮らしていくことや単身でのドイツでの生活、年金・保険・社会保障などの情報入手を支えている。日本の文化を広く知ってもらうための取組も行っており、折り紙教室の開催や、お祭りを通じた地域に対する日本文化紹介なども行っている。

訪問先	シニア・エキスパート・サービス (SES)
訪問日	10月12日(木)
面会者	取締役
住所	Bonn
電話番号	
URL	http://www.ses-bonn.de/wir-ueber-uns.html

機関の紹介：

- ・1983年以来、専門性を持った高齢者を発展途上国の支援のため派遣する団体。主に退職した60歳以上の専門性を持った高齢者で構成される。SES+30という取組では、30歳以上の専門性を持った青年を発展途上国に派遣する活動も実施。
- ・登録人数は2017年10月時点で約13,000人。活動資金は連邦(120,000ユーロ)、教育省(30,000ユーロ)、州、企業スポンサー、基金から賄っている。団体の職員数は200人、ボランティア80名の合計280名で運営。
- ・派遣先は工業関係が多いが、最近はサービス業、農業支援の派遣が増加傾向にある。派遣期間は3週間から3か月で、依頼先が派遣者の食事代、宿泊費、通訳料、小遣い(5ユーロ/日)を負担する。ただし、一部の費用自体の捻出が難しい国へは、団体の基金を利用するなどして負担の軽減に取り組む。2016年までで40,000件のプロジェクトに派遣。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

ドイツで年を重ね高齢となり、介護を受け看取られる人生を考え始めたことをきっかけに設立。年を重ねるごとにドイツ語を忘れていくなど、言葉や文化の違いに不安を持った竹の会のメンバーが、ドイツの介護現場について学び、ドイツのソフト食(嚥下機能の衰えた高齢者が食べやすい食事)の試食会を行ったり、高齢者施設を実際に見学したりした。その後、ある施設に働きかけ、将来介護施設の利用が必要となったときには、日本式の介護が受けられるような連携が実現。竹の会出身の日本人介護士もいる。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・団体では発展途上国とされる国々の180か所に拠点を設けており、途上国側から派遣要請を随時受け付けている。
- ・発展途上国から依頼を受けた場合、派遣の必要性を確認するとともに、派遣先の安全を調査し引き受けの可否を判断。引き受けが可能と判断した段階で、登録メンバーから派遣先の支援内容に最適と思われる人材を選び派遣の紹介を行う。派遣が決定した場合、SESとメンバーが契約を取り交わすことになる。
- ・派遣後のアンケートでは、80%が派遣事業を肯定的に捉え、派遣者自身の異文化への理解が深まったと回答している。
- ・人材確保に向けて、知名度をいかした広報活動と専門誌への広告掲載を展開。口コミによる登録も一定数いる。メンバーが認知症を患った場合には、活動に限界は決めていないため、当事者と話し合って対応を決めている。

訪問先	マインツ・ビンゲン郡 シニア・シチズン職業センター
訪問日	10月12日(木)
面会者	就労斡旋プロジェクト・コーディネーター 就労斡旋プロジェクト・コーディネーター
住所	Ingelheim am Rhein
電話番号	
URL	http://www.mainz-bingen.de/deutsch/verwaltung/GB_III/Soziales/vermittlungsstelle_seniorenjobs.php

機関の紹介：

マインツ・ビンゲン郡の高齢者諮問委員会によるモデルプロジェクトで、高齢者、定年退職者、早期退職者、年金受給者や障害者などを対象に職業斡旋を行う。2016年9月～2018年8月までのパイロット事業で、職業斡旋プラットフォーム（登録データベース）を介して、非営利団体、民間企業、事務職、公的企業、一般家庭などの求人元と、高齢者などの求職者のマッチングを行う。斡旋料は雇用者・求職者ともに無料。

マインツ・ビンゲン郡は2035年に高齢者が人口の9割を超える見込みの一方、人口は増加傾向にあるため、他の郡と比較しても財政は豊か。そのため、シニア・シチズン職業センターに対しても郡から運営資金の一部が支給されており、それにより人材を確保する。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

退職後の高齢者の中には、退屈している人や社会のため

訪問先	連邦シニア就労支援協会 (BaS)
訪問日	10月12日(木)
面会者	役員(広報担当)
住所	Bonn
電話番号	
URL	http://www.seniorenbueros.org

機関の紹介：

高齢者のボランティア活動や、50歳以降のアクティブ・エイジングを促進するための団体。1990年設立。50歳以上の健康な市民の潜在能力を活用して、彼らの自立を支えるとともに社会参画を促進する。定年退職後の人生について、ポジティブで多様なイメージを促進するとともに、都市や田舎に暮らす高齢者の市民参画を促している。ボランティア活動への参加を支える枠組みの整備など、高齢者の社会参画の目的に向けて活動を展開。住民、近隣支援、社会サービス、あらゆる年齢の人々によるボランティア活動、移民、多世代共生など、将来の人口動態に関する様々なプロジェクトを連邦レベル及び現場レベルで行う。

に活動したいと考えている人がいる一方、ボランティア活動よりも生活のためのお金を必要としている高齢者の貧困が問題になっている。こうした背景の下、マインツ・ビンゲン郡の高齢者諮問委員会において高齢者への就労斡旋が検討され、本プログラムが開始。

シニア・シチズン職業センターの主な役割は、①就業を希望する人への声かけと、②その職場を見付けること。雇用主と求人者のマッチングはマインツ・ビンゲン郡のホームページに双方が情報登録することで行う。インターネット環境がない高齢者などには窓口での個別対応が可能。情報を登録すると、雇用主側には人材リスト、求職者側には求人リストが提供される。

職業安定所とシニア・シチズン職業センターの違いは、職業安定所では本人が求人を見て求職活動を行うのに対して、センターではコーディネーターが求職者に寄り添いながら求職活動を支援する。雇用主側は職人職、レストラン、家事代行を求め、求人者側は事務職を希望する傾向にある。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・400か所近くに窓口を設け、活動したい高齢者やその家族に対して支援を行う。また、地域におけるオープンなイベントにも取り組む。
- ・3分の2は自治体、3分の1は福祉団体の資金で運営しているが、自治体による支援金確保には活動に対する理解が重要。
- ・ボランティア活動内容は、読み聞かせ、職業訓練所の手伝い、難民・移民に対する住居確保、自治体での高齢者生活の手伝いなど。
- ・シニアオフィスが20か所に設けられ、ボランティアの研修を行ったり、相談に乗ったりと「そばにいる」支援を提供。

- ・「難民の寄り添い」というプロジェクトもあり、BMFSFJ・州からの支援により運営。

【意見交換のポイント】

- ・地域活性化の取組では、子守のニーズに対応できるようボランティアセミナーを開催。高齢者が高齢者を手伝うことは日常のことである。長期的に同一人物が支援を行っている。このボランティアセミナーは市民・町長からの発信であり、それに対して行政も賛同して

訪問先	ボン高齢者支援センター
訪問日	10月12日(木)
面会者	部長
住所	Bonn
電話番号	
URL	http://www.bonn.de/familie_gesellschaft_bildung_soziales/senioren/index.html?lang=de http://www.stadtbonn.de/rat_verwaltung_buergerdienste/buergerdienste_online/buergerservice_az/index.html?lang=de

機関の紹介：

ボン高齢者支援センターは行政直轄の機関であり、日々の生活を一人で行うのが困難になっていく高齢者に対して、住居や余暇活動についての情報提供やカウンセリングを行う。また、高齢者に対する包括的な相談サービスのスタート地点といえる。相談内容には、通所、ショートステイ、入所施設や補完的支援サービスに関する情報提供や、認知症患者とその家族のためのワンストップ情報サービス、移民のための情報などがある。元々修道院を改修した建物を使用し、社会貢献をした女性たちのための住居やデイケアセンターを備えている。また高齢者が集えるコミュニティセンター、ホールとしての機能を持ち、研修や日常生活訓練、行事なども行う。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

かつては劣悪な環境で生活をしていた高齢者を自由意思で支援していたが、将来的な危機感を持ったボン市が1967年に自ら基金を立ち上げ、インフラ整備やネットワークづくりなどのプロジェクトを開始。ボン市は高齢者介護やインフラ整備など福祉活動については、ドイツ政府が介護強化法を制定する以前から州条例でその必要性を定めていた。ボン市は市内21か所あるコミュニティ

いる。

- ・イベント例①：一緒に座るベンチというイベントがあり、そのベンチに座っている高齢者を見た人が目的地まで車に乗せて移動する。
- ・イベント例②：1ヶ月に1度ランチと一緒に行く。レストランも協力し、高齢者以外も安くランチを食べられる。
- ・ボランティア保険は自治体内で加入している。

センターに補助金等の助成も行っている。

ボン高齢者支援センターは市民、当事者、企業に対して高齢者に関する全ての窓口となり、現在介護が必要でない住民に対しても将来を見据えて情報提供、年3回の情報誌発行や広報、介護施設との仲介、問題が起きたときの相談、ヘルパー団体の斡旋、バリアフリー化の手伝い等を行う。

現在のボン市の人口32万人中、6万8千人が65歳以上、約800人が95歳以上である。かつてドイツでは「老後は老人ホームでのんびり暮らす」のが理想とされていたが、高齢化に伴い社会福祉支援のための介護保険の負担が増大。現在は通所型が重要視され、ボン市内35か所の介護施設には審査を受けた介護が必要な高齢者のみが入所している。また現在は高齢者自身も在宅生活を希望する傾向にあり、介護保険の支払いが困難な場合は社会福祉局が保障する仕組みになっていて、介護保険の使用は全体として減少している。現在ボン市内にはデイケア13か所、グループホーム6か所、そのほかヘルパーサービスなどが多く存在するが、介護人材は不足している。また新施設を開設する投資家も不足しており、待機高齢者も多い。

【意見交換のポイント】

- ・職員構成
- ・啓発や広報の仕方、ニーズの拾い方

訪問先	ボン高齢者介護職協会
訪問日	10月12日(木)
面会者	近隣互助プロジェクト・コーディネーター
住所	Bonn
電話番号	
URL	http://www.fachseminar-altenpflege-bonn.de http://www.fachseminar-altenpflege-bonn.de/index.php/2016/09/07/ehrenamtliche-nachbarschaftshilfe-im-dialog/ http://www.fachseminar-altenpflege-bonn.de/index.php/projekte/nachbarschaftshelfer/ http://www.fachseminar-altenpflege-bonn.de/ https://www.dransdorf.org/projekte-und-veranstaltungen/alt-werden-in-dransdorf/ https://www.dransdorf.org/

機関の紹介：

高齢者介護の分野において州認定の教育訓練を行う団体。300人以上の被訓練者が登録しており、ボン及びライン・ジーク郡において最大規模。100以上の通所及び入所型介護施設と協力することで、高齢者の暮らしの安全確保に重要な役割を担う存在として確立している。介護は将来性のある職業という考えに基づき、施設経営や看護、介護、緩和ケアなど、継続的な職業訓練の提供を行う。学校での修了資格のない被訓練者に対しても訓練科目を提供し、より多くの人に介護業界に入る機会を与える。介護保険の負担の軽減を狙う取組の一つとして、高齢者に携わる看護師や介護士と一緒につなぐネットワークづくりや障害者団体との連携など、高齢者にあった地域づくりのコンセプトのもと、基金から資金援助を得て大小さまざまなプロジェクトを展開。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

介護・看護は高齢者のニーズの一部を満たしているに過ぎない。講師は高齢者が他者と接触する機会が少ないことに着目し、「人と接したい」「病院へ一緒に行ってもらいたい」という高齢者自身の声を拾い、人と接する機会を作るプロジェクトを立ち上げた。会費や公益性のある活動を支援する財団基金などを資金源とし、近隣住民の無償ボランティアを増やす目的の下、介護や健康のた

訪問先	有限会社オルペのフランシスコ会聖エリザベート高齢者センター
訪問日	10月13日(金)
面会者	聖エリザベート高齢者センター代表
住所	Bornheim-Merten
電話番号	
URL	https://www.gfo-online.de/startseite.html

めの技術向上研修や移民の就職支援など行っている。高齢者のニーズに応えるために行動するボランティアは退職した方や人生経験の豊かな方が多く、収入は期待せず自分の時間を使って集まる。本協会は10～12人のボランティアを集めて1セット8講座の無料研修を行い（講師はソーシャルワーカーと作業療法士）、一緒に「何ができるか」を考えながら、高齢者支援を説明したり、ボン市内における活動提案を紹介したり、介助の練習を行う。またボランティア自身が活動するときに不安や心配がないよう保険に入ったり相談相手を明確にしたりして活動の安全を保障し、研修を通じて「パートナー」となって仲間のネットワークを広げる。

研修後には「コーポレーションパートナー」を通じて、ボランティア活動先の斡旋も行う。この「コーポレーションパートナー」は高齢者支援センターが担うこともあり、高齢者が助けてほしいときに相談に乗る福祉団体も市もその一つである。本協会は「コーポレーションパートナー」と一緒に基金を使って新たなプロジェクトを展開し、活動を広める役割がある。

【意見交換のポイント】

- ・研修にかかわる職員(専門職)の役割
- ・ボランティアの位置づけ、起こり得る問題、確保し続けるための工夫

機関の紹介：

本団体は、病院、高齢者援助、児童及び青少年福祉サービスの分野において、およそ40の機関を持ち、ノルトライン・ヴェストファーレン州とラインランド・プファルツ州で活動する。地域のニーズに合わせて必要なサービスを開発し、シニアセンター、歩行看護サービス、託児所、病院、移民のための住宅サービス、母子家庭のための自立支援施設などを運営。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

地域の共同体として、幼稚園、高齢者住宅、高齢者センター、母子家庭用アパート、難民の預かり、独居高齢者(50～80歳)の住居の提供などを行う。子供の早期教育のための施設(アトリエやカフェ)、デイケアなどの通

訪問先	多世代ハウス「ハウス・デア・ファミリエ」
訪問日	10月13日(金)
面会者	副代表
住所	Bonn
電話番号	
URL	https://www.hdf-bonn.de/

機関の紹介：

ゴードスベルク地区に所在するプロテスタント系トーマス教会の支援の下運営される施設。1963年に若い家政婦が育児や家事の悩みから孤立することを防ぐ目的に、教会を利用して「マザー・スクール」として活動を開始した。1966年に母親たちのための学校を設立し、当時連邦首都であったボン周辺から多くの家族が引っ越してきて活動の幅が拡大。「家族のための家」として活動を継続する。主な提供科目としては、子供の教育支援、栄養課題、家事に関するテーマ、創作活動など。1976年に移民・難民を対象とした研修を開始し、2007年より多世代ハウスとして拡大。2020年まで連邦政府からの支援を受ける予定。2012年からは「ウェルカム・ボン」という名の出産後ケアのプロジェクトも行う。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

多くの人が出会う場が、1階の相談窓口にある。あらゆる国籍、老若男女も歓迎し、裕福か否かは関係ない。生涯学習を掲げて活動し、将来にかけて長く自分で自己決定をし、生活ができることを目指す。年間8,200時間のコースを開催し、出産や家族など、多様な講座を開講する。イベント数は700種にのぼり、年間延べ1万人が利用。利用者は1日254人で、150人のトレーナーに加え、120人のボランティアが無償で活動している。社会福祉士・教師などの資格を持つ7人の専任

所施設の展開を検討中。

【意見交換のポイント】

- ・地域に根ざした取組：地域の専門家(行政者や協会、介護関係者)を呼び、この地域に何が足りないか意見交換を行ったり、140世帯を回って口頭アンケートを実施した。精神心理士を雇い、住民とのコミュニケーションを図る。
- ・難民の受入れ：ドイツにあるボランティア制度と同じ方法で難民に資金を渡した。難民が入ることで施設の利用者の世界も広がる。
- ・組織について：大きい組織であり、意見の採用には多くの段階があり迅速に動きにくい。メリットとしては知名度があるため、他の地域から通う利用者も多く、利用者の増加に伴う採算が見込める。

スタッフがいる。

移民・難民に対しては、ドイツ語コース、スキルアップ研修や読み聞かせ、新聞の購読に交流スペースを活用し、多世代ハウスとして教育支援を行う。相談事に対しては、弁護士(専門家)が対応。財源は、州のスキルアップ研修資金や国の取組からの資金援助、研修参加費や寄付金など。

【意見交換のポイント】

ボランティア活動について

- ・2007年から難民の子供向けの学校の補習を行う。ボランティアの参加動機は楽しみや子供との触れ合い、家族以外の知り合いが増えることなど様々な意見がある。ボランティア募集は、チラシの掲示、口コミ等により参加希望があり、地域の住民が中心に参加。
- ・産後の母親の体操教室中の子守を行う。1か月～4か月、3か月～6か月の子供の面倒を見ていて、10人のボランティアが参加している。育児支援では、子育てに疲れた母親のサポートを行う。ボランティアからは、子育てなどを行う若い世代とつながりが生まれて嬉しいとの感想が聞かれる。
- ・研修コースの内容は、参加状況を見ながらニーズを拾い、新しいものへの変更を行いマンネリを防いでいる。テーマ、時間帯、講師によって失敗することもある。
- ・面白いものを提供するというコンセプトのもと、街へ出たりお祭りを実施したり、他のボランティアとの出会いの場も作っている。

訪問先	ベライテ通りデイケアセンター
訪問日	10月13日(金)
面会者	介護サービス・リーダー
住所	Bonn
電話番号	
URL	http://www.bonn.de/familie_gesellschaft_bildung_soziales/senioren/seniorenzentren_bonn/einrichtungen/tagespflegehaus/index.html?lang=de

機関の紹介：

ボン高齢者支援センターに併設するデイケアセンター。毎日10～17時の間で、8人ほどがデイケアを利用。食堂、仮眠室、リラックスできる部屋、浴槽、ゲームをする部屋などがあり、施設利用料は介護保険で賄われる。ボランティアの受入れも行い、施設利用者とのゲームや会話を楽しむ。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- 職員は、入浴を除く体のケア、フットケア、記憶療法などを行う。利用者の送迎サービスは、以前は行っていたが、現在はタクシー会社と契約したり、家族が送迎したりするので行っていない。

- ボランティアは、利用者と一緒にゲームをしたり、本の読み聞かせや散歩に行ったりする。約43,000人のボランティア登録があり、ボランティアの回数を重ねるごとにポイントが加算され、ポイントに応じて交通チケットが優遇される。
- 利用者がどの施設を利用するかのマッチングは、行政が行う。また、民間の施設と市の施設で、利用者の受入れ人数に差はない。
- 日本には、本人がデイサービスに行きたくないと思っているにも関わらず、家族の希望が強く無理矢理連れて来られる利用者がある。ドイツでも同様の問題はあがあるが、本人の意思が最優先されるため、施設の利用を強制することはできないが、2日程度お試しで利用してみて、利用価値を体感してもらうなどの工夫をしている。

1. はじめに

2017年度高齢者分野ドイツ派遣団の総合テーマは「地域における高齢者支援に必要な連携」である。派遣団員の職種構成は施設長2名、作業療法士4名、保健師1名、看護師1名、シルバー人材センター相談員1名の9名。団員個々は色々な思いを持ち、6月の「事前研修」に参加した結果、共通のテーマを「ドイツ社会において意思決定を保障する仕組みや、高齢者を取り巻く連携・相互支援の事例を学び、本人が望む環境で自分らしく年を重ねられる地域のネットワークづくりを推進する」と決定した。そして、日本の現状や課題について団員個々が参考文献等を調べ、和歌山市で9月の「自主研修」を開催し、団員間の情報共有を行った。また、「出発前研修」では3分野混合のグループワークがあり、障害者分野からは「意思決定」、「生活困窮者」、青少年分野からは「人材確保・育成」、「多様性」等、高齢者分野と同じ視察目的のキーワードがあり、帰国後研修の成果報告会での他分野の発表内容にも一層興味を持つこととなった。また、「事前研修」で決定した共通テーマより、ドイツ派遣団員9名の個人別テーマは以下となった。ドイツにおける高齢者福祉政策、福祉人材 確保・育成の方法を学び、日本にお

いて高齢者が元気に暮らせる持続的なサービスモデルを構築するため、地域におけるネットワーク創りから実践する。高齢者を取り巻く課題を解決する安心したサービスを、官民連携で行っている事例を学び、地域の行政・営利・非営利様々な連携体の支援を行うネットワークづくりにつなげる。

高齢者を支える地域の取組と医療・福祉・介護にかかわる専門職の役割や連携の仕方を学び、意見交換を通じて、日本の作業療法士が高齢者支援や地域支援において担う役割を検討し、文化的・社会的・個人的背景の違いを超え様々な人々が関わり合う包括的なネットワークづくりを目指す。高齢者を取り巻くセラピストや地域の支援団体の役割、団体内におけるボランティアの制度・仕組みを学び、高齢者が地域に参加できる機会と場を提供する懸け橋となる。

意思決定支援に関する基本的な概念、憲法や制度の理解、それを裏打ちする地域高齢者の宗教観と死生観、人権擁護に関する考え方、社会モデル及び人権モデルを学び、自己の

地域においても地域高齢者がその人らしく活動的な生活をできるように、個人の意思、個別性が尊重される地域づくりを行う。連邦制であるドイツの州や市での独自の福祉制度やサービス、地域や支援者間のネットワーク、互助・共助の仕組みを知り、福祉政策に関して公的組織と民間団体や非営利団体がどのように意思疎通を行っているかを学ぶことで、日本の医療・福祉領域において官民をつなぐ人的ネットワークづくりを推進する。

ドイツでの認知症に関わる医療と介護の連携の在り方や、認知症の方及び家族が孤立しないインフォーマルなサポートも含めた仕組みについて学び、自国での、本人・家族と地域や、支援者間のつながりづくりにいかす。

ドイツにおいて、高齢者が人生の終焉に向けてその人らしくあるための生活と看取られ方を選ぶプロセスの事例と、その意思決定を保障する環境・制度を学び、病院を含む地域社会の中で他職種、他組織と連携しながら高齢者の多様性を理解し意思決定を保障する環境作りを推進する。高齢者が社会の担い手として意欲的に活動する先進事例をドイツで学び、シルバー人材センターを軸にした高齢者主導の新しい社会貢献と横断的な地域連携を支援する。

2. 日本の高齢社会対策の実施状況

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」(1995年法律第129号)に基づいており、高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には関係閣僚が任命され、高齢社会対策の大綱案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進が行われている。

高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法によって政府に作成が義務付けられているものであり政府が推進する高齢社会対策の中長期に渡る基本的かつ総合的な指針である。1996年7月最初の高齢社会対策大綱が策定されてから約15年が経過した2012年9月7日、高齢社会対策会議における案を経て、現在の高齢社会対策大綱が閣議決定された。それは以下六つの基本的考え方に則り、高齢社会対策を推進することとしている。

- ・「高齢者」の捉え方の意識改革

- ・ 老後の安心を確保するための社会保障制度の確立
- ・ 高齢者の意欲と能力の活用
- ・ 地域力の強化と安定的な地域社会の実現
- ・ 安全、安心な生活環境の実現
- ・ 若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現

2016年6月2日、「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、「介護離職ゼロ」に向けて、介護の受け皿の整備、介護職の魅力向上、介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として、25万人の介護人材の確保に総合的に取り組むなど介護の環境整備を行う取組の方向が示された。また健康寿命の延伸と介護負担の軽減、障害者・難病患者・がん患者等の活躍支援、地域共生社会の実現について取り組むことになった。

2016年9月、「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善、高齢者の就業促進等についての議論を経て、2017年3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。テーマの一つである「高齢者の就業促進」については、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援を充実し、将来的に継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境整備や、多様な技術・経験を有するシニア層が、一つの企業に留まらず、幅広く社会に貢献できる仕組みを構築するための施策等が盛り込まれた。また多様化する高齢者のニーズに対応するため、シルバー人材センターにおける業務について、都道府県知事が市区町村ごとに指定する業種等において、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業が可能となるよう、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(1971年法律第68号)を改正し2016年4月1日に施行され、秋田県仙北市、兵庫県養父市、滋賀県全域において要件緩和がなされた。

「必要な介護サービスの確保」では、地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指すため、訪問介護と訪問看護が密接に連携した「定期巡回・臨時対応型訪問介護看護」や、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を併せ持つ「看護小規模多機能型居宅介護」等の地域密着型サービスの充実、サービス付き高齢者向け住宅等の住まいの整備、特定施設入居者生活介護事業所（有料老人ホーム等）を適切に運用するための支援を進める。

また介護人材の確保のため引き続き、地域医療介護総合確保基金の活用により、「参入促進」、「労働環境の改善」、「資質の向上」に向けた都道府県の取組を支援する。

「認知症高齢者支援施策の推進」では、認知症施策を

加速するため、2015年1月「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて～(新オレンジプラン)」を策定し、認知症施策推進関係閣僚会合が開催され、総合戦略に基づき、関係省庁が一丸となって認知症施策に取り組んでいくことになった。総合戦略は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。そのために、七つの柱に沿って認知症施策を総合的に推進していき、2017年度末を目標として、施策ごとの具体的な数値目標などを定めている。具体的な柱とは以下7項目である。

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

「高齢者医療制度」の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平化や負担能力を配慮し負担割合を定めるなど、低所得者や急激に負担が増える方に配慮した上で、70歳以上の高齢者の高額療養費制度の算定基準額を2017年8月から段階的に見直している。また、後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として実施されてきた保険料軽減措置を、2017年度から段階的に本則に戻すこととしている。後期高齢者については、特性に応じた専門職による訪問指導等のモデル事業を引き続き実施するとともに、事業の効果検証等を踏まえ、2017年度に後期高齢者医療広域連合が実施するフレイル対策等の保健事業のためのガイドラインを策定し、2018年度から全国展開を図ることとしている。

「地域の支え合いによる生活支援の推進」では年齢や性別、生活環境などに関わらず、地域で誰もが安心した生活を維持できるよう、地域住民が相互に支え合える取組を通じて、高齢者を含め、支援が必要な人を地域全体で支える基盤の構築を目指す。また、地域福祉の推進のために、自治体が行う地域のニーズ把握、住民参加による地域サービスの創出、地域のインフォーマル活動の活性化等の取組を支援する「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」などに取り組む。住民が身近な圏域で起こる他人事を「我が事」に考えられるような働きかけや複合的な課題、世帯の課題を「丸ごと」受け止める場を設けることにより住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることのできる体制の構築を支援する。

「交通安全の確保」では高齢運転者対策の推進を図る

ため、臨時的認知機能検査を導入すること等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」(2015年法律第40号)(2017年3月12日施行)について、その円滑な運用に努める。高齢運転者の交通事故防止について、関係行政機関における更なる対策の検討を促進し、その成果等に基づき早急に対策を講じるため、2016年11月24日に設置された、交通対策本部(本部長：内閣府特命担当大臣)の下の関係省庁局長級を構成員とする「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」において全体的な取りまとめを行う。

「成年後見制度の利用の促進」では2016年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立。本法律に基づき、「成年後見制度利用促進委員会」における議論を踏まえ2017年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定した。今後は成年被後見人等の財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した適切な支援につながるよう、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりなどの、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進していく。

3. ドイツの社会保障制度及び介護保険制度

在ドイツ日本国大使館の一等書記官によると、ドイツの社会保障制度は、世界で最初に社会保険を制度化したビスマルクの「社会民主党の破壊的策動打倒のための法律」（通称「社会主義者鎮圧法」 1873年）に端を発する。疾病保険は1883年、労災保険は1884年、老齢・障害保険は1889年にそれぞれ施行。そして社会保険方式の社会保障制度であることに加えて、被用者保険として創設、カバーすべきリスクに応じて制度（年金、医療、介護、失業、労災）が分立しており、当事者自治の原則に従って組織された、独立した運営主体により実施されている。主に保険料により運営する財政システムであり、給付と負担の対応関係が明確である。「被用者に係る社会保険の保険料率」、「社会保障に関する基礎的データ」に関して、日独比較を以下記載する。

【被用者に係る社会保険の保険料率(2017年4月現在)】

	ドイツ	日本
年金	18.7%	18.2%
医療	15.7%	10.0%
介護	2.55%	1.7%
失業	3.0%	0.9%
合計約	40.0%	30.7%

備考 日本の医療及び介護保険料率は、協会けんぽの平均保険料率。

独年金保険料は2020年まで固定。

独医療保険は一般保険料率と追加保険料率の平均

の合計。

【社会保障に関する基礎的データ】

		ドイツ	日本
人 口		8,220万人 (2015年)	12,693万人 (2016年)
		6,760万人 (2060年)	8,674万人 (2060年)
合計特殊出生率		1.50 (2015年)	1.44 (2016年)
平均寿命	男	78.18歳 (2015年)	80.98歳 (2016年)
	女	83.06歳 (2015年)	87.14歳 (2016年)
高齢化率	65歳以上	21.1% (2015年)	26.7% (2015年)
		33.0% (2060年)	39.9% (2060年)
	75歳以上	11.0% (2015年)	12.8% (2015年)
		19.3% (2060年)	26.9% (2060年)

ドイツ介護保険制度は1995年に社会保険の5番目の柱(医療、年金、労災、失業)として導入され、主な特徴として以下が挙げられる。

- ・ 自己決定の原則(要介護者は、自分が利用するサービスを選択する)・在宅介護優先
- ・ 基礎的保障(介護保険制度は、要介護者が必要とする全てを保障するものではなく、基礎的な保障を行うもの)
- ・ 予防及びリハビリテーションの優先
- ・ 自己責任

近年の動向では、高齢化に伴う要介護高齢者の増加、認知症を有する者の増加に対する対応強化が課題であるため、高齢化に伴う制度の基本原則(要介護状態の定義)の見直し、介護サービスの充実(人材、施設・在宅サービス)などによる給付の充実(及び負担の増加)が図られている。2014年11月「第1次介護強化法」が成立し2015年1月から施行され同法律は、介護給付の拡充、施設整備に係る補助金の引上げ、介護施設における従事者の増加及び介護準備基金の創設等を柱としている。また2015年11月「第2次介護強化法」では、認知症の者に対応した新たな要介護状態の概念の導入、当該要介護状態に見合った給付の見直し、介護保険料率の改定及び介護文書の見直し等を柱としている。この中の「新たな要介護状態の概念の導入」では、これまでの要介護状態の定義は、個別の高齢者の身体機能に着目し、どういった機能が欠けているのかという欠損志向に基づくものだったが、個別の状態を勘案し自立した日常生活を送るために何ができるのかという残存機能に着目した定義に見直すことによって、認知症のような知的または心的な障害を有する者の要介護状態を、身体的な障害を有する者の要介護状態と同様に鑑定することを目的としている。

このため、要介護状態をこれまでの要介護段階Ⅰ～Ⅲを改め、要介護度Ⅰ～Ⅴに見直すこととしている。なお当該見直しに係る激変緩和措置として、原則、これまでの要介護度Ⅰの者は新たな要介護度Ⅱへ、これまでの要介護度Ⅱの者は新たな要介護度Ⅲへ、要介護度Ⅲの者は新たな要介護度Ⅳへ自動的に移行することとしている。

4. ドイツ訪問先での学び

ドイツ連邦家庭・高齢者・女性・青少年省（以下BMFSFJ）はドイツ連邦政府における社会保障に関する省庁であり、BMFSFJはドイツ連邦での医療・介護・福祉に関して、一人の国民を総合的にとらえて管轄している。介護教育に関しても介入しており、介護と看護の垣根をなくし介護人材を確保するための取り組みがされている。具体的には、これまでの、看護師、小児看護師、高齢看護師と分類された資格を「看護・介護専門職」一本化し、大学での看護・介護学の導入が挙げられる。日本では看護大学(4年生)は、ほとんどの都道府県に設置されているが介護大学(4年生)はまだ一つも設置されていないと思われる。日本でも将来、職業資格の改正があれば「看護」と「介護」が同じ大学で学ぶことが可能になることで、優秀な人材が継続的に社会に輩出され介護の魅力も向上するのではないかと考えられる。

ドイツ高齢者センター（以下DZA）は、高齢者の生活環境、暮らしぶり、ライフスタイルについて、社会的及び政策的観点から調査を行う研究機関である。高齢者の社会的背景は必ずしも平等ではなく、「高齢期」に起こる変化も年の取り方も異なるため、高齢者の個々の多様性に対応する必要がある。日本でも高齢者に対する世間のイメージはこの10年でも変化してきている。地域のシルバー人材センターの相談員に最近のシルバー人材の登録者数の傾向について質問したところ、現在はピーク時の登録者数と比較して半減しているとの回答であった。原因の一つとして、10年前と異なり60歳以上になったとき、勤務延長をする高齢者が増えたことと、シルバー人材登録者で働くこと1週20時間以内までしか働けない制度が、現在のニーズにマッチしていないことを指摘していた。20時間以内制度は現在行政と交渉中であり、職種によるがいずれ緩和されるとの回答があった。このように数十年前に制度化された法律の壁により、時代のニーズに合っていないケースは様々な分野で指摘される。今後一つ一つ現場からの声を上げて法改正を進めていきたいものである。

ドイツ高齢市民組織協議会（以下BAGSO）は全国で活動する110以上の団体会員を傘下に持つ中間支援組織で、ドイツ国内の1,300万人を超える高齢者の意見を代弁している。BAGSOの団体会員の中には、古くからの社会福祉団体に加え、健康や介護、教育やスポーツなど、あらゆる分野で活動する組合や団体も含まれ、近年高齢者の関心のためのロビー団体として認識されている。日本にはBAGSOの様な組織があるのかと、ある団員から質問された時、普段の活動内容から想像できたのが「社会福祉協議会」であった。全国の市町村、都道府県には必ずあり、法人格は社会福祉法人なので非営利団体の一つである。但し、法律上からも政治的には中立な立場をとる組織のため、私たち組織が政治を動かしてい

くのだという、気概は余り感じ取れないのが、BAGSOとの大きな違いではないかと感じた。

ドイツの「多世代ハウス」は2006年から国策として力を入れており、今回の視察でも2か所視察することができた。「多世代ハウス」とはフランスやスウェーデンの「コレクティブハウス」が発祥で、多世代間の交流を目的とする家または交流を目的とする施設である。ベルリンの「シュレツキ通り44番」は、100年以上前に建てられたアパートで共同組合と住人が出資して建物を買い取り、国の助成金を受けて改築した「多世代ハウス」である。全て個室で共用スペースは1階の情報センター以外ないが、月1回の定期ミーティングがあり、自然と子供が他の入居者のところへ遊びに行ったりする交流がある。管理者の話によると新規住民の希望者が多いため、住民全体で話し合い入居者を決定している。その取組のおかげで、子供たちも安心して他の世帯へ遊びにいけるのではないかと感じた。日本では同じマンション、アパートの隣人であっても、どこの誰だか分からない不安要素が大きいと、挨拶程度のコミュニケーションで終了するケースが多いのではないかと。またボンの「ハウス・デア・ファミリエ」は元々プロテスタント系の教会施設で、マザースクールとして運営していたが、2007年から多世代ハウスプロジェクトに参加し、研修、カフェ、相談、イベント、祭り、料理教室等、多くのプログラムがある。講師は有償と無償があり、ボランティアも多く参加している。そして多世代の人が利用するため高齢者が活躍する場としても魅力的な施設であった。日本では「シェア金沢」（金沢市）が代表的だと考える。「ごちゃまぜ」のまちづくりと呼ばれ、約3万3千平方メートルの敷地内に多世代な地域住民がそれぞれの目的をもって暮らす空間がある。高齢者、学生、障害のある子供たちが「生涯活躍のまち」のモデルとして全国の自治体からも注目をされているが、「シェア金沢」のスケールの広さから、ドイツの多世代ハウスのような取組を真似るのは困難と考える。だが空き家や空室状態の高齢者住宅を活用して、日本版「多世代ハウス」を検討すれば、少ない投資であっても、全国に普及しやすい住宅環境が日本各地にあると考えられる。ただ、これには縦割り行政の規制緩和が必須だが、これから注目される分野である。

介護クオリティセンター（ZQP）は全国規模で事業を実施する民間健康保険協会によって設立された非営利財団である。2006年に国からZQPが委託を受け、「ケアが必要な人の為の権利擁護憲章」を編集・出版した。この権利憲章は自己決定と自助を支援することや身体と精神が侵害されないこと、プライバシー保護、介護を受ける権利、コミュニケーションや社会参加の促進、尊厳・価値を認めること、宗教や終末ケアなど九つのテーマに沿って具体的に書かれている。意思決定の現状として、

ドイツにおける世話人法は日本の成人後見人に近い制度で、法定後見の開始について裁判所の決定を要する点は共通である。現在日本の成人後見利用者は、1億2千万人中12万程度であり、ドイツは8,200万人中約120万人と約10倍の普及率である。この違いは、ドイツにおいて終末期の「自己決定」に関して事前指示（advance directive 以下AD）の普及がある。多くの市民団体や病院、医師会等が独自の事前指示書を作成し、配布してきたことによるものと思われる。そして、ウルスラ・レーア元連邦家族省大臣（1988-1991）兼元BAGSO代表は、「休むものは錆びつく、使わない機能は衰える。その人ができることをやってしまうことは手助けにならない。」と述べていたことから、必要最低限の支援がドイツ高齢者が自己決定権を持ち続ける土台でもあったと感じた。

5. 考察

ドイツ団テーマの「ドイツ社会において意思決定を保障する仕組みや、高齢者を取り巻く連携・相互支援の事例を学ぶ」では「4.ドイツ訪問先での学び」で記載したとおりである。

今回の個人テーマであった「ドイツにおける高齢者福祉政策、福祉人材確保・育成の方法を学ぶ」では在ドイツ日本国大使館の説明資料で概ね理解することができた。「高齢者福祉政策」の介護分野の比較において、日本とドイツの類似点は「要介護者の急速な増大」、「認知症高齢者の増大」、「需要の増大に伴う供給(施設、在宅)の確保」、「需要の増大に伴う供給（介護従事者）の確保」である。相違点は、保険者はドイツが被用者保険モデル（医療保険制度の保険者である疾病金庫がそれぞれ介護金庫を設立）に対して、日本は地域保険モデルである。給付対象年齢がドイツは全年齢層に対して、日本は原則65歳以上（但し、介護保険法で定められている特定疾病対象者は65歳未満も可）。そしてドイツでは国民全てが強制保険の対象ではないことや、公的介護保険給付に対する国庫補助がない（日本は50%公費補助）。他では「竹の会」の日本人の方のお話によると、地域のケアマネジャー制度がドイツにはないため、自分たちがケアマネジャーの役割を奉仕活動の一環で実施し、ドイツ在中の日本人で困っている方に対して情報提供を行っているということはずごく印象に残った。またドイツでは介護保険制度ができた当初から、現金給付（介護手当）が存在しているが、日本もいずれ制度改正が進む中で、この現金給付を制度化し一定条件付で実施してみてもどうかと個人的には考える。そうすることで、日本の高齢者がケアマネジャーに頼らず自ら計画を立て、自己責任において意思決定も反映され充実した老後を過ごしたい人には、逆に喜ばれるのではないかと。 「福祉人材の確保・育成」に関しては、ドイツでは移民

の受入れに関して積極的に国家が推進してきた歴史背景があり、訪問した施設の管理者によると、それほど人材不足に困っていない様子であった。但し、将来の介護職の人材不足に備えて、看護と介護を統合し4年生大学の設置準備を現在進めており、介護職に独占業務を与える法整備を併せて進めているとのお話があった。残念ながら介護職の独占業務の詳細内容は聞けなかったが、将来日本の看護と介護にもこのような動きが発生することを望むところである。

6. これからの取組

帰国後研修にて、今後の事後活動に向けてドイツで学んだ重要な視点を以下に述べる。

- ・ 世代間交流や、ボランティア活動を通じて当事者意識が高まるアイデアが必要である。そしてボランティア参加しやすい雰囲気作り、リピーターが増える仕組み作りも必要である。
- ・ 法人組織も含めた個々の発信力の高さが必要である。そして当事者意識や個の意識の高さも必要である。
- ・ 人や組織と連携するにはWin-Winの関係を大事にし、お互いの利を意識して人とつながることをよく知る。
- ・ 今ある人的・物的リソースに目を向け、その範囲からできることを考える。
- ・ 「高齢者」「障がい者」などライフステージや疾患で人をくくらず、それぞれに歴史や価値観、年の重ね方があり、人は多様であることを認める。
- ・ まずは、必要なところに必要な支援を考える。

上記事項もふまえ、私の法人(わかうら会)では今年11月から毎月2回、第1と第3土曜日の午後1時～午後4時の間、当法人開設の「地域包括支援センター」1階コミュニティールームを活用して「カフェ」を開始した。対象者は子供、青少年、大人、高齢者等、どの世代の方が来ていただいても参加可能で、メニューはお飲物、茶菓子を用意し、料金は低価格(1杯100円)に設定し、何度でも訪問しやすい雰囲気作りをしている。社会福祉法人の地域公益活動の一つとして、今年度は和歌山県社会福祉協議会からの助成金が20万円支給され運転資金の一部としている。当面はできるだけ地域住民の方にたくさん集まっただけ、集まった方達との雑談の中から地域で困っているテーマや支援活動の情報を収集し、またお互い意見交換を進めていく中で、次年度からの具体的なカフェ事業計画を立案していきたいと考えている。

7. おわりに

今回の「地域コアリーダープログラム」を振り返り、派遣研修参加当初、ホームステイのプログラムを拝見したときは、私自身は英会話力に自信がないこともあり、不安要素が大きく、別のプランに変更できないかと思っていた。しかし、実際1日ホストファミリー（

と一緒に過ごすことで、昼間の公式訪問先からは得られない貴重な体験ができた。そしてドイツ市民の休日の過ごし方、地域の歴史、観光資源に対する愛着や誇りを持つことの重要性も改めて感じることができ、楽しい思い出がつくれた。ホストファミリーの皆様方には大変感謝申し上げます。そして、派遣中同行して支えて下さった、ドロテア様、イボンヌ様、通訳の本間純子様には、いくつかのトラブル発生時のときにも冷静に対応していただき、有

難く感謝いたします。そして内閣府及び青少年国際交流推進センターの皆様には、このような貴重な体験をさせていただき、ありがとうございました。今後も、団員同士が情報を共有し合い、それぞれの地域でコーディネーターとして活躍することを約束し、他の分野(障がい、青少年)とも連携し、地域社会の発展に寄与していきたい。

＜参考文献＞
平成29年版「高齢社会白書」

高齢者主導の社会貢献と地域連携を促すために

1. はじめに

私は広島県福山市のシルバー人材センター(以下、シルバー)で約4年、定年退職者など的高齢者に対して働くことでの社会貢献の場を提供している。シルバーへの加入条件に、健康で、働く意志のある、60歳以上高齢者、とあることから元気で行動的な高齢者(アクティブシニア)と関わる機会が大変多い。シルバーへ入会してくる彼らの(以降、会員)多くは定年退職後に再雇用制度によって継続して従来の職場で仕事を続けてきた方たちや65歳から年金給付を受け一定の期間余暇を楽しんだ方たちである。再雇用制度や定年延長制度導入前によって60歳と同時に入会をする高齢者は少なくなってきた。

入会した会員に入会の動機を伺うと、「やることなくして退屈だから」といった内容から「年金だけでは生活が苦しいから」といった理由まで様々な回答が得られた。会員一人ひとりが異なる背景を持つなかで、一貫して「働きたい」という高い就労意欲を持っていることに現役世代としてはいつも驚かされる。

このような現状のなかで、「お金は要らないので、何か人の役に立つ仕事がしたい」という方たちに出会うことがあった。話を伺うと、建築士の資格を持っているのでいかしたい、タガログ語を役立てたい、など培われてきた知識や経験を社会に役立てたいと希望を持たれていた。あいにく当時それら専門的な知識を使った就業の場はなく、シルバーの主たる業務である屋外作業を紹介した。そのような出来事を重ねるうちシルバーにも専門的な人材を求めている団体とのつながりやボランティアの情報があれば、従来の「働くことでの社会貢献」に加えた新たな選択肢を会員に提案でき、会員本人が望む場所へ仲介することができるのではないかと考えるようになった。

そこで、個人テーマを「高齢者が社会の担い手として意欲的に活動する先行事例をドイツで学び、シルバー人材センターを軸にした高齢者主導の新しい社会貢献と横断的な地域連携を支援する」とし、ドイツでの先進的な

取組、

組織運営の現場からそれらのヒントを見付けに行くことにした。

(1) 統計年齢で括らない考え方

2. 派遣最終の学び イツ高齢者市民組織協議会(以下、BAGSO)で日本の高齢者分野の現状を発表する機会を頂いた。私はアクティブシニアについて担当した。発表の一部で日本人の健康寿命(男性71歳、女性74歳)と退職年齢の差を用いて、11年から14年にわたり活発に活動できる期間があることを説明した。上記の小見出しは、その後の意見交換でBAGSO最高業務責任者グルド・クルンプ博士から頂いた助言の一部である。博士は続けて、74歳という数値を使うことで、高齢者自身が74歳を過ぎると元気ではなくなってしまう可能性に言及され、数値やイメージに捕らわれる必要がないことを伝えることが大切であると教えてくださった。

私はこのやり取りで二つの新鮮な驚きを得た。一つめは、BAGSOが高齢世代の関心事を取りまとめて政治経済界や社会に提言する団体でありながら、数値や統計といった客観的な資料だけに偏らない姿勢が垣間見られたことだ。これは、ドイツ高齢者センター(以下、DZA)のバーナー氏の言葉を借りるなら、「高齢といっても多様で不平等である」ことにつながると思う。高齢分野に関わる一員として、統計などの数値は傾向であり、それにより高齢者の可能性を括ることがないよう、自分自身を戒める機会でもあった。二つめは、どの訪問先に行っても高齢者のもつポジティブな面に目を向けていたが、これはBAGSOのような中間支援組織の意識改革が根底にあると感じられたことだった。DZAで、どうすれば高齢者のイメージを良くできるかと尋ねたところ、「高齢者のイメージを良くしたいのではなく、多様であることを伝えたい」と回答を得た。従来の否定的な高齢者像を取り払い、新しい価値観で進めていく上で、トップダウンでの取組が功を奏している一幕に出く

わした出来事であった。

(2) 気軽なボランティア活動

派遣ではドイツで活動する非営利団体の取組について担当者から直接お話を伺う機会を数多く得た。彼らの事業は政策提言や研究分野から住居組合まで多岐にわたる取組を行っていた。そのなかでどの団体も運営に関して「ボランティア」という共通のキーワードが登場したことは興味深かった。

ボン駅から電車で15分、ボン郊外の住宅地の一角でハウス・デア・ファミリエが運営している多世代ハウス(日本でいう公民館に近い施設)を訪問させていただいた。ここではボランティアとして活動される3人の方たちからお話を伺えた。3人とも携わるボランティア活動は異なり、難民の子供に数学を教える方もいれば、育児疲れの母親を支えるため週2回の家事援助に入る方など、個人の関心のある分野でボランティアに携わっていた。特に印象的だったのは、「なぜボランティアに参加するのか」の問いに対しての返答であった。「ボランティアに参加するのは、趣味のテニスをすると同じくらいの気持ちなの」。彼女は、産後の体操のプログラムに参加する母親の代わりに子守りのボランティアをしている方だった。「私には子供がいないので、赤ちゃんに触れられるのが楽しみなのよ。」と楽しげに語られた。その時に心から楽しそうに微笑む笑顔がとても記憶に残っている。

その後も、団員のなかでもこの話はよく引き合いに出された。日本ではいまでもボランティアをしていると周りに伝えると、「良いことをしているのね、偉いね」と見られる傾向がある。一方ドイツではボランティア自身「良いことをしている」つもりもなければ、自己犠牲の精神も感じられなかった。出会いや知り合いが増えることを純粋に楽しみ喜んでいた。テニスを楽しむぐらいに、ボランティアへ参加する敷居を低くすることができれば日本でももっと自由な社会参加が可能になるように感じられた。



(3) 背伸びしない等身大の取組

私たちは、ベルリンで共生社会へのモデル・プロジェクトとして行われている多世代ハウスへ訪問した。シュ

レッキ通り44番と呼ばれるこの施設は、築100年を超えたアパートを全面改修したもので、建物の1階はバリアフリーの住宅展示場を兼ねた住民の集会所であった。住民代表から施設完成までの経緯や多世代ハウスの取組について説明を受けた。壁に取り付けられた棚は、実は手摺りの役割も備えているということだった。自然な形でユニバーサルデザインを取り入れていることに驚いた。



お話の中で興味深かったのは、どの取組も日常生活の一コマの中で成り立っているということだ。例えば、住民が買い物に出かける時に88歳の高齢夫妻に必要なものがないか声をかけることや、月1回程度住民が集まって食事を取るなど、どれも地に足がついた活動である印象を受けた。そしてそれらの活動ではリーダーは存在しないそうだ。リードする人がいなくても継続できる理由について伺うことはできなかったが、一言近所に声をかけることや、たまに食事を持ち寄って食べることは、どれも日常生活で繰り返す動作の中で完結できる取組であった。だからこそ誰もが無理なく継続して取り組めるのではないかと考える。

余談になるが、日本大使館の職員がこの施設の30m離れたところに住んでいるが、この多世代ハウスの存在を知らなかった。必要以上に広げようとせず、必要とされる場所で狭く濃い取組が好循環を生むコツだと感じた。シュレッキ通り44番のコンセプトは、「機械を使うより、隣人を使う。」である。この発想は目の前の問題に対して、新しい仕組みを作り上げて解決に取り組むのではなく、いまあるものをどう使うか、エコの国ドイツらしいリユースの考えに基づくものだと感じた。日本に置き換えても「いまあるものを使う」発想は、大きな可能性をもっているように思う。日本では、全国どこでも市区町村の区分けよりもう一段階細分化された町内会や組内といった自治組織が網の目のようにはりめぐらされている。この既存の受け皿を上手く活用できれば、日本版シュレッキ通り44番の取組も決して難しくないことに気が付いた。再び訪問する機会があれば、住民が活動している場面を見学させていただきたい。

(4) 振り返りのある生活

派遣の期間中、短期間であったがホームステイをする機会を得た。ドイツの家庭に受け入れていただけたことで、高齢者分野や福祉といった専門的な視点ではなく、一個人としてドイツに向き合う貴重な機会となった。ホストファミリーとの出会いの中で素晴らしい体験をいくつも得たが、特に時間の使い方に衝撃を受けたのでここで紹介したい。

ホームステイは一泊二日の行程で、一日目の16時から翌日の17時までと短い滞在であった。その中で二日目の朝食を通してドイツらしい時間の使い方に感心した。私たちは9時過ぎに起床し、その後みんなで朝食の準備に取り掛かった。コーヒーを片手に談笑しながら朝食の準備をすること1時間30分。11時から一つのテーブルを囲んでみんなで趣味や仕事、歴史から政治まで語り合った。朝食が終わり外出の準備を始めたのは13時過ぎであった。もし、私がホストファミリーであったら、果たしてここまでゆっくりと過ごしただろうか。滞在時間が24時間しかないと考え、予定を詰め込んだせかせかしたものになっていると思う。

その朝、ゆっくりとした時間の流れに身を置きながら、ドイツが日本に比べて奉仕活動が盛んなのは、こうした自分自身を疲弊させないゆとりある時間を生活に取り込んでいるからではないかと考えた。ゆとりある時間が他人を思いやる余裕に変わり、ボランティア活動につながるのではないかと思いついた。同時に、ホストファミリーが「第二次世界大戦やベルリンの壁は歴史だが、私にとっては人生の一部だ。」と語られた言葉が、ゆとりのある時間の過ごし方の中で、過去の自分自身を振り返り醸造された言葉であると理解した。一見ゆっくりとした非生産的な時間こそが、活動の伸びしろを生み、生き方を含めた意志決定に影響を与えるのではないかと気が付いた。

3. 学びを活動分野においてどうかすか

派遣を終えてまず取り組まなくてはいけないことは、私自身が持っている連携の可能性をもう一度考え直してみることであった。派遣前後の研修で、コアリーダーを取り巻く課題を共有できる機会があった。その際、シルバーの職員として解決への選択肢を提案できる可能性に気が付いた。派遣団の団員が他業種・他職種の横断した団体であったからこそ、特に今まで注目していなかった私自身の立ち位置に目が向けられ、潜在的な強みや恵まれた資源がすぐ近くにあることに気が付いた。そして、私自身がそれらに自由にアクセスでき、コアリーダーを支援できる立場にあると知ったことで、新しい役割を担えたように感じている。

(1) 小さなWinWinを積み重ねる

これまで社会問題を解決するためには大きなインパクトをいかに生み出し、社会に対してどうぬりを創りだすかという壮大なイメージで物事を捉えていた。しかし、ドイツへの派遣で様々な機関や施設を訪れるなかで、大きな変革よりもむしろ小さな共生を積み重ねている印象を受けた。そしてこの経験をどのようにいかすか、と考えた時に「WinWin」の関係がヒントになると思いついた。

ここで考える「WinWin」はビジネスの現場でよく使われるお互いに利のある関係というよりも、双方向性のある関係、例えば醤油や味噌の貸し借りができる関係に近い。

先日、地元で活動する特定非営利活動法人福山おやこ劇場の活動報告を目にする機会があった。この団体は報告書の作成を業者に委託するのではなく、印刷から製本まで全て手作りで冊子を作り上げていた。人手不足の中、定期的に50ページ近い冊子を500部近く作るそうだ。それを知り、職場にある製本機(印刷物を折り畳む機械)を貸し出すことができないだろうかと考えた。

ビジネスでの互いの利益を生む関係は、一瞬にして解決しなければならぬ障壁が生まれるが、今あるものを使用していないときに貸し出すのであれば、醤油や味噌の貸し借り同様に決して難しいものではないだろう思っている。機械一つを貸し出すことで相手の手間が減り、有意義な活動時間を生み出すことにつながるのであれば、その意味は大きい。物品の貸し借りや情報の共有をきっかけに、今まで他人事として捉えていた地域課題を自分のこととして捉える機会になれば、個別の領域で行われていた取組が重なり横断した運動へ発展するのではないかと期待している。

なお、製本機の貸し借りで生じる機械の破損等のリスクを考え保険会社に相談したところ、年間1,000円で保険が掛けられことが分かった。職場の理解と相手先への訪問を進めて実現可能な提案となるよう取組を進めたい。

(2) 地域の情報センターとしての役割

1975年に東京都でシルバーの前身となる事業が産声を上げた。それから40年以上、就労活動を通じての社会参加の出番と居場所を提供してきた。

その一方で行き詰まりを見せ始めている。2009年度末のピーク時には79万人を超えた会員数も、2016年度末では72万人まで減少した。こうした背景には、再雇用制度の普及による社会的な要因に加え、高齢者自身のニーズが多様になり、これまで果たしてきたシルバーの役割だけでは十分とは言えない状況が生まれてきていることが挙げられる。しかし、高齢者の多様なニーズにシルバー単独での対応には限界がある。他団体と協力し、生涯現役を進める連携が必要になるだろう。

この他にも、健康寿命が伸び続け、高齢者自身は継続

的な社会参加を望む中で、体力的な面により就業を辞退するケースに多数発生してきている。就業の切れ目が社会との切れ目とならないよう、高齢者と社会を引き続き結び付ける取組が喫緊の課題である。そのような現状でボランティア活動のもつ可能性は大きく、高齢者の受け皿として機能しているシルバーが主導して横断的な連携を進めることの意味は大きいだろう。

また、全国規模で展開されるシルバーの既存の組織や事務局機能を使えば、BAGSO同様に中間支援組織の役割を果たすことも不可能ではないと考える。高齢者の能力や希望をいかせる居場所へつなぐためにも情報センターの機能を促進し、社会全体の変革の端緒との役割も意識していきたい。

4. 社会活動の更なる推進にどうかすか

(1) 認知症についての教育と新しい役割を創造する

高齢者分野では、偶然にも広島県福山市から2名をドイツへ派遣していただいた。シルバーの職員である私と、もう一人は包括支援センター(以下、包括)で働く保健師であった。彼女は認知症に関わる医療と介護の連携や、認知症を患った当事者やその家族が孤立しない仕組みに取り組んでいた。同じ市であっても互いに面識はなく初対面同士であったが、同じ地域で活動していることで、福祉と医療と分野は異なったが共通の視点を持ち語り合うことができた。そのなかで、認知症をキーワードにしたシルバーと包括がタッグを組む計画ができあがったので紹介したい。

計画は、アクティブシニアの代表であるシルバーの会員に正しい認知症についての教育の機会を提供するものだ。日本では、認知症というと、ネガティブなイメージでタブーとされてきた傾向にある。高齢者自身、認知症に関心はもっているが、メディアでは「認知症になるとどれだけ大変か」といった罹患後に生じる問題を前面に押し出して伝えるため、「なってはいけない」という恐怖心が先行した予防意識の高まりを感じる。あるシルバー会員に認知症について話を聞く機会があった。その会員は行政や医療機関が設ける「認知症」と名が付くプログラムに参加するのは相当の勇気を有し、関心はあっても未だ受講には至っていないと話してくれた。

そのような実態を踏まえて、私と包括の彼女はセンターの会員に声をかけ、高齢者の当事者視点に基づいた参加しやすい認知症のプログラムを開発することにした。現在、その取組に賛同してくれそうな会員に声かけを行っている。今後は、会員の視点から参加しやすいプログラムのアイデアを聞き取ることと、認知症への質問に答える形での教育を同じ場面で行っていく予定だ。

このシルバー会員を対象にしたこの取組は、大きく二つのメリットがあると考ええる。一つめは、アクティブシニアが正しい認知症の知識を持つことで、本人が認知

機能の低下に直面した際でも、個人で早期に適切な対応を行うことができるということだ。医学に基づいた病状の傾向や相談窓口の存在を知っていることで、一人で悩みを抱えることがなくなるだろう。仮に症状が進んでも早期の治療と準備で個人の意志決定を尊重した生活を保障できると考える。二つめは、認知症の正しい知識をそれぞれの家庭や地域に持ち帰ることで、個人で完結するのではなく社会へ対して啓発活動の側面を併せ持つことだ。伴侶や親族、近所などで認知症に関わる問題に出会った際も相談窓口への仲介役や見守りネットワークの一員を担える。また単なる啓発に留まらず、この役割は同時に高齢者が誰かを支える立場になり、社会の担い手としての役割も生み出す。シルバーの会員が就業以外での社会貢献ができる可能性を秘めているように思える。まだ準備段階であるが、シルバーと包括が互いの専門性を発揮した「予防」によらない認知症への取組になればと考えている。

(2) ドイツへシルバー人材センターのノウハウの提供をする

今回の派遣では、青少年国際交流推進センターが事前に団員に聞き取りを行うとともに、各団員の職場や職業を考慮して訪問先の選考を進めてくださった。そのため同じ職場や職業を軸にして日本とドイツの取組を比較することができた。私においてはマインツ・ビンゲン郡が行っているドイツ版シルバー人材センターのお話を聞く機会が得られた。

正式名称はシニア・シチズン職業センターと呼ばれる取組で、2016年9月から2年間限定のモデル・プロジェクトであった。興味深かったのは、国が違い、取組の年数が異なっても抱えている課題に類似点が多かった点だ。例えば職種については、求人は職人やレストランのウェイター、家事代行が多いのに対して、求職者にあたる高齢者の多くは事務職を希望する傾向にあると聞いた。この話を聞いたときからシルバーのノウハウをドイツに輸出できないものかと考えた。職場である福山市シルバー人材センターは設立から31年目に入っている。これまで事業運営で培った経験や知識に裏付けされたノウハウはドイツ側としても手本となり関心が高いものではないかと思う。活動する国は異なれど情報を共有することで高齢者の新しい可能性が開花し、活発な社会参加の広がりの一助と考える。

その場では何うことができなかったが、就業時間や取り扱い職種の制限、賃金の支払い方法など実務者として聞いてみたい質問事項が帰国後出てきた。また日本では就業の提供に加えてボランティア活動の可能性を考える時期に来ている。ドイツではボランティアが盛んであることからドイツでの成功事例から学ぶべきこともたくさんあるだろう。同じ転換期に立つ者同士、双方で知恵を出し合い共に新しい分野の開拓に取りかかりたい。

5. おわりに

「地域コアリーダープログラム」という名前から、選考のときには優れたリーダーシップを地域で発揮する素晴らしいリーダー姿を想像していた。同時に、内閣府主催の研修を受けたからといって、私に果たしてそのようなリーダーが務まるだろうかと、大きな不安と少しの使命感をもっていった。しかし、ドイツへの派遣を通じて見えてきたリーダーの姿は当初想像していた理想のリーダー像とは少し異なっていた。理論や実証に裏付けされた取組ではなく、どちらかといえば地味で目立たないものであった。ドイツのコアリーダーたちの話を聞いて見えてきた活動は、多くの人を巻き込んで引っ張っていくというよりも、困っている人とその解決策になりそうなものを一つ一つ紡ぐコーディネーターのような役割だった。活動の中心には常に人がいて、それを取り巻く形で支援や組織、法律が存在していたのが印象的であった。

日本に帰ってきて3週間がたった。今のところまだ何も新しい取組はできていない。派遣前と同じように雑多な日常のなかで、家と職場の行き来を繰り返している。しかし、はっきりと二つ変化を感じている。より良い社会を築きたいと心に火が灯ったことと、日本各地に相談できる8人の友人がいる心強さだ。ドイツのコアリーダー達も最初の一步があったように、まずは私も踏み出

してみようと思う。

最後に、素晴らしい研修の機会を与えてくださった内閣府並びに一般財団法人青少年国際交流推進センターの皆さん、現地での活動を全力でサポートしてくださった関係機関の皆さん、誰より私たちの言葉に耳を傾けて通訳して下さったかた、温かく迎え入れて下さったホストファミリーの皆さん、情熱あふれる取組を丁寧に説明して下さった全ての訪問先の皆さんに心から感謝申し上げたい。そして、土山団長をはじめ、団員の皆さんにも感謝を申し上げたい。皆さんと出会えて同じ時代で活動できることを嬉しく思う。



2. ニュージーランド派遣団（障害者分野）行動記録

日付	天候	時間	活動内容
10月8日 (日)	晴	19:00	成田国際空港発 (NZ90) (機内泊)
10月9日 (月)	晴	9:25 12:00 13:05 15:00 16:00 17:00 18:30-21:00	オークランド国際空港着 オークランド国際空港発 (NZ425) ウェリントン国際空港着 社会開発省 (MSD) にてマオリ族の正式な歓迎儀式 ニュージーランド障害支援ネットワーク (NZDSN) *、障害問題担当室 (ODI) の概要紹介 在ニュージーランド日本国大使館を訪問 歓迎レセプション (ウェリントン泊)
10月10日 (火)	晴	8:40 9:15 10:15 11:25 12:05 13:45 14:35 15:25 16:45	社会開発省 (MSD) 着 ODIより新障害戦略の原則について説明 MSDより就労支援や事故補償公社について説明 保健省よりニーズ・アセスメント・サービス調整機関 (NSC) 及びエネイブリング・グッド・ライヴズ (EGL) について説明 ニュージーランド障害者会議 (DPA) 及び保健省より、エネイブリング・グッド・ライヴズ (EGL) 共同デザイン・グループについて説明 ODIより手話戦略と行動計画について説明 教育省より学習支援システムについて説明 EGLナショナル・リーダーシップ・グループより開発プロセスについて説明 ニュージーランド国立博物館テ・パパ・トンガレワ訪問 (ウェリントン泊)
10月11日 (水)	曇/雨	8:40 9:00 10:45 11:45 13:00 14:10 15:15 16:10	MSDにて関連機関の相関について講義 テ・ポウ及びキャリア・フォースにて当事者のシチズンシップや支援者養成について説明 IHCアドボカシーと知的障害者の権利擁護及びセルフアドボカシーの重要性について議論 DPAと当事者団体の活動並びに社会的意識の変容について議論 コミュニティ・コネクション及びイマージ・トラスト、就労支援並びに地域生活支援について説明 アイディア・サービスより知的障害者への就労支援の事例紹介 ライフ・アンリミテッド・ニーズ・アセスメント・サービス調整機関 (NASC) より説明 スター・ジャムによる障害を持つ若者のパフォーマンス (ウェリントン泊)
10月12日 (木)	晴	8:45 9:50 11:00-12:10 13:00-14:30 14:30-15:10 15:30-16:00 16:00-17:00	ウェリントン国際空港発 オークランド国際空港着 テ・リト・地域生活センターにてマオリの公式歓迎会 テ・ロープ・タウリマにてマオリ族の文化・提供サービスについて説明 マヌワヌイより提供サービスについて説明 ビー・アクセシブルより包括的なアクセシビリティについて説明 オークランド障害者法センターより説明 (オークランド泊)
10月13日 (金)	晴	9:00-10:40 10:40-11:30 12:00-13:00 13:10-14:45 15:00-16:10 17:00-18:30	CSS障害アクションにて早期介入支援についての説明と園芸の見学 ザ・キューブより若者支援について説明 スペクトラム・ケアにて歓迎会及びグループランチ エンリッチ・プラスより障害者の地域生活支援・地域参画について説明 スペクトラム・ケアのサービスについての紹介 スペクトラム・ケアが運営する就労支援施設の説明と施設見学 (オークランド泊)
10月14日 (土)	晴	10:00 14:00	以下の2グループに分かれ自習 グループ1: マオリなどの文化を学習するため戦争博物館の見学 グループ2: 今までの視察の整理をホテルにて行う ホストファミリーとの合流 (ホームステイ)

日付	天候	時間	活動内容
10月15日 (日)	晴	16:30 17:00-18:30	全員ホテル集合 懇親会 (オークランド泊)
10月16日 (月)	晴	8:20-9:20 10:00-12:00 14:00-15:00 15:15-18:30	ケアラーズ・ニュージーランドよりケアラーへの支援について説明 全盲・弱視教育ネットワーク・ブレズによる説明及び施設見学 オークランド市議会よりアドバイザー委員会について説明 NZDSNと評価会・全体を振り返っての質疑応答 (オークランド泊)
10月17日 (火)	雨	9:55 16:50	オークランド国際空港発 (NZ99) 成田国際空港着

※ニュージーランド国内視察の調整は、ニュージーランド障害支援ネットワーク (NZDSN) が行った。

訪問先一覧 (派遣者による記録)

訪問先	在ニュージーランド日本国大使館
訪問日	10月9日 (月)
面会者	特命全権大使 一等書記官 (広報文化センター長) 広報文化センター
住所	Wellington New Zealand
電話番号	
URL	

機関の紹介：

政治・経済その他の分野に関し、日本を代表してニュージーランドと様々な交渉を行う。各種情報の収集を行う政務班、経済班、日本について正しく広報しつつニュージーランドとの各種交流を活発化させる広報文化班、サモア、クック諸島を中心とした政府開発援助 (ODA) を担う経済協力班、パスポート、ビザ等を発給すると共に日本人の保護などに当たる領事警備班及び官房班で構成。オークランド、ウェリントン、クライストチャーチに領事館がある。

訪問先	障害問題担当室 (ODI)
訪問日	10月10日 (火)
面会者	ディレクター シニア・アドバイザー
住所	Wellington
電話番号	
URL	http://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/contact-us/index.html

機関の紹介：

社会開発省の一部だが独立性を保ち、障害戦略を担当。必要に応じて保健省や教育省とも連携を図る。8名の職員で、障害者と政府が協力して政策に取り組める様に大臣や政府

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ニュージーランドの一般概況や内政、選挙について。マオリ党がありマオリの選挙区がある。
- ・太平洋やアジアから移住者が増えている。
- ・日本よりもワークライフバランスを大事にしており、金曜日の午後は仕事をしない人もいる。
- ・ニュージーランドでは同棲していると、法的には結婚と同等に認められるなど、多様な家族形態がある。
- ・日本人滞在者は2017年10月9日時点で、約18,000人。オークランドに半数、その他の北島・南島に半数が在住。

を代表して国連に報告する役割を担う。国連障害者権利条約を批准する以前の2001年に障害戦略を策定し、権利条約の発展に寄与した。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・障害に関する取組の歴史と現在の状況について。
- ・2001年に策定した障害戦略を2016年に改定。当事者の意見などに基づき、新障害戦略は①教育②雇用・経済の安定③健康・福祉④権利擁護・正義⑤アクセシビリティ⑥姿勢⑦選択とコントロール⑧リーダーシップの8領域で構成され支援に取り組んでいる。当事者やその家族、サービス提供者、政府で構成されるレファレンスグループ (参考意見を出すグループ) を構成し、

訪問先	社会開発省 (MSD)
訪問日	10月10日 (火)
面会者	プリンシパル障害アドバイザー
住所	Wellington
電話番号	
URL	https://www.msd.govt.nz/

機関の紹介：

2001年に社会政策省と雇用に関する支援部門の合併により設立されたニュージーランド最大の政府機関。雇用、所得サポート、退職年金サービス、サービス提供者への資金提供、社会政策と政府への助言、学生手当と貸付金、社会住宅援助等に関する施策を実施。障害者分野の雇用や収入に関する支援も行う。全ての国民が安全、強固で自立した状態になるよう支援することが目的。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・保障サービスは障害を負った経緯や種別、何に困っているかによって、サービスを提供する政府機関が異なる。
 - 保健省：メンタルヘルス、高齢障害者、慢性的な病気等、事故・怪我以外を原因とする障害のある人への支援を行う。
 - 教育省：全ての障害者に対して、必要な学習、幼児教育、特別支援教育を行う。
 - 事故補償公社：事故・怪我が原因で障害を負った人に、事故後の保障やリハビリを支援する。

訪問先	保健省
訪問日	10月10日 (火)
面会者	グループマネージャー
住所	Wellington
電話番号	
URL	http://www.moh.govt.nz

各地をまわり意見を収集。現在、2回目のパブリックコメントが終わり、今後は、上記の説明責任の遵守や、取組の効果の測定、システムの簡略化、国際的な取組を行っていく予定。

【意見交換のポイント】

「開発」という考え方について：国の支援に頼らず障害を持つ人が主体的に生活を組み立てていくこと。社会投資という考え方に基づき、人に投資をしている。

- 雇用・所得保障局：働いていない障害者を対象に、雇用、収入サポート、コミュニティへの参加を支援する。例えば怪我により就労が困難となった場合には、事故補償公社と雇用・所得保障局から支援が受けられる。

- ・上記システムは複雑でどの政府機関に行けばいいかわかりにくいと、窓口や受入システムの改善を検討中。
- ・所得補償の対象者は2016年12月の時点で294,464人であり、そのうちの52%が障害者。全体数から見ると約25%は重度の精神障害者。
- ・ニュージーランド全体での求職者のうち、何らかの障害があるとされる人は59,678人、生活費の保障を受けているのは93,433人で、この数字は手当をもらっている人の50%。障害のある方で労働力人口にあたる年齢の49%の人が就職している。健常者では77%。
- ・障害者も健常者も同じ雇用条件と権利を持ち働けるようにすべきという考えのもと、2007年に障害者雇用促進法を廃止したが、障害者雇用に理解のない企業も存在することが課題。

機関の紹介：

- ・ 国内の治療やリハビリテーション、装具などの障害者サービスを担当。
- ・ 当事者の内訳は、男性56%、女性44%。人種ではマオリ16%、パシフィック6%、アジア系5%、その他73%。18歳以下が38%、65歳以上が8%。
- ・ 障害種別として身体障害27%、知的障害46%、自閉症16%、感覚障害4%。高齢者は少なく、自閉症が増加傾向にある。
- ・ 予算の内訳としては住居支援が45%、地域ケアが23%、住宅改修・福祉用具等が11%、高度・複雑なケースへの支援が7%、その他が14%となっている。

訪問先	エネイブリング・グッド・ライヴズ (EGL) 共同デザイングループ
訪問日	10月10日 (火)
面会者	NZ障害者連合 ポリシー&リーダーシップマネジャー 保健省 障害システム改革プログラムリーダー
住所	Wellington
電話番号	
URL	http://www.enablinggoodlives.co.nz

機関の紹介：

障害者と政府が協働して障害者支援システム改革を推進している共同デザイングループ。社会システムが力を持つのではなく、障害者と家族が力を持つべきであるという声によりグループを発足。5人の障害者とサービス提供者2人、当事者家族3人と政府の関係者で構成されている。当事者団体と保健省が協力し、エネイブリング・グッド・ライフ（「良い人生の実現」という意味）というモデルを2008年より開始。障害に焦点を当てるのではなく、人生全体を網羅して考えることを提案した。

訪問先	ニュージーランド手話戦略委員会
訪問日	10月10日 (火)
面会者	主席アドバイザー
住所	Wellington
電話番号	
URL	http://www.odi.govt.nz/

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 「障害者」で一括りにせず、必要に応じて介入している。例えば、水泳教室で障害児に対して特別にコースを設けていたが、今は健常児と一緒にいき、必要に応じてサポートスタッフが介入し協力する。
- ・ 今後の取組として、障害のある子供に対する早期支援の推進、システムへのアクセスの簡易化、当事者が自分でサービスをコントロールできる様にシフトして行くことを目指している。

【意見交換のポイント】

- ・ 日本では1歳半、3歳児検診を通じて障害の有無をスクリーニングしているが、ニュージーランドでは義務教育(5歳)が始まる前の4歳でスクリーニングを受ける。
- ・ 障害にネガティブなイメージを持っている人への支援としてセルフアセスメントを実施。項目には、自身の強みを見出せる様な内容が含まれる。

訪問時の活動内容：

【意見交換のポイント】

- ・ 障害者支援制度の変革では、当事者が自分の人生の選択権・コントロール権・設計権を持ち、幸福と自信の獲得につなげていくことを目的に、政府のニーズではなく当事者のニーズに応えたシステムの発展に取り組む。障害という括りではなく、その人の生活や人生全体で考えるのが原則で、幼児期からシステムを利用できるように変えて行く。また制度に関する手続きを簡単にし、必要性に応じて出張サービスにも取り組んで行く。
- ・ 2013年からクライストチャーチとワイカトで、18～21歳を対象にシステムの試験導入を2回実施した。

機関の紹介：

手話戦略は社会開発省の中の障害問題担当室の施策の一つ。専門家を雇い、ニュージーランド手話委員会のアクションプランに取り組む。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 手話言語法について：手話は、2006年に公用語となった。手話ができる人は聴覚障害者を含め約2万人。少数が使用する言語であり、生き残るために戦略として、①多くの人が使うこと②家や他の様々な環境で使うこと③小さい子供からあらゆる年代で使うことを重要な要素とする。手話を使う人口は減少傾向。
- ・ 手話委員会について：構成メンバー 8人の内、3人が政府関係者で、手話の維持・促進に取り組む。2015年に設立され、定期的に会議を行い、政府に専門的助言を行う。年間予算は150万ドルで、手話がより一般的なものとして認められることを目指す。戦略として、①手話の習得（手話を通じた教育や、聴覚障害関係者による使用、あらゆる年代に対する学習機会の提供等）、②手話の使用・アクセス（情報とサービスへのアクセス提供、手話通訳の訓練等）、③ステータスの認識（手話の保護を目的とした法律の立案や、手話の

訪問先	教育省
訪問日	10月10日 (火)
面会者	戦略的関係チーフアドバイザー
住所	Wellington
電話番号	
URL	http://education.govt.nz

機関の紹介：

政府省庁の一つで、教育法（1989）において「特別な教育的支援を必要とする人は、それが障害に起因するかどうかに関わらず、他のそのニーズを持たない人と同様に、州の学校に入学し教育を受ける権利がある」という考えが示された。その後のニュージーランドの障害戦略にものっとり、インクルーシブ教育を推進している。ニュージーランドの教育は北島七つ、南島四つの計11行政区で構成。教育委員会は存在せず、各学校独自で経営方針を決め運営する。カリキュラムは三つあり、幼児教育の「テ・ファリキ (Te Whāriki)」、義務教育の「ニュージーランド教育課程 (The New Zealand Curriculum)」、マオリ用の「Te Marautanga o Aotearoa」。数は少ないが特別支援学校もある。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 「特別」と言われたくないという声を反映するべく、2017年初めに「特別教育 (Special Education)」という

使用権利の獲得等)、計画(問題や課題に対する解決策の考案と実行、問題・課題解決に対する進捗状況の報告との監視)④研究・リサーチ(手話委員会によるオンラインの辞書の提供等)、⑤意識啓発(手話習慣の実施等)。手話が認められるためには、政府のみならず当事者の努力も必要。

【意見交換】

- ・ 日本での手話を広める運動はニュージーランドと状況が異なるかもしれないが戦略で挙げた5点のどこに集中すべきか考えることが重要。
- ・ 手話の資格は必要。また不平申立のシステムとして情報アクセシブル法がある。ニュージーランドは、2015年から選択の基準について大きなプロジェクトがあり、基準を開発するプロジェクトもあった。最初のプロジェクトの報告はネットに載せており、2回目は11月に載せる予定である。
- ・ 聴覚障害を持ち団体内で働くスタッフはメールや手話のできる同僚を介してコミュニケーションを図っている。場面に応じて通訳者を手配。
- ・ 手話を使うメリットとして、複数言語の習得や聴覚障害者と会話ができることがあるが、遠くにいても水中でもコミュニケーションがとれる手話ならではの利点もある。

用語を「学習支援 (Learning Support)」に変更。対象は障害を持つ児童生徒及び、初期環境に恵まれず学業面で落后する可能性が懸念される生徒など。

- ・ 障害を持つ児童生徒も、基本の三つのカリキュラムに沿って学習を進める。
- ・ 各学校が独立し運営しているため、学校間に資金規模の差が生まれている。学校間での協力体制を図っているが、地域の実情に即した内容での学校運営ができるメリットもある。
- ・ 地域の学校教員の、障害に関する知識や支援能力に不安を持つ保護者は特別支援学校に入学させたいと考える傾向にある。教員の技能向上が必要。
- ・ 学習支援の方法としては、専門職らによる「補修クラス (Extra Teacher Time)」、特別支援教育の専門教員の「リソース教員 (Resource Teacher)」、補助員の「教員支援 (Teachers Aid)」が、在籍するクラスに訪問し、クラスの中で支援を提供している。

訪問先	アネイブリング・グッド・ライブズ (EGL) ナショナル・リーダーシップ・グループ
訪問日	10月10日 (火)
面会者	共同議長 視覚障害セクター代表 親・家族代表 ニュージーランド障害者会議 (DPA) 代表 ニュージーランド障害者会議 (DPA) ワイカト支部代表
住所	Wellington
電話番号	
URL	www.enablinggoodlives.co.nz

機関の紹介：

EGLとは、雇用、教育、訓練、スポーツ、レクリエーション、地域社会とのつながりなど、柔軟に活用できる支援パッケージであり、保健省、教育省、社会開発省が資金を提供している。EGLナショナル・リーダーシップ・グループ (9名) には障害当事者・家族・障害セクターのリーダーが含まれ、障害のある人と家族の日常生活を支える方法を長期的に変革することを目指し、障害セクターと政府機関とのパートナーシップ構築を図ってきた。2008年より検討を始め、2011年にEGLの提案書を作成、障害問題委員会へ提出した。今回出席した5人はEGLの理念・原則を作成し守ってきた「Guardian」とされ、現在もシステム構築や運営に深く関わっており、今後の展開にも大きな影響を与えるキーパーソンである。また、ワイカトにも地方リーダーシップグループが存在する。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ これまで障害を持つ人や家族が、サービスや資金を自

訪問先	ニュージーランド国立博物館
訪問日	10月10日 (火)
面会者	
住所	Wellington
電話番号	
URL	https://www.tepapa.govt.nz/

機関の紹介：

1992年の「ニュージーランド博物館 テ・パパ・トンガレワ法」に基づき、1998年に設置された国立博物館。コレクションは、マオリの歴史と文化、ニュージーランドの自然、アートとデザイン、太平洋地域の人々の文化、国内及びグローバルな文脈におけるニュージーランド歴史と文化といった五つの相互に関連したコアテーマ領域に跨る。これらの展示、紹介を通して、ニュージーランドの国家アイデンティティに新しい洞察を提示することを目的とする。

ら管理できないと感じていることが問題となっていた。2008年より開始されたハイレベル協働デザインによって政府と当事者の合意・信頼が少しずつ構築され、2011年に、障害当事者に対する支援と生活により多くの選択肢とコントロールを与えるため根本的な変化が必要であると結論付け、報告書を提出。当時の障害者問題担当大臣が保健省・社会開発省・障害セクターの関係者と検討を重ね、2012年にクライストチャーチでのパイロット事業がスタートした。2014年にはワイカトに対象範囲を広げ実施中。

- ・ 対象者は18歳～21歳までの250人。受け取るサポートの種類や、どのように受け取るのかについて障害当事者が選択肢を持つことで、教育・訓練・雇用のみならず、友達や家族と関係を持つ、地域社会や文化活動に参加するなど、多様な生活が可能になる。
- ・ EGLの取組を通して、障害当事者が地域社会で生き生きと暮らす価値のある市民と認識され、社会の全ての人々が障害のある人に対する考えや態度を変えることを最終的な目的としている。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 利用者への対応：障害のあるなしに関わらず、来館者の状態に応じてガイドする。視覚障害のある人の来館が多く、展示物を手で触って楽しみ学べるよう工夫している。自閉症スペクトラム、精神障害のある人等の来館もある。
- ・ マオリ文化：マオリの起源は不明。クック諸島、タヒチという説もあるが、近年の考古学調査によれば、同時期 (800年前頃) にポリネシア地域にある複数の島々から移住した可能性がある。マオリには40～45のイ

ウィ (部族) がある。ニュージーランドの気候に合った文化 (生活様式) を築き、文字を使用しないため、文化は口承と絵等により継承された。住居は耐寒性のある平地式建物、宝物等の貯蔵は高床式建物となっている。住居はそれ自体が先祖の身体を模したもので、その内外には神や先祖の像 (木彫) が配されている。

- ・ 集落にはマラエ (集会所) があり、その中心はファレヌイと呼ばれる大きな建物である。この建物は、教会、学校、会議場、ゲストハウスといった機能をもつ。現代ではマオリに限らず広くニュージーランドの文化的象徴としてマラエを位置づけ、この場を結婚式場、パフォーマンスの舞台等として利用する国民も少なくない。

訪問先	テ・ポウ キャリア・フォース
訪問日	10月11日 (水)
面会者	プログラムリード 事業開発部長
住所	テ・ポウ: Wellington キャリア・フォース: Wellington
電話番号	テ・ポウ: キャリア・フォース:
URL	テ・ポウ: https://www.tepou.co.nz/ キャリア・フォース: https://dev.careerforce.org.nz/

機関の紹介：

テ・ポウはメンタルヘルス患者、依存症患者、障害者の労働力開発を支援する団体。保健省から資金提供を受けている。障害支援サービス提供者、研修及び教育提供団体、研究者及び国際的な専門家を含む幅広い組織と協働する。キャリア・フォースは、障害、精神保健等に関わるスタッフの職業訓練を行っている団体。政府から依頼を受け、ニュージーランドの資格認定機関 (NZQA) が認定したトレーニングプログラムを作成し、実施するために全国の雇用主と協力している。受講者のトレーニングは障害当事者が行い、受講している訓練生数は18,000人にのぼる。資格はレベルごとに分けられており、取得しているレベルが給与にも反映される仕組み。EGL・NZDSNと協力して事業を行っている。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

<テ・ポウ>

- ・ 現在必要な労働力の開発だけでなく、人口の増減や高齢化等の社会全体を見ながら今後の労働力を考えていく。

訪問先	IHCアドボカシー
訪問日	10月11日 (水)
面会者	代弁者 障害当事者
住所	Wellington
電話番号	
URL	https://ihc.org.nz/

- ・ 現在必要なケアラー (支援者) と将来必要とされるケアラー像にギャップがあれば埋めていくことが必要。
 - ・ 支援に適切な人数、スキル、場所、機会を考える。
 - ・ 支援には人間関係が重要。ニーズを知っているのは本人であり、本人に信用してもらうことがまず重要である。
- <キャリア・フォース>
- ・ ケアラーには資格がない者が多く、誰でもできる仕事と思われていた。資格を作り給与のベースアップを図ることで、社会的価値が向上している。
 - ・ ケアラーに訓練が必要かどうかは雇用者である障害者本人とケアラーが相談して決める。訓練に必要な資金は雇用者が支払う。そのための補助金は政府から支払われる。
 - ・ 訓練を実施する障害者は少ないのが現状。希望者は多いが知識や権利についての理解が足りなかったり、フルタイムで働いているため訓練を受けられる人が少ない。
 - ・ 当事者は「障害の定義を変えるのは障害者自身であるべき」と主張している。リードは当事者に任せる。

機関の紹介：

1949年に知的障害児の親によって設立。知的障害者が所属しているが、学習障害という表現を使用している。当時の保護者が、障害を持つ自分の子供たちが教育や健康関係のサービスを他の子と同じように受けることを目指した。IHCのHは、ハンディキャップという意味で、現在では使われないが、馴染みのあるIHCという表現が残っている。現在は大人も対象とし、地域で良い生活ができるように支援している。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 慈善団体からの募金や企業から得た予算の下、運営しており、資金調達の部署がある。一部署のアイデアサービス(後述)は、プロバイダーなので、政府から資金を得ている。
- ・ 障害を持つ当事者が尊敬と尊厳をもって扱われるこ

訪問先	ニュージーランド障害者会議 (DPA)
訪問日	10月11日 (水)
面会者	ガバナンスグループ議長 国家政策マネージャー
住所	Wellington
電話番号	
URL	http://www.dpa.org.nz

機関の紹介：

ニュージーランド最大の障害者団体(協議会)。一番古い団体は80年前から存在している。①本人や家族の相談支援や、交流の場を作る②障害のアクションプランの設計③権利条約が適切に用いられているかの監視などを行う。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 一般社会における障害に対する態度の改善について模索している。また、障害者自身の自らの障害に対する考え方を変えていけるかを考えている。

訪問先	イマージ雇用支援トラスト コミュニティ・コネクション
訪問日	10月11日 (水)
面会者	スタッフリンダ・フィッシャー 運用管理者
住所	イマージ雇用支援トラスト: Wellington コミュニティ・コネクション: Paraparaumu
電話番号	イマージ雇用支援トラスト: コミュニティ・コネクション:
URL	イマージ雇用支援トラスト: http://www.emergetrust.org.nz/ コミュニティ・コネクション: http://www.ccslt.org.nz/index.php

- と、当事者が生活の中で必要なことを発言できること、当事者が地域で生活できることを原則に活動を実施。
- ・ 政府への働き掛けも行っている。
- ・ 国連の権利条約に基づき、障害による差別の有無等の確認を行っている。2017年にオンラインアンケートを実施した。不満等は依然変わらない状況。
- ・ アドボカシーは三層(システミックアドボカシー、コミュニティアドボカシー、セルフアドボカシー)において行う。当事者によるセルフアドボカシーについては、発言をする、生活の中でしっかりと言う、耳を傾けてもらえる、選択ができる、やりたいことをやるということが大切である。

【意見交換のポイント】

- ・ 専門家の有無について質問を行った。IHCの活動に特に専門資格は不要とのことであった。IDEAにはヘルスアドバイザー(看護師)がいる。

- ・ ODIとは3か月ごとに話し合いを行い、政府が行う政策が障害者権利条約に基づき、差別なく施行されているのかを確認している。
 - ・ 当事者の声を政府に届けて、変化を起こさせる役割を担う。
- ##### 【意見交換のポイント】
- ・ 当事者からは、個別支援に関する相談事が多い。ケアラーによる当事者に対するサポートのこと、教育へのアクセス、就職、孤独、暴力、住宅のことなど。
 - ・ 以前は画一的なサービスを提供したが、現在は個人一人のニーズに合わせたサービスが重要であるとする。

機関の紹介：

- ・ 非営利法人として知的障害者の親が設立した機関。働く意欲のある障害者には、機会があるべきと考えている。
 - ・ 2000年から対象者のより良い生活のため、他団体と連携している。
- ##### <イマージ雇用支援トラスト>
- ・ 就労支援のチーム。プラン作成、履歴書作成・面接練習、利用者のスキルを知るための訓練を行い、会社訪問、就職先の開拓を行う。
 - ・ 支援期間は人によって異なる。5時間で就職が決まることもあれば、2年かかる場合もある。
 - ・ 利用料は無料。予算は社会開発省から出ている。募金のために活動することもある。

<コミュニティ・コネクション>

- ・ 地域社会ベースの生活支援チーム。
- ・ 居宅者支援、施設生活者支援も行うが、利用者は居宅が98%。施設生活者はコミュニティコネクションが所持する入所施設を借りて生活している。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

<イマージ雇用支援トラスト>

- ・ 就労支援について、かつては①障害を治すこと②訓練することを経て就職するという支援が行われていた。現在は就職後に職場で訓練していくという考え方にシフ

訪問先	アイディア・サービス
訪問日	10月11日 (水)
面会者	雇用支援・アクティブ・イン・ヘル・ナショナル・コーディネーター
住所	IDEA Services Limited
電話番号	
URL	https://ihc.org.nz

機関の紹介：

IHCによる、全年齢の知的障害者を対象とした、自宅またはコミュニティ内の生活(自立)支援サービス。具体的には、生活支援、居住支援、就労支援、メンタルヘルス支援を行う。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

知的障害者のための就労支援：ニュージーランドのチェーンピザ屋「ヘルズピザ」からの提案で、若い知的障害者にピザ作りの有給就労トレーニングの機会を設けた。企業より提案があった珍しいケースで、試験的実施の成功に追従し全国的な取組となった。現場の職員は当

トしている。

- ・ 就労においては「何ができない」かより「何ができるか」が重要。仕事ができることは、社会全体に対してプラスであると考ええる。
 - ・ 2000年頃よりポジティブ・ポッシブル(「本人中心」「前向き」「可能」という意味合い)という考え方を理念としている。
 - ・ 求人から探すのではなくその人に合った仕事を探すことが重要である。
 - ・ 就職後12か月は支援を行う。ジョブコーチが仕事の指導や面談を行う。生活面の支援はコミュニティ・コネクションが行う。
 - ・ 障害者の雇用について肯定的な会社が多いが、安全・衛生面や企業風土から消極的な会社もまだ存在する。
 - ・ 就職率は利用者の50%以下であり、職員は余り良い数字とは思っていない。
- ##### <コミュニティ・コネクション>
- ・ 支援者はおらず、ピアサポートや近所の当事者同士で助け合っている。
 - ・ 住宅は地域に関わりを持っているサポートワーカー、コミュニティ・コネクションと本人とで相談して決めている。代行ではなく本人が自分でできるようにアプローチしている。
 - ・ 不動産屋とのつながりを持っている。
 - ・ 支援者の研修は障害のある当事者が行う。

初戸惑ったが、他の新人と同様の指導工程で知的障害者が仕事をできるようになったことをきっかけに、障害者就労を肯定的に捉えるようになった。また、職員の間にも、教え方の幅が広がり勉強になったとの感想があった。多くの知的障害者に同様の体験の機会を提供するため、雇用ではなくトレーニングとして実施した結果、全国70店舗中42店舗でこの取組を展開することができた。取組における職員の対応として、各支店にケアワーカーを1名配置し、職員及び本人から相談を受ける調整役を担ったが、徐々に不要となった。研修終了後はヘルズピザに8名、数人はそれ以外のマクドナルドやサブウェイ等、その他企業に就職している。

訪問先	ライフ・アンリミテッド・ニーズ・アセスメント・サービス調整機関 (NASC)
訪問日	10月11日 (水)
面会者	サービス・開発マネージャー 改善コーディネーター
住所	Lower Hutt
電話番号	
URL	https://www.lifeunlimited.net.nz/

機関の紹介：

保健省との契約の下、当事者のニーズアセスメントやサービスの調整を行う非営利団体。全国15の地方に拠点があり、利用に至るルートとしては本人が来るか、病院や学校などから紹介されて来る場合などある。サービスが必要であるか話し合い、ニーズアセスメントを実施し、サービスが必要な場合はニーズに合わせた支援サービス提供者を紹介して調整を行う。

利用者の内訳として、障害種別は身体（24％）、知的（39％）、感覚（4％）、自閉症（20％）。年齢は5歳以下（4％）、6～21歳（35％）、22～65歳（51％）、66歳以上（10％）。人種はヨーロッパ系（66％）、マオリ（13％）、サモア（5％）、その他（16％）。提供している地域支援としてはレスパイトケア（47％）、自立生活支援（11％）、在宅サービス（42％）。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

高度・複雑なニーズを持つ人においては、教育・福祉の領域とも連携して支援を行う。能力が自立レベルであれば、

訪問先	スター・ジャム
訪問日	10月11日 (水)
面会者	ウエリントン地区プログラム・コーディネーター
住所	Wellington
電話番号	
URL	https://www.starjam.org/

機関の紹介：

2002年発足の非営利団体。障害のある若者が音楽パフォーマンスのワークショップを通じて能力を最大限に発揮できることを目的に設立。主に音楽を通じた活動の場を提供する。具体的には、週1回のワークショップや定期的なコミュニティディスコ等のプログラムを、オークランド、ハミルトン、タウランガ、ウエリントン、クライストチャーチで展開。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 地域の中で障害のある人が包摂され、人間として尊敬される環境を作り、若い人が地域に参加できることを目指す。

資金を提供して本人が自由にサービスを選択して利用する。自立が難しい場合にはNASCが間に入ってサービスを調整する。

今まで自閉症はNASCの対象ではなかったが、受入れを開始する。ここ4か月の相談者のうち80％が自閉症であり、知的障害を伴っていないケースが多い。

【質疑応答】

- ・ 知的障害と自閉症の定義は、精神疾患診断統計マニュアル (DSM) に基づいており、日本と同様である。
- ・ 高度で複雑なニーズには重複障害、虐待やネグレクトなどの家庭の問題を含むケースがある。
- ・ プランの見直しについて、脳卒中の人であれば、始めは日常生活支援のサービスが主体であるが、徐々に外出や余暇支援などにニーズの変化に合わせて移行して行く。モニタリングの頻度は決まっておらずケースごとに異なる。
- ・ 学校や病院など他機関との情報共有におけるプライバシーへの配慮として、本人の同意を得た上で共有する。高度で複雑なニーズを持つ人については家族などとも協議して了解が得られれば、情報を共有。

- ・ 自信、そして、社会的スキルを身に付けることにより地域社会のメンバーとして承認され、可能性を広げる。
- ・ メンバー（Jammersと呼ぶ）は全国で420名、800家族。毎週のワークショップ（ウエリントン地区では8種）と年4回のディスコを主な活動としている。全イベントにおける総動員数は約30,000人。

【意見交換のポイント】

- ・ 公的支援は受けておらず、スポンサーからの寄付と家族からの参加費で運営している。
- ・ 自信を付けるという観点から最も効果的な音楽やダンスをパフォーマンスとして実施。

訪問先	
訪問日	10月12日 (木)
面会者	最高経営責任者 管理職長
住所	
電話番号	
URL	www.terooputaurima.org.nz

機関の紹介：

1999年より独立した支援サービス提供者として、ニュージーランド及び周辺島嶼国において知的障害を持つ全ての人種を対象に支援を行っている。マオリ文化に基づいた居住サービス、就労支援、レスパイトケア、介護者の支援、高度・複雑なニーズ支援、コミュニティ生活支援などを実施。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ スタッフには多数のマオリ人をはじめ、インドなどからの移民も多い。スタッフには出身国に関わらずマオリ語がある程度話せることが求められており、マオリ

訪問先	マナワヌイ
訪問日	10月12日 (木)
面会者	最高経営責任者
住所	
電話番号	
URL	http://www.incharge.org.nz

機関の紹介：

個別資金調達 (IF) を行う組織。元来、給付金として障害支援サービス提供者に支払われていた補助金を、障害者が一括して受け取ることにより、本人の高度なニーズに応え、選択の幅を広げている。対象は65歳までの障害者で、多くの利用者は18歳以上。利用者は増加傾向にある。財源は主に政府からの補助金で運営。

の人々が安全に自身を表現できる環境づくりにつなげている。

- ・ 知的障害のある利用者は300人おり、中には犯罪歴がある利用者もいる。
- ・ 同じものを手に取ってみても、その人によって起こる感覚が違うなど、固有の感覚に気付かせるプログラムから、他者との違いを受け入れていく。その上で生まれる互いの尊敬を基盤に個人やファナウ（大家族）に対して、サービスを提供している。
- ・ 健康と幸せを作るために自らのルーツと現在を感じられること、両者のバランスを重視しながら、スピリチュアルなアプローチを含む全人的な支援を行っている。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ ニーズ調査はNASCによって行われる。お金の使い方や計画は場合によってはマナワヌイがコーチの役割を担う。
- ・ 自分で選択し、決定することを重要視する。

【意見交換のポイント】

- ・ EGLとの関係は、12年前から始まり、利用者が増えていく中でEGLとして適用されるようになった。
- ・ マナワヌイが実施される以前は、サービスが定められた上で国から支援サービス提供者に報酬が支払われていた。

訪問先	ビー・アクセシブル
訪問日	10月12日(木)
面会者	ゼネラルマネージャー 管理アシスタント
住所	Auckland
電話番号	
URL	http://www.beaccessible.org.nz

機関の紹介：

障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい国を目指し活動する。障害者を雇用する全ての雇用主の支援や、障害者が働きやすい環境を整えるため、雇用のリーダーへ幅広いコンサルティングサービスを提供。専門家の指導とコーチングサポートを受けて個々のニーズに合わせたサービスにカスタマイズする。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 支援対象者は視覚、聴覚、知的、脳損傷、失読症などの当事者。当事者の家族や子育て中の母親も含む。大きな文字、読みやすい文章、手話などを、利用者に合わせた形式で情報提供を行う。
- ・ 障害者個人に対しては、当事者が力を持ち、アクセシブルになった場所で健常者と同じように楽しめるこ

とを目指し働きかける。社会に対しては、ニュージーランド人の障害に対する態度が変わることを目指し活動を展開。

- ・ ニュージーランドにある3000の会社の内、働きたい会社ランキングのトップ100に入っている31社とやり取りをしている。3000ある会社の内556の会社が障害に対する態度を変え、その内90%が職場環境や相手に合わせた情報提供などを工夫し誰もが使いやすいように変更した。
- ・ 全ての人が自由に行動し、働き、夢を叶えられるように、人々の考え方や意識をニュージーランドで高めた。そのために会社・組織・人の考え方・態度を変えたいと思い、考えを広める活動している。
- ・ 障害者ではなくアクセスカスタマーと呼び名を変えていきたいと考えている。

訪問先	オークランド障害者法センター
訪問日	10月12日(木)
面会者	マネージャー
住所	Auckland
電話番号	
URL	http://www.aucklanddisabilitylaw.org.nz

機関の紹介：

障害者法に関連した問題を抱える障害者を対象に、無料の法律サービスを提供。対象者は障害者のみ。就労、就職、学習環境、家の改装、支援サービスなど、生活の全てに対して法律的なアドバイスをする。地域社会の関わりや法改革活動を通じて障害者やろう者コミュニティと協力して法律教育を行う。ニュージーランドには24か所のコミュニティ法律センターがあるが、オークランド障害者法センターはニュージーランドにある唯一の障害者に関する法律センターとなっている。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 高い弁護士料を払えない障害者に対して、法律的なアドバイスを行う。その際の補助金は政府から出る。
- ・ 障害者が就職する際、働きやすいように職場環境、労働条件を変える。しかし環境を変えなければいけないという法律がないため、働きにくい環境のまま仕事をしている人もいる。また、外見だけでは分からない障害を持つ人は、入社時に障害があることを会社に伝えなければならない。入社後障害が分かると退職に追い込まれることもある。その際は人権法を使い、なるべく良い条件で退職できるように介入する。
- ・ 障害者本人の権利についての教育を行う。自己決定ができなくなるまでは、人は誰しも自分で決定する権利がある。

訪問先	CCS障害アクション
訪問日	10月13日(金)
面会者	言語療法士・早期支援チーム
住所	Auckland
電話番号	
URL	www.ccsdisabilityaction.org.nz

機関の紹介：

約90年前に、ロータリークラブがポリオ児支援のために設立した。CCSはCrippled Children Societyの省略形で、現在は差別用語として捉えられるため、CCSの頭文字のみ団体名に残した。全国を四つに分けて管轄し、サービスの一つとして、早期介入支援を行っている。教育省と契約し、0~4、5歳の未就学児に支援を提供。就学後は教育省の支援があるためCCSは介入していない。スタッフには、大学や大学院で早期支援を学んだ教員、言語療法士、教育心理士、聴覚障害へのアドバイザー、パラプロフェッショナル(Paraprofessional)と呼ばれる教育補助員らがいる。必要に応じて対象児のいる幼児教育施設を訪問し、施設職員と支援計画を立て、定期的にモニタリングする仕組みである。クラスに補助員が必要な場合は施設側が雇うこともでき、予算が教育省から支給されるが、CCSが代わりに探して紹介することもある。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 幼児教育施設は、「テ・ファリキ(Te Whāriki)」(1996)という早期幼児教育カリキュラムを遵守するよう定められている。2017年のテ・ファリキ改定を受けて教

訪問先	ザ・キューブ
訪問日	10月13日(金)
面会者	PHAB(ザ・キューブの共同創設団体) 総合責任者
住所	Albany
電話番号	
URL	http://thecube.org.nz

機関の紹介：

障害者に対し有意義な情報を発信する非営利団体である。イエス障害リソース・センターが理事会となり、活動している。青少年を中心としたアドバイザーグループと一緒に、障害のある青少年の社会参加を促進することを目的として活動をしている団体。グループには障害者も健常者もいる。財源は国の補助と寄付金。スタッフの青少年は有給で活動を行っている。地域・開発・自立という三つの支柱となる活動に取り組んでいる。

育省がインクルーシブ教育を推奨するようになったため、障害のある子が地域の学校に在籍し学ぶことができるようになった。しかし実際には施設側が受入れに前向きではないこともある。

- ・ インクルージョンには、在籍(Presence)、参加(Participation)、学び(Learning)の要素がある。幼児教育は義務教育ではないため障害児の在籍人口が少ない。そのため今はまず在籍に力を入れている段階。義務教育前から適切な教育を受けられることが重要である。
- ・ 障害児のための幼児教育専門施設は、オークランドには聴覚障害と視覚障害が1か所ずつあるのみ。大半の子供が通常の施設に行くことになる。
- ・ CCSスタッフの役割は、子供と家族が施設との関係を築けるよう支援することである。障害児や専門家が入ることに不安を感じる施設職員が多いが、実際に受け入れてみると「それほど大変ではなかった」となることが多い。
- ・ 虐待や複合的な問題がある児童については社会開発省内にある、オランガ・タマリキ(Ministry for Vulnerable Children, Oranga Tamariki)が専門的に対応している。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 青年は自分たちで企画や運営をすることが自信につながっている。
- ・ 地域に関する活動としてパートナーシップ・イベント・展示会を実施。青少年が企画したイベントなどに沢山の人が集まる。障害者が普段アクセスできないようなプログラムを考え、地域企業や団体との連携も意識している。
- ・ 開発に関する活動としてリーダーシップ・メンタリング・就労支援を実施。明確な目標のある若者はメンターとのマッチングをする。100人の障害者が就労・実習

の機会を得られるようなプログラムを考えている。
 ・ 自立に関する活動として住居・生計管理・社会参画・モビリティに関する支援を実施している。開発に対応し

て生まれるものだが、たとえば運転に関するワークショップを行い、11名の若者が合格につながった。

訪問先	エンリッチ・プラス
訪問日	10月13日(金)
面会者	最高経営責任者(作業療法士)
住所	Te Awamutu
電話番号	
URL	www.enrichplus.org.nz

機関の紹介：

以前はグレースランドという名称であり2013年に変更。障害者が「地域社会の中で生活できるようになる」をコンセプトに就労支援を実施。財源としては年間550万NZドルと民間に頼まれた仕事からの収入10万NZドルで運営している。スタッフは75名(25%がマオリの人)で利用者は知的障害者、自閉症、精神障害者(5歳~70歳)。サポートワーカーが50名勤務し、必要に応じて他の専門職を呼んで対応している(自閉症は心理士、身体面は作業療法士、理学療法士など)。専門職ではない職員はキャリアフォースの資格でいうレベル3以上の方を雇用している。エンリッチ・プラスでは23.5%がレベル4である。

訪問先	スペクトラム・ケア
訪問日	10月13日(金)
面会者	最高経営責任者 ゼネラルマネージャー
住所	Auckland 1061
電話番号	
URL	www.spectrumcare.org.nz

機関の紹介：

スペクトラム・ケアの前身は、自宅でケアが不可能な重度知的障害者の入所支援施設であった。1980年代の欧州、北米・カナダでの「脱施設化・地域移行」の波が1990年代にニュージーランド到来し、Mangere病院はニュージーランドで初の地域型の施設へ移行。1994年までの改革を経て、スペクトラム・ケアで支援を受けた人々の中には既に10年以上の期間、地域での生活を継続している人もいる。現在は、オークランドとワイカト地区などにて、個別のニーズに対応する24時間体制での支援や、居住支援を提供している。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

・ 「障害がある人々に素晴らしい生活を」の理念の下、多岐にわたる事業を展開しており、総合的かつ包括的

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

・ 資金面に関しては政府とは直接的な交渉はできないため、全国的な組織を通じて政府に交渉する。NZDSNが支援サービス提供者を代表して交渉を行うが、資金面の話をするのは難しいのが現状。
 ・ 全体的な経済が向上しても障害者雇用は増えないのでマッチングが重要である。
 ・ 利用者はサービスに満足でなければ他のサービス提供者に移るため、利用者のニーズに応えなければならない。

に障害当事者の地域生活を支えている。

・ 事業例：

- ・ 成人及び子供の入居施設…390人の知的障害者を91のホームでサポートする。
- ・ レスパイト施設…290人が9施設でサポートを受ける。年齢に合わせた施設で支援を実施。
- ・ 学校休暇プログラム…200人の青少年を対象に、八つのスクールホリデープログラムを実施。
- ・ 在宅支援…5歳~65歳までの自閉症、アスペルガー症候群、知的障害をもつ方330人に対し、マンツーマン支援を自宅等で実施。
- ・ 地域社会生活における選択肢…その人らしい生活を実現するため、自分で住むところを決め、誰と住みたいか、どのようなサポートを受けたいかを自ら決められるように支援しているプロジェクト。対象者は施設型の支援を離れた人、家族の支援を

受けている人、既に購入・賃貸住宅に自立して住んでいる人など。本人・家族と協力しながらサービスの選択や金銭管理などを行っている。
 ・ アスピレーション…本人の夢や希望を拡張するサービスとして、就労移行支援や定着支援を行う。同時に個別に配慮する必要のあるニーズを持つ人に対しての支援も実施。
 ・ 文化支援…マオリ・太平洋諸国・アジア文化など、様々なバックグラウンドを持つ人々の地域生活を

実現するための専門チーム。それぞれの文化を重んじながら積極的に地域と関われるように支援する。
 ・ 参加型アドバイザー・チーム…8名の障害当事者による権利擁護・評価委員会。スペクトラムのサービスを直接受けながら、達成できていること・できていないことをフィードバックする。現在は評価者としての経験を積みスペクトラムケアに雇用されている。

訪問先	ケアラーズ・ニュージーランド
訪問日	10月16日(月)
面会者	最高経営責任者
住所	Auckland
電話番号	
URL	www.carers.net.nz

機関の紹介：

ニュージーランド国内5万人以上の個別支援者が登録する非営利団体。介護者の役割やニーズに対する意識促進・啓発活動を実施する。健康、教育、雇用、社会サービス、住宅、交通などの重要分野における当事者の意思決定促進や、家族介護者の利益促進等についても提言を行う。国際介護人団体連盟(IACO)傘下におけるニュージーランド代表で、オーストラリア、カナダ、ヨーロッパ、アイルランド、米国、英国における介護者団体と緊密に連携している。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

・ 1995年、代表者が夫が脳梗塞で倒れたことをきっかけに介護業界に足を踏み入れ、ケアラーに対する法制度や意識を変革させる必要があると感じたことを契機に設立。
 ・ ニュージーランドには約42万人のファミリーケアラー(高齢者・障害者含む、家族や友人などによるインフォーマルな介護者)が存在。その90%は労働年齢であり、3分の2は女性である。ファミリーケアラーには一部補助が出るもののほとんど無給。
 ・ 専門性を持つ職業支援員・介護者は約5万人存在。現在、ケアラーは資格がなくてもいいが、適切な支援を行うため、また社会的地位を高めるため、資格制度が整いつつある。

・ 「介護の問題は、医療、長期ケア、社会サービスの政策決定の中心的要素でなければならない。」という理念のもと、障害・疾病支援関連45団体とNZDSNでニュージーランドケアラーアライアンスを設立、政府機関と緊密に連携しながら、介護者が公共政策と戦略行動に関わるためのプラットフォームとして機能。
 ・ 民間の企業投資によって、「ナショナル・ケア・マッチング・サービス」と銘打ったオンラインサービス「マイ・ケア」を開始。現在約2000人の障害者に対し、約5000人のケアラー登録がある。
 ・ 登録者がプロフィールや要望、スケジュールなどを書き込み、双方がコンタクトを取ることで最適なマッチングがなされる。オンライン上での同意は法的契約とみなされ、利用ごとにレシートが発行され保健省へそのまま報告される。
 ・ 登録事業所を通さない直接契約となるため、ケアラーに対する給与は相対的に増加する。ケアラーの技量に応じた加算は利用者との応談となる。
 ・ リスク管理として、登録者の前歴照会や信憑性確認などが行われている。また双方による評価システムもある。
 ・ マッチングがうまくいかなかった場合は、利用者・ケアラー双方に同等の撤回権利がある。法的にはすぐに撤回することができるが、利用者の生活が不安定になるため、互いに「優しく使う」配慮が必要。

訪問先	全盲・弱視教育ネットワーク・ブレنز
訪問日	10月16日(月)
面会者	ジ学校プログラムコーディネーター 早期幼児サービスコーディネーター
住所	uckland
電話番号	
URL	www.blennz.school.nz

機関の紹介：

「全てのブレنز学習者がよりよい生活を達成できるように」という理念の下、1964年に特別学校として設立。現在は地域の中核的なデイスクールであり、入居施設運営や早期介入サービスを行う。また地域の教師・教育専門家へのコンサルテーションや、専門家によるアセスメントサービス、専門的な学習や促進にまで及ぶ全国的なサービスを行っている。2015年で視覚障害者は1542人。5歳以下は18%、98%は地域の中で教育を受けている。視覚障害児の51%は通常学級で教育を受けている。歴史的経過としては、1960年には地域から離れて寄宿舎に入り特別学校に通っていたが1990年代に地域で過ごすことが良いとされ、2005年に同ネットワークができ、共通カリキュラムを持てる様になった。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 2005年のブレنزは次の3部門から構成されている。
①管理部門②教育・居住部門(見学を行ったホームイ

訪問先	オークランド市議会
訪問日	10月16日(月)
面会者	スペシャルアドバイザー
住所	Wellesley Street
電話番号	
URL	https://www.aucklandcouncil.govt.nz/

機関の紹介：

オークランド地方自治体の障害アドバイザー委員会では、地域で活躍する8名のリーダーを選出し、市議会に対して市内における障害支援の進捗に関する報告や助言に取り組む。ミーティングは月に1回実施しており、障害者(視覚、身体、精神、自閉症等)を中心に、政策レベルから地域レベルなど多様なネットワークを築いている。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 地方自治体としては、土地や環境のことに責任を持つ役割がある。
- ・ 障害者でもアクセスしやすいトイレや公共施設などを分かりやすく示した市街地マップを作成している。

キャンパスと市内のサテライトクラスがある。地域生活に移行していくプログラムや、生活訓練のサービスを行っている)③アセスメント部門：国内を対象としたアセスメントサービスと、ホームイにおける早期幼児支援センターとしての役割を持つ。また、オークランドの資格リソースセンターの役割も持つ。国のアセスメントを児童に実施。ブレنز家族やスタッフ、他のエイジェンシーへ、専門的な支援を行う。集中コース:幼児、点字、算数、生活スキル、視覚能力の測定、ソーシャルスキル、キャリアと将来、計画等。

【施設見学】

早期幼児センター、支援施設、居住施設、グラウンド、事務室などを見学する。

【意見交換のポイント】

- ・ アセスメントについて、知能テストは実施していない。理由として教育の将来性や能力を制限してしまう可能性があると考えているため。何がどのくらいできて、次のステップがどうかという観点からアセスメントを実施している。

- ・ 全ての障害者の方がアクセスしやすくなることを目指して具体的な活動計画を作成している。
- ・ 防災時の情報発信としては聴覚障害者の方向けにSNSでの発信も行っている。

【意見交換のポイント】

- ・ 物理的な面に関することや情報に関することについては障害者からの要望も多く優先順位が高い。そのため市議会内での合意が得られやすい。実際に寄せられる要望としては交通関係(設備やアクセシビリティ)のことが多い。
- ・ 視覚障害者は、ノートPCや点字機器が国や地方自治体から支給されている。日常生活では色を教えてくださいアプリケーションを利用したり、料理が完成しているか嗅覚で判断したりしている。

- ・ アートフェスティバルにおける視覚障害者への配慮として、舞台鑑賞の際にヘッドホンが貸し出されている。音声ガイド者がその場の様子を説明してくれる。

- ・ 日本のアクセシビリティについては東京駅は点字ボードやエスカレーターが整備されていて利用しやすい。課題としてはハイブリッドカーのエンジン音の静かさが交通事故の原因になっていることがあった。

地域特性を踏まえた社会参画の拡大に向けて

団長

のか。」

そこで挙げられた事柄は、次第に「障害とは何か」という根本的な問いに取れんされていった。「障害に対する否定的なイメージには、社会における障害の捉え方が影響しているのではないか。」「医学的見地から標準から『逸脱』した状態を障害と定義することが、偏見や差別といった状況を生むのではないか。」そしてそこからさらに、「『逸脱』を好まない国民性や文化的な背景がそこには大きく関与しているのではないか。」という議論に展開していった。

このような経緯から、団テーマを次のように定めた。

団テーマ

「社会的障壁を障害の主要原因と捉えるニュージーランドの文化的背景と社会システムを学び、日本の各地域に根差した仕組みを構築・実践することにより、『障害』に対するネガティブな認識を解消し、誰もが自分の可能性や役割を感じることができる社会を目指す。」

使用する文言の選択に当たっては困難を伴った。団員は日々の仕事の中で「障害のあるなしに関わらず」というユニバーサルな視点を大切にしている。その結果、テーマ設定においても障害のある人にのみ焦点を定めた言葉を選ぶことに慣れていなかった。「これでは高齢者や青少年分野でも掲げられる」といった指摘に納得しながらももがき、ディスカッションは深夜まで及んだ。そしてその過程で、山下団員の報告書(「山下リポート」)にある「他者の意見を尊重し、互いの強みを自然に引き出し合うことができる」この団の特性にメンバーは気づき、安心を覚えた。またこの頃、三木団員の命名でニュージーランド派遣団を「Kiwi団」と呼ぶようになった。「Kiwi」はニュージーランドの国鳥であるが、国民が自国民「ニュージーランド人」を親しみ込めて表現する際のニックネームとして多用されている。

団テーマに基づき、個人テーマも次のように定まった。

個人テーマ

聴覚障害者に対する情報保障の在り方と当事者が意思決定・自己発信できる社会作りを学び、国内の地域社会において、当事者が意思決定に必要な情報とコミュニケー

ションを図れる方法を探り実践する。 人生のライフステージの諸段階において、当事者の可能性がどのように発揮されているかを学び、当事者が社会によりよく関わっていけるような支援を目指し、実践する。ニュージーランドにおける障害のある方の働き方を知り、そこに関わる支援機関や企業の取組を学び、地域に合った取組を構築し実践する。

ニュージーランドで当事者及び当事者団体がどのような社会参画を果たしているか学び、専門職ができる地域づくりを考察する。社会が、障害児をポテンシャル（強み）をもつ存在として認識し、行政・医療・福祉・教育がどのように連携して育て、その子らしく暮らせる大人になる手助けをしているのか学ぶ。

ニュージーランドの社会における障害のある人が「働く」ことの意味を知り、そこに関わる当事者団体・非営利活動団体の役割・組織運営を学び今後の非営利活動にかす。

ニュージーランドにおける当事者の意思決定と支援の在り方について学び、一つの会話を起点とし、一人一人の自立を共に考え、共生につながる地域支援を実践する。社会モデルで障害をとらえるニュージーランドにおけるニーズ・アセスメントの手法を学び、1人1人のニーズに寄り添った支援者のネットワークを構築する。

ニュージーランドにおける障害文化の位置付けやそれに関する取組を学び、日本の文化芸術活動（知的障害者の造形活動を中心に）の在り方を考察する。

ニュージーランドの概況

ニュージーランド（マオリ語では「アオテアロア」）は、人口約469万人、福岡県人口に相当する。北島と南島、周辺の小さな島からなり、面積は日本の約3/4である。2013年の国勢調査によれば、ヨーロッパ系74%、マオリ系（先住民族）14.9%、アジア系11.8%、太平洋島嶼系7.4%から構成され、総人口は上昇傾向にあり、特にアジア系の増加が著しい。公用語は、英語、マオリ語、ニュージーランド手話。国歌も、英語、マオリ語、手話付きの3種がある。

イギリス連邦に属し、歴史的にイギリス、オーストラリアとの関係が深い。また、1973年にイギリスがEEC（欧州経済共同体）に加盟したことにより、その後の主な貿易相手国となった中国とも良好な関係にあり、移民

を含め交流が盛んである。経済面では世界屈指の先進農業国といわれ、輸出の約70%を一次産品が占める。2015年の一人当たりの実質GDPは37,066米ドルで、日本の約1.10倍にあたる。

日本との関係では、姉妹都市提携の数が42に上る。（ニュージーランド全体の地方自治体数は73であることから、その過半数が日本に姉妹都市をもつ。）また、同国内における中学・高等学校の6割以上で日本語授業が選択可能で、人口比の日本語学習者数は世界第4位である。

社会の実験室

ここでニュージーランドの国情を歴史的視点から概観したい。

先住民族であるマオリとイギリスとの間でワイタンギ条約（イギリスへの主権譲渡に関する条約）が結ばれた1840年以降、ニュージーランドはイギリス本国からの移民が本格化し、その植民地、自治領としての体制を整えていった。社会政策では、女性と児童の8時間労働制（1873年）、義務教育無償制（1877年）、最低賃金制（1894年）といった労働の保護と教育の普及を目指した制度が導入され、その後、保険方式に依らない老齢年金制度（1898年）、育児支援としての家族手当制度（1926年）が創設。そして、1938年にはそれらを総合する社会保障法が制定され、障害給付もスタートした。これらの政策は、世界初、あるいは、早期に実施され、その先取性によりニュージーランドは「社会の実験室（Social State Laboratory）」と評されるようになった。近年でもアジア太平洋地域でいち早く同性婚法（2013年）を導入する等、その気概は健在である。

ニュージーランドの社会政策における特徴は、労働者に対する施策のみならず児童や女性、高齢者や障害者といった国民全体に関わる生活・福祉施策にも初期の頃から等しく対応したことにあるという。その背景の一つとして、労働者クラス出身の移民が多く、イギリス本国での自らの体験やそこで見聞した労働組合や社会民主主義思想をニュージーランドに持ち込んでいた土壤があること。また、主要産業が自営（家族経営）による農業であったことから、工業に携わる賃金労働者に偏らない、全ての国民を対象に施策を講じる必要があったと考えられている。

ニュージーランドの障害福祉政策

2013年のニュージーランド障害調査によれば、総人口の約24%にあたる1,062,000人が障害者と認定されている。日本の約6%、世界平均の約10%と比べても高い数字である。この違いは、主に「障害」認定の方法による。ニュージーランドでは、障害を「機能障害のある人が自分の動きや感覚、活動を制限する社会の障壁に直面したときに起きるもの」と定義し、その認定に当たっては、

医学的・生理学的に診断される機能障害よりも、社会や他者との関係によって生じる障壁（社会的障壁）により判断する社会モデルにウエイト付けをしている。障害者権利条約でもこの立場を採用し日本の障害者基本法もそれに準拠しているが、実際の状況は診断に基づく医学モデルが優勢である。（岡崎レポートでは、この社会モデルをわかりやすく解説している。）

ニュージーランドでは社会モデルに基づきニーズ・アセスメント、すなわち、支援の種類や量の決定に先立ってその人が自分らしく生きる上で必要なことに関する評価を行う。この点については、日本の障害支援区分認定との比較を含めて山下レポートに詳しい。日本では高齢者における要介護認定と同様、医学モデルに基づくアセスメントが主であり、機能障害についての評価項目が多くを占めている。それに対してニュージーランドでは社会モデルを基本とし、生活上の困難に関するものが並ぶ。また「本人の目標、夢、将来計画」という項目があり、本人の望む生き方や人生設計を大切に作る姿勢が明確に示されている。そしてこの点が、障害に対するネガティブな認識の解消につながるのではないかと論じている。また、大隅レポートでは、ニーズ・アセスメントが社会モデルに立脚することにより多角的な人間理解の場が生まれ、それが人と人、人と社会とのパートナーシップに進展したとき、一人一人のニーズに即したより良い社会システムが構築されると指摘する。

ニュージーランドが社会モデルを障害認定制度の中心に据えたのは、2001年に政府が打ち出した「ニュージーランド障害戦略」（以下、「障害戦略」）である。その冒頭には次のスローガンが掲げられている。

‘Disability is in society, not in me.’

「障害は私にあるのではなく、社会の中にある。」

‘I have the right to dignity, to develop my potential, to use my qualities and skills.’

「私は、尊厳に対する権利、私の可能性を拓ける権利、私の資質と技能を用いる権利を有する。」

社会モデルは1980年代にイギリスやアメリカで成立した障害学が提示し、2001年にWHOが策定したICF（国際生活機能分類）に導入され注目を集めた。この2001年は、国連で障害者権利条約の議論が始まった年でもあり、障害戦略は障害者権利条約を先取りしたことになる。そして、この目標を達成するために国内法を改廃し、障害問題担当大臣を設定。新設された社会開発省には障害問題担当局を設置した。また、障害戦略策定に当たっては、公募により選出された障害当事者団体代表と専門職15名からなる諮問委員会が重要な役割を担った。

ニュージーランドのこのような取組は、先述したように障害者権利条約策定に大きな影響を与えた。ニュージーランド国連大使ドン・マッケイ氏のイニシアティブの下、議長草案の作成に障害関係NGOが参加する等、

国連としては異例の展開が繰り広げられた。条約が採択された2006年12月13日、当時の事務総長コフィ・アナン氏は、「この条約を推進するために粘り強く活動したのは障害者コミュニティであり、国際法の歴史でも最も迅速に交渉がまとめられた人権条約となった」と述べている。また、インクルージョン・インターナショナルの代表であり知的障害当事者として参画したロバート・マーティン氏もニュージーランド人である。交渉過程で繰り返し語られた「Nothing about us without us」（「私たちのことを私たち抜きで決めないで」）の実行を「Kiwi」が先導した。そして2007年3月30日、ニュージーランドはいち早く条約に署名し、翌年9月25日に批准している。

ニュージーランド障害戦略 2016－2026

今回の訪問では24の機関や障害当事者・支援団体より提供された32のセッションに参加した。そこで得た情報、知識、喜び、感謝をまとめることが簡単な作業ではないことは、各団員の報告書からも読み取れる。本総括報告書の作成も例外ではない。そこで、本プログラムの研修でKiwi団がしばしば用いたKJ法で各報告書の内容を捉えると、そのグループ・タイトルが2016年に策定された「ニュージーランド障害戦略 2016－2026」（以下、「障害戦略2016」）にあるキーワードとほぼ一致することが分かった。以下、それを基軸に本研修での学びを報告する。

障害戦略2016は、障害当事者を中心とした障害コミュニティと政府が2001年以降の実践を精査した上でこの先の展望を協議し、今後約10年の活動における方向性を共有するための枠組みとして国民に提示したものである。構成は、ビジョン、障害者の権利に関する三つの原則、社会的投資とサービス提供についての二つのアプローチ、そして、それらの下に設定された八つの成果領域（教育、雇用と経済的保障、健康と福祉、権利擁護と正義、アクセスビリティ、態度、選択とコントロール、リーダーシップ）からなる。その上で、効果測定フレームワークを示し、障害行動計画に基づき実行するといったものである。障害戦略2016における各キーワードが私たちの報告書のそれと一致することは、これが障害コミュニティとともに作り上げられたことを実証している。

掲げられたビジョンは、次のとおりである。

‘New Zealand is a non-disabling society – a place where disabled people have an equal opportunity to achieve their goals and aspirations, and all of New Zealand works together to make this happen.’

「ニュージーランドは、障害のない社会です。つまり、障害者が目標と願望を達成する平等な機会を有し、全てのニュージーランド人が協力し合いこれを実現する

社会です。」

ここに「障害のない (non-disabling)」とは、機能障害のある人の社会的障壁を取り除くことである。そしてそれは、障害者の障壁を完全に取り除くのではなく単に乗り越えることを助けるといった「enabling」よりも、強く有意義なこととしている。

ニュージーランドは2001年以来、「本人中心 (person centred)」といった姿勢を施策の根幹に据えてきた。これについては障害戦略2016にもその原点として示されている。これに基づく取組を展開した中で社会における障害者の貢献、役割に気付くが、それが十分に発揮できないのは周囲の人々の誤解、偏見、差別といった社会的障壁にあることを痛感した。そこで、社会的障壁を乗り越えるのではなく、そのものをなくしてゆくことをこの先10年のビジョンとしている。

菅原レポートでは、「本人中心」がニュージーランドの障害制度の中核にあり、それが単に支援の場において支援者が当事者を中心にその在り方を考えるというミクロな側面のみならず、政策決定・履行、組織運営といったマクロな側面においても実践されていることについて、具体例を挙げて指摘している。また、大隅レポートでは、共通のビジョンを持ち、それぞれ独立し責任を持った存在が、対話というプロセスの中で新しいものを生み出していくという関係、「パートナーシップ」の重要性を、当事者と政府関係者それぞれの講話から再認識したとしている。

この「本人中心」「パートナーシップ」を明確に打ち出した施策が、2008年に起案された「エネイブリング・グッド・ライブズ (EGL)」という取組であった。「選択とコントロール (choice and control)」をキーコンセプトに、支援の在り方を「本人中心」の視点から抜本的に変えるもので、世界的なパーソナライゼーションの流れをくむものである。具体的には、支援サービスを利用者本人の意思でカスタマイズするために、現物給付ではなく金銭給付、つまり、その資金を利用者に原則として現金で支給する (ダイレクト・ペイメント) というものである。現在、国内2か所です試験運用されているが、今後全国で展開されることになった。この施策についてはその課題も含め、三木レポートに詳しい。また、西園レポートでは、「システムが力をもつのではなく、個人が力を持てるように変えていく」という当事者の言葉を引用して、この方向性に注目している。

「パートナーシップ」が発揮されたのは、EGLの策定過程であった。EGLは、当事者団体と政府が協議を重ね「共同設計 (co-design)」したことにより生まれ、私たちはそれに関わった当事者、政府関係者の双方から当時の様子を聞く機会を得た。菅原レポートには、「EGLの実現について当事者の自分はシニカルに疑っていた。いつも意見は求められるが実現したことがなかったから

だ。でも、政府担当者のサーシャが原則に忠実であり、当事者の声が重要であることを理解してくれてから、信頼することができた。」といった、具体的なエピソードが示されている。また、いくつかのセッションで「障害者の権利擁護は障害者自身が行うものであり、それは社会への貢献につながる」といった言葉を聞き、そのためにも当事者が自らの権利を認識、理解し、権利意識を持つことが重要であることを学んだ。

多様な社会参画

このような取組が、一人一人の状態を理解し、社会における障害者の様々な可能性を確信する機会となった。つまり、支援の対象だけではなく、障害がある人の立ち位置の多様性を浮き彫りにした。政策の在り方を論じその決定や実行に携わる人、市場経済においては、資金を手にしサービスの選択を自ら行う「消費者」、そのマーケットへの行動戦略に関与する「企業人」、労働関係では、支援者を選び給与を支払う「雇用主」といった社会における多様なポジションである。その結果、あらゆる年齢や状況、状態の人が暮らしやすい社会づくりの実現に貢献することになる。すなわち、一人一人の幸せ (well-being) の実現といった観点から社会の在り方を問い、制度や企業行動を具体的に変えるきっかけをつくる。菅原、西園、三木レポートでは、障害者を「アクセスに関する消費者 (Access Customer)」と位置付け、一般企業を巻き込み、全ての人の「アクセシビリティ」を高める活動について言及している。このような場面では、障害のある人となない人の関係は社会貢献において対等であり、市場経済においてはウィン・ウィンとなる。また、労働関係では大原レポートにあるように、雇用主である障害当事者に選ばれる支援者となるための人材育成も進められている。政府から委託された団体が支援に関する知識や技術の習得を資格の付与により促進し、政府はそれに応じた給与を支払う。この方策により、サービスの質と支援者の社会的評価が共に向上したという。

文化的背景

世界に先駆けて包括的な社会保障制度を築き、また近年では障害者権利条約締結を牽引しその精神を具現化しているニュージーランドの文化的背景とはどのような状況なのか。日本各地で障害のある人とその生活に向かい合う私たちにとって、その人が自分らしい人生を過ごせるかといった基本的な部分に直結する地域の風土、そこで暮らす人々の気質は無視することのできない関心事である。

先述したように、国家形成期はイギリスやヨーロッパにおける社会思想を基礎として独自の政策を展開させた経緯があるが、1980年代以降は先住民族マオリの精神文化を制度の中に積極的に取り入れている。障害戦略2016

においてもそのイントロダクションの冒頭で次のようなマオリのことわざを掲げ、施策の大前提となる「本人 (人間) 中心」の姿勢を示し、これがマオリ文化を継承するものであることを伝えている。

‘He aha te mea nui o te ao? He tangata! He tangata! He tangata!’

「世界で最も重要なことは何ですか？ 人です！ 人です！ 人です！」

それでは、このマオリの文化とはどのような特徴を持つのか。それが現代ニュージーランド社会にいかなる意味をもたらすか。短い滞在ながら私たちは探った。

マオリ (maori) とは、9~14世紀頃に南太平洋ポリネシア諸島から渡来した人々を起源とする先住民族を指すが、マオリ語では本来、「普通の」「正常な」を意味する形容詞である。2013年の国勢調査によれば、総人口の14.9%、約70万人がマオリであり、その文化や言語の継承は地域コミュニティと教育省の管轄下で運営されるコハンガ・レオ (マオリの幼稚園)、クラ・カウパパ (マオリの小学校) 等の教育施設で行われている。特に、言語はコミュニティのアイデンティティ、ひいては個人のと深く結び付いていることから、マオリ言語法 (1987年) を定め、公用語としてその維持、存続を図っている。また、このような風土が、世界で初めて手話を公用語としたニュージーランド手話法 (2006年) の制定に結び付いたと考えられる。手話普及の取組については、宇井レポートに詳細がある。

今回の訪問で私たちは3回のポフィリ (マオリの歓待儀式) に臨んだ。これを済ませれば訪問者は土地の人になり、出入りが認められるというマオリ固有の知に基づく儀礼であり、イウィ (部族) のファカパパ (系譜) の紹介、歌、詠唱、スピーチからなる。この様子については宇井レポートに詳しい。ここでの声の響きや身体の動きから、単なる言葉では得られない「ホリスティック (全人的) に受容された」といった感動を覚えた。マオリ文化を尊重する事業所では、新しい利用者が来所するとポフィリが行われる。言葉を語らない障害のある子が「これまでにない穏やかな表情でその場にいた。」「この子が生まれて初めて家族以外の人から歓迎された。」と話す利用者家族もいるという。

マオリ文化を学ぶセッションでは固有の自己紹介を体験した。そこでは、自分のイウィや出身地の山、川や祖先 (13代以上前からスタートすることも稀ではない) の名前を伝え合う。もともとマオリは南太平洋の様々な島から渡ってきた多民族集団である。そのため、仲間になろうとするとき、互いのルーツや経験を語り合う中で、相手との「リンク (つながり)」を見付けることを大切にしている。そしてそこから、多様性を受け入れる土壌を形成してゆく。西園レポートでは、この「リンク」を日本における「縁」と同じように解釈することができる

のではないかという。

マオリ文化では元来、文字言語を使用しない。現在ではその音をアルファベットで表記しているが、文化の伝承、共有は音声言語の他に、音楽、ダンス等身体表現、ファカイロ (彫刻)、トゥクトゥク (格子細工)、絵画等非言語情報媒体によって行われていた。マオリ語を話し理解する人が少なくなった現在でも、ハカ・ダンス (戦闘前の踊り。ラグビーのニュージーランド代表チームが試合前に披露することでも有名。) やファカイロ (オークランド空港で入国手続きをする際は、この彫刻が施されたゲートを潜る。) はニュージーランド文化の象徴として、広く国民に共有されている。ところで、言語という情報媒体は、先述したようにそれぞれのコミュニティのアイデンティティに深く結び付いているがため「つなぐ」という機能を持つが、同時に、異なる言語集団に対しては「分断する」機能も備えている。その点、非言語のそれはコミュニティ間の境界や垣根を超える役割を担う場合もある。マオリはこの感覚的な媒体を使って、様々な出自と文化を持つイウィと「リンク」してきたのであろう。

この経験を現代にいかす取組に出合った。私のホームステイ先のホストであった御夫妻の実践である。御夫妻の次女は自閉症があり、近隣の戸建て住宅でほぼフルタイムの支援を受けながら一人暮らしをしている。その支援は何人かの支援者により担当されているが、本人と家族、そして、支援者が共有する支援計画は、文字よりもイラストを中心に作成されていた。夫人によれば、支援計画は本人が常にその内容を確認できるものであることが大切であり、同時に、様々なバックグラウンドを持った支援者にとっても分かりやすいものでなければならない、として、この方法を採用したとのことであった。なお、御夫妻は障害者支援団体の運営に携わっておられ、そのスタッフにイラストレーターを配置しているという。お二人ともイギリス移民の系譜にあるが、その取組には多文化共存で培ったマオリの知と重なるものを感じた。

政府がマオリの文化を政策に意図的、積極的に取り入れている背景には、いくつかの現実がある。2013年のニュージーランド障害調査によれば、マオリの32%が障害者と認定されている。この数値は全国民における割合の24%を大きく上回り、障害戦略を始めとする障害福祉施策においてマオリの文化や世界観を取り入れることは、そのビジョンを達成するために必要となる。具体的には、西洋の概念における家族とマオリのファナウ (大家族) の違いを理解し、本人中心とともにファナウを考慮したアプローチが尊重されること等である。ここに、ファナウとは主に、血縁関係を有する親族コミュニティを指す。マオリでは、障害のある人の支援をファナ

ウのメンバーで行う傾向があり、家族による介助支援への助成は、サービスプロバイダーを介しての支援が一般的なその他の国民とのバランスを取り、かつ、マオリのアイデンティティや生活スタイルを尊重する上で重要となる。そして、このような視座はマオリ同様、障害者割合の高い太平洋島嶼系の人（26%）への対応にもいさされる。大隅リポートでもこの点の意義に言及している。

地域特性を踏まえた社会参画の拡大に向けて

ニュージーランドでの研修から得た知見から、日本各地域における障害者の社会参加を更に拡大するための方策について考察する。

社会モデルを基礎とした障害観の浸透

社会モデルは、障害のある人が経験している困難を個人の身体ではなく社会的障壁や周囲の不適切な反応の結果と考える。それによって障害者は自己を恥じたり責めたりする必要はなくなる。この障害観を社会が共有した時、障害や障害のある人に対するネガティブなイメージは払拭され、障害者は状況によって誰もが困難を感じる潜在的な社会のバリアを明らかにしその解消への筋道をアドバイスする、社会的役割を担う人といった位置付けとなる。このような価値転換を図るためには、ニュージーランドで展開されていたニーズ・アセスメントが参考になる。本人が望む生き方や人生設計に関する項目について対話を通して確認することは、「自尊」につながる。ロールズが言うように、この自尊感情が能動的な「社会的な協働」の営み、すなわち、「社会参画」に関わる。

そこでその実現には日本の障害支援区分認定の在り方の見直しが必要となろう。同時に、支援者自身、この障害観を共有、実践することが不可欠となる。2016年に起きた相模原障害者施設殺傷事件の根底にはこの問題がある。訪問中何度も耳にした「支援者の態度・姿勢（attitude）の変容」は、正に日本の喫緊の課題である。私たちはまず自らの職場から行動していくことになる。また、岡崎リポートで指摘されるように、障害を「impairment」（医学モデル）と「disability」（社会モデル）といった二元論的に捉えることへの疑問も提起されている。このことは障害観の更なる進展への契機であり、「社会参画」を見据えたより適切な障害観の構築に向けて、実践の場から発信してゆくことが求められる。

地域文化の掘り起し

ニュージーランドの諸施策は、基本的には世界的な障害福祉の動向と重なるものといえよう。しかし、それをニュージーランドの国情、文化的情况に適合する形で展開したところに大きな意義を感じる。特に、マオリ文化への注目は、マオリ自身のアイデンティティをサポート

するとともに、そこに蓄積された歴史的経験と精神性を「社会的包摂」の手立てとして位置付けるものである。マオリの文化を学ぶ過程で、とりわけ精神性といった領域において日本との類似をいくつか見付けた。例えば、先祖からの系譜において自己を捉えるという感覚である。これは、単なる祖先崇拜を超えて過去と現在、そして、未来へといった連続性を常に意識することであり、「持続可能な社会」を築く上で大切な要素となる。マオリの自己紹介で自分の出身地（または、暮らしの場）の山、川、神聖な場所を含めて話すよう求められたとき、それらと自らの関係を改めて見直す機会となった。人は土地とともにあり、自然と一体であるといったホリスティックな世界観、人間観は、地域での自然との関係、人とのつながりを日々確認しながら構築される。

これまでのどの時代にも、地域における障害者の暮らしはあった。その暮らしがどのように成り立っていたかは、地域福祉の研究においても盛んとはいえない。しかし、障害者の就労が伝統的な地場産業の中で生まれ、障害者とともにある地域を形成している事例もある。この場合の地場産業とは、農林水産業、製造業、精神医療等、地域固有の自然環境との相互関係の中で生まれたもので、そこで生活する人のほとんど全てを巻き込んでつくり上げられてきた。つまりそこには、全ての人が「社会参画」できるための知恵が蓄積されている。このように、私たちはそれぞれの地域が持つ特性（強み）とそれに応じた生活スタイルを掘り起し、この時代に相応しい在り方を創造していくといった方向性を、この研修を通して感じ取った。

おわりに

ニュージーランドでは、多くの場面で人や組織間における「パートナーシップ」の強さを感じた。そしてその関係性が、共有されたビジョンの下に様々な状態にある人の可能性を拡げている。果たしてこの状況はどのようにつくられるのか。単に啓発による結果ということではない何かがある。大原リポートでは、ワーク・ライフ・バランスが影響しているのではないかと指摘している。

労働から離れた時間は「余暇」とされ、日本では軽視されがちである。代価を生む労働こそが国力としてのGDPの増大につながり、社会への貢献となるという見方が根強いのかもしれない。一方、ニュージーランドでは1日8時間労働の原則が広く浸透していた。8時間の仕事、8時間の自由時間、8時間の睡眠という生活区分である。この自由時間が自らの生に向かい合う自らを主人公とした時間であり、人間としての生き方、働き方、可能性を反芻する状況をつくる。ボランティア活動が盛んな風土はこのような生活スタイルに起因し、労働を離れた場でのつながりは新たな公共性を創出する。つまり、

一人一人の自由な時間が社会への貢献に行き着くのである。「地域のネットワーク」や「パートナーシップ」は、このような醸成期間があって実現するのではなからうか。そしてそのように考えると、市場経済への参加、就労と結び付いた形での自立支援だけでは、真の「社会参画」「社会的包摂」は難しいのではないかと思う。

ニュージーランドも日本も障害福祉制度の改革期にあって、基本的には同様の課題を抱えている。そのような状況の中で本研修プログラムを通し、障害当事者、支援者組織と行政が「co-design（共同設計）」することにより、誰もが自らの存在を認め、生きる意味を実感できる社会を形成することができるのではないかという希望を、団員9名で共有したと感じている。

最後に、内閣府、一般財団法人青少年国際交流推進センターの皆様、訪問国ニュージーランドで対応いただいた関係諸機関、事業所、ホスト・ファミリー、通訳者の皆様、駐日ニュージーランド大使館、在ニュージーランド日本国大使館の皆様、過年度派遣団団長・団員の皆様

人を育て、人のつながりによって障害支援を実践するニュージーランド

1. はじめに

この報告書は平成29年度内閣府地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」ニュージーランド派遣団への参加を通じ、私が何を学び、自身の実践にどうかそうと考えているのかを報告するものである。

平成29年10月9日～16日の8日間で約32か所の政府機関や団体、事業者の講義・視察を網羅した行程は実に過密だったが、とても充実したものだった。全ての行程を終え、オークランドのホテルの会議室で、私たちは今回の現地受入担当者であり、終始同行し学びを支えてくださったニュージーランド障害支援ネットワーク（NZDSN）のチーフ・エグゼクティブに各々の学びを手短にだが伝える機会を得た。その時、私の口から出たのは次のような言葉だった；「ニュージーランドは人に投資し、人を大切にしている国だと感じた」「ニュージーランドも完璧な国ではなく変化の途中だということが分かった。ただ、“当事者中心”という一つの目標を全員が共有し、異なる立場の人々が連携しながら努力し続けていくという姿勢が素晴らしいと思った」。

今振り返ってみると、これはまさに私のニュージーランドの学びを総括していたように思う。この報告書では、私がそのように感じた経緯を、講義や視察の中で心に残った取組や言葉とともに説明する。その後、この学びを自身の実践にどうかそうと考えているかを述べることにする。

に、心より感謝を申し上げます。そして、Kiwi団の仲間たち。皆さんの温かく真摯な姿勢に心打たれました。これからも「Link!」しながら、それぞれの夢を実現しましょう。ありがとうございました。

参考・引用文献

伊藤泰信（2007）『先住民の知識人類学』世界思想社
小野浩監修（2013）『障害のある人が社会で生きる国 ニュージーランド』ミネルヴァ書房
田中拓道他（2016）『承認』法政大学出版局
七木田敦他（2015）『「子育て先進国」ニュージーランドの保育』福村出版
日本ニュージーランド学会他編（2012）『「小さな大国」ニュージーランドの教えるもの』論創社
ジョン・マクレイ（長瀬修監訳）（2016）『世界を変える知的障害者：ロバート・マーティンの軌跡』現代書館
広井良典（2013）『人口減少社会という希望』朝日新聞出版
ジョン・ロールズ（田中成明他訳）（2004）『公正としての正義再説』岩波書店

2. ニュージーランドの障害支援

（1）新しい障害支援制度エネイプリング・グッド・ライブズ（EGL）
今回の視察で頻繁に話題に上がったのが、現在試験運用中の新しい障害支援制度、EGLである。EGLは政府と当事者団体が共同設計（co-design）した新制度で、社会開発省障害問題担当室（ODI）室長も「政府と当事者の協力の下、どのようにデザインされているかを見てほしい」と視察ポイントとして挙げていた。“当事者中心”に重きを置くニュージーランドで、まさに彼らの声を反映し、具現化させた制度だからである。

EGLの最大の特徴は、地域でその人がその人らしく暮らせるためには画一的ではなくその人に合った柔軟な支援が必要であるという考えに基づき、今まで以上に本人主体でニーズに合ったサービス利用ができるように給付費の支給方法が抜本的に変えられた点にある。現在の障害支援サービスは、社会保障費や給付費の流れが複雑なことが問題だった。EGLは種々の給付費を一括して対象者個人に支給し、本人がサービスの種類、頻度、事業者を決定するというのである。クライストチャーチ周辺で限定した対象者に試験運用し、有効性が認められたため、現在はミッドセントラル地方の対象者全員に適用される段階にある。ここで成果が確認されれば全国展開する予定とのことだった。個人への一括支給は不正使用につながらないか疑問だったが、ガス氏によるとクライストチャーチの試験では250件中2件だけだったとのこ

と。「(障害を持っている人の) 社会に参加したいという思いは強い。自分にとって良い結果となると分かっていたら、自分にとって良い結果とする人は少ない」と話していた。EGLが実現すれば利用者が良い事業者を選択できるようになるため力のない事業者が淘汰されるという現象も起こるだろう。大改革に対して懸念を示す関係者もいるようだが、ガス氏は「1970～80年代に始まった大規模入所施設の解体も実現が疑われていた。それが完了したのは2000年。EGLもそのくらいの時間がかかるだろう」と話していた。今後、ニュージーランドの障害支援はEGLに伴い大きな変化の時期を迎えることになりそうであった。

(2) ニュージーランドの障害支援の基軸

EGLの設計と具体化へのプロセスには、ニュージーランドにおける障害支援の考え方、在り方が凝縮されている。その考え方とは自己決定 (Self-Determination)、本人中心 (Person-Centered)、地域とのつながり (Relationship Building)、特別ではなく一般参加の優先 (Main Stream First)、インクルーシブ、使いやすい、柔軟性 (Easy to Use) 等である。これらはどの視察や講義においても、必ず耳にする言葉だった。

“支援とは当事者を中心に考えられ当事者が主体的に決定するものであり、それは使いやすく柔軟であるべきだ。また障害を持たない人々と同様の生活 (余暇、仕事や教育を含む) ができるべきであり、それは地域で行われるべきである。”これがニュージーランドの障害支援全ての根底にある考え方である。そしてそれが政府機関から一事業者に至る隅々にまで絶対的に共有され行き届いていることが、ニュージーランドの障害支援で私が最も感銘を受けたことの一つであった。人々はこの考えの上に立ち、政策決定側から支援提供事業者という縦の軸、生活支援から就労、教育、支援者訓練や社会啓発といった横の軸で各々の役割を果たし、相乗的にニュージーランドの障害支援の意識の高さや変革的な態度を生み出している。明確なビジョンをもとにしたパートナーシップ。これがニュージーランドの障害支援の軸なのだと感じた。

パートナーシップについて、EGL設計に携わったニュージーランド障害者会議 (DPA) のエスター・ウッドベリー氏はこう語っていた。「EGLの実現について当事者の自分は疑っていた。いつも意見は求められるが実現したことがないからだ。でも政府担当者が原則に忠実でいてくれ、当事者の声が大事だと知っていてくれたから信頼することができた」「もっと (政府側ODIの) ブライアンを褒めてあげたいが自分は“まだ足りない”という立場。人によっては常に批判していると思うかもしれないが、同じ目標があってそれぞれの役割がある」。各々が自身の役割に基づいて必要な意見を言い合うが、明確な共通のビジョンを共有していることで対立ではな

く相乗になるというパートナーシップの基本原則を学んだ気がした。

(3) ニュージーランドが障害支援の先に見据えているもの

「ニュージーランドは人に投資している、人を大切にしている国だと感じた」と考えたのは、ニュージーランドの障害支援が障害を持った人の生活の向上だけをターゲットにしているわけではないと感じたからである。政策の決定や履行を推進する政府機関の講義やEGLという新システムの話を通して伝わってきたのは、障害を持つ人の支援に適切なお金と時間とエネルギーを投資することでその人の地域生活や就労が可能になれば、その人は経済活動をする消費者、国や社会を支える労働資源となり得るという視点だった。つまり、障害を持った人を共に社会を支える人であると期待し、その人が力を発揮できるように手助けをするのが障害支援だと考えているのである。障害支援を慈善意識 (チャリティ) ではなく国を豊かにする一手段と位置づけるこの姿勢は、障害を持つ人とそうではない人が共に社会を形作るという真の社会参画につながる考え方なのではないかと感じた。

障害支援を社会発展の手段と見なして取り組んでいる例があった。包括的なアクセシビリティ (社会的アクセス) の構築に取り組んでいるピー・アクセシブルは、全ての国民にアクセシビリティの意識を高めることを目標にし、ニュージーランド社会が障害を持つ人に限らず、誰にとっても最も住みやすい場所になることを目指していた。障害を持つ人を“ニーズが高い人 (支援を多く必要とする人)”から“アクセス・カスタマー (Access Customer)”、つまりアクセスに関する消費を生み出す“顧客”と発想を転換させていたのも興味深い。障害を持つ人は、様々な情報の形、空間、製品を必要とし、それを消費してくれる顧客であり、企業にとっては利益をもたらす人になり得ると考えるのである。障害者支援や雇用は大変だと後ろ向きになりがちな企業に、その利点をしっかり伝え、相手の障壁を下げるという手法は目を見張るものだった。障害支援を“障害を持った人を助ける”だけではなく、社会や企業の発展といった“関係者全員の利益になる”とWIN-WINの関係で説くアプローチは、障害に対する否定的なイメージや態度を変容させる鍵になると感じた。

発想の転換という意味では、私自身、目から鱗が落ちる思いをした場面もあった。ニュージーランド手話戦略についてODIの講義を受けた際、団員から「手話を使わない人にとって (手話が) 公用語になるメリットはあるのか」という質問が出た。その答えは「コミュニケーションは楽しいじゃない? もし沢山言葉を知っていたら世界が広がるのでは? ニュージーランドはマオリ文化もある。違う文化があることで豊かになっていると思う」というものだった。手話を学ぶことを“障害のために必要”ではなく“楽しい”“世界が広がる”という発想で

聞かされ、まさに自身が狭い障害観に囚われていたことを痛感させられた。障害を特別なものと考えるのではなく、文化の一つとして捉えるということをもっと考えさせられた瞬間だった。

(4) ニュージーランドの当事者中心の実際

ニュージーランドでは“本人中心”が障害支援の中核にあることは前述したとおりである。この概念は支援現場において当事者を中心に支援を組み立てるというミクロな側面においてだけでなく、政策決定・履行、組織運営といったマクロな側面においても大切にされていると感じた。というのも、そういった職責に、当事者の方が多く勤めているのを見かけたからである。

例えばニュージーランド障害戦略 (2001年策定、2016年改訂) の講義をしてくださったODIの方は部分的な視覚障害を持っていた。手話戦略の担当者も聴覚障害を持つ当事者で、講義は手話通訳を通じて行われた。NZDSNのポリシーアナリストも四肢に障害があり電動車椅子を駆使して我々に同行し、食事はケアラー (Carer: 支援者、介護者) が同席し食事の介助をしていた。オークランド市議会のスペシャルアドバイザーは視覚障害があり盲導犬を伴って現れた。新制度EGLの設計には当事者団体が深く関わり、支援団体スペクトラム・ケアでは当事者の若者が啓発 (Advocacy) チームとして運営側にアドバイスを行うとのことだった。このように当事者が政策決定側や組織の運営側に直接関与していることは、まさに当事者の声に耳を傾け、当事者を中心に物事を考えていくということの実践の表れだと思えた。

(5) ニュージーランドの人材育成

人材育成についても、その考え方や狙い、取組に学ぶことは多かった。ニュージーランドの支援者育成は“態度を変容させる”という点に力を入れているように思える。労働力開発について講義してくれたキャリアフォースは政府認定の支援者トレーニング提供事業者で、訓練内容は数段階に設定されたニュージーランドの認定資格 (資質) と連動している。人材育成のポイントとして述べられたのは、技術的な側面というよりも「ケアラー自身の意識改革」「障害者の権利の理解」「ケアラーの役割の再確認」「クリティカルシンキング (批判的思考) のできる人を作る」という精神的な側面へのアプローチだった。支援者は単なるお手伝いではなくその人が地域で暮らせるよう関係づくりを図る調整役であり、そのために支援者は問題解決能力や交渉力を身につける必要があること、その前提として当事者を“お世話する人”ではなく同じ人間として認めること、当事者の権利をしっかりと理解することなどがトレーニングには盛り込まれている。支援を受ける側 (当事者) を訓練し、ケアラーの訓練・評価をする立場で活用していくといった話もあった。このような人を育てる仕組みが、前述したような共通のビジョンとパートナーシップとうまく連動し、

ニュージーランドの障害支援を発展させていくのだろうと思った。現在ニュージーランドでは支援者の最低賃金の1.5倍のベースアップや、資格と賃金を連動させたシステムを導入し始めている。「給料が良くなることで能力の高い人材が参入し、業界の質が上がる」という話からも、国をあげて障害支援の質を高めようとしていることがうかがえた。

3. ニュージーランドと日本の相違点

日本の強みは環境や制度の設備といった物理的な面については整っているという点だ。先進的な取組を行っているニュージーランドならば、市街地の整備も整っているのではないかと期待したが、実際は日本の方がはるかに整っていた。例えば、小さな地方自治体であっても公共施設のバリアフリー化が進み、点字ブロックや音声案内のような整備がなされているといった点である。全国均一に一定水準以上のサービスが浸透しているのも日本のすばらしい点だ。例えば、幼児期支援についてはCCS障害アクションで詳しく学んだが、日本の乳幼児健診のような全国均一のシステムはなく、早期発見が遅れることがあること、幼児期の通所専門施設は人口約130万人の最大都市オークランドにおいても聴覚と視覚障害用の施設が1か所ずつしかないことなどを学んだ。ニュージーランド教育では「テ・ファリキ (Te Whāriki)」 (1996、2017改訂) という幼児教育カリキュラムでインクルージョンを推奨しているため大半の障害児が地域の施設に通うとのこと。しかし施設側が困惑を示すことも多く、CCSが教育省と契約している早期介入支援では、専門スタッフが対象児のいる施設を訪問し施設職員をサポートするとのことだった。これらの点を考えると早期介入支援については日本が整っていると実感した。

一方、ニュージーランドは、関係者の態度形成という精神的な側面の整備で一步先を行っているように思えた。視察を通じて出会ったニュージーランドの姿勢、例えば障害戦略や国際条約に基づいて共通概念や態度に関係者に徹底して浸透させる、支援者の育成を技術だけではなく態度変容に当てる、当事者を政策決定側に積極的に登用し本人中心の支援を展開する、そして何より障害支援を国や社会にとって利益をもたらすものと考えることなどは、日本の障害支援現場ではあまり出合わないものだった。

ニュージーランドが進めているインクルーシブ教育の態度形成への関与にも触れておきたい。教育省の話では、障害を持つ子の大半は地域の学校の通常級に通い、専門職や特別支援教育専門教員、補助員らがクラスに訪問しその場で支援する方法を取っている。別室指導を行わないのは一緒に教育を受けるということが当たり前であるし、そうすることで周囲の子供や教員らの障害や関わり方への理解を促すことになるとのことだった。共に

育つことが啓発につながり、将来の社会のためになるという視点を持っているのだと感じた。

ニュージーランドも障害を持った人にとって完全な理想郷ではなかった。しかし社会を形作る人に焦点を当て、人の力を引き出し、それによって社会を発展させていこうとしている点がニュージーランドの長所だと感じた。訪問中に「今変わってきている時期」という言葉を何度も耳にした。ニュージーランドはそういった人を育てる手法を取りながら、歩みを進めているのだろう。

4. 学びを反映させた実践について

(1) 個人テーマへの答え

内閣府地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」の最大の焦点は、各団員が派遣を経て学んだことを地域で実践の形に置き換えていくことにある。事前研修において団員は団テーマと個人テーマを設定し学びのポイントを整理した。私のテーマは「社会が障害児を強みを持つ存在として認識し、行政・医療・福祉・教育がどのように連携してその子らしく暮らせる大人になる手助けをしているのかを学ぶ。その学びをいかし、国内の地域社会において関係者の障害児認識を変える取組を研究・推進する」であった。

設定の背景には私個人の臨床実践が影響している。心理士として10余年にわたり自閉症やADHD、学習障害や知的障害といった発達障害や周辺領域の子供とその保護者、関係者と関わってきたが、その中で常々心に掛っていたことは、集団と同じ行動や興味を持たない子は“困った子”“できない子”という否定的な目で捉えられることだった。障害や違いをマイナスに捉えるのではなく強みや個性として捉えるような社会にするにはどうしたらよいのか、障害を本人の能力の問題ではなく社会の問題と捉える社会モデルで政策を展開しているニュージーランドにヒントを得たいと思った。また日頃、福祉と教育、幼児期と学童期といった領域やライフステージの枠を超えた連携の難しさも感じていたことから、連携を実現可能にするにはどのような方策があるか学びたいと思った。

その問いに対する答えを私は得ることができたように思う。ニュージーランドでも日本と同様、障害を持つ人に対するネガティブな認識が存在しないわけではないことは当事者や関係者の話からうかがえた。しかし関係者はそれを自覚した上で、①障害支援に対する明確なビジョンや態度を関係者に徹底して浸透させる、②それを土台にパートナーシップを築く、③人材育成では態度変容にも注力する、④当事者の声に耳を傾けいかす、⑤障害支援をWIN-WINの発想で啓発し社会の態度を変えていくことを実践し、少しずつ障害や障害支援に対する認識を変えていっているように思えた。それが徐々に成果を見せているからこそ、社会モデルやEGLといった新

しい障害支援の在り方を次々と打ち出していけているのではないかと感じた。私はこの五つのポイントを用い、テーマにも書いた「地域社会において関係者の障害児認識を変える取組を研究・推進する」に取り組んでいきたいと思う。

(2) 具体的な実践案

フリーランスで働く私の臨床実践は多岐にわたり、個別支援、支援者支援、地域支援を様々な角度や場所で行っている。本人支援では、継続的に子供とセッションを行い、特性評価と整理をした上で学びや成長を促進させるアプローチを考え実践し、周囲に助言する。ここでは今後は、意思表示できる力、選べる力（選択肢を検討する力）、決める力（選択する力）を育てることを目指していきたい。知的障害を伴う子供は意思表示が困難なことが多いが、その子が望む生活や支援をより適切に周囲が提供するためには、本人の意思が分かることは重要だからだ。支援者支援では、家族や支援者が子供自身や障害のことを理解することを手伝い、お互い生活しやすくなるようにコンサルテーションを行う。今後は、今以上に周囲の大人がその子の権利を理解し、その子らしい在り方を認め、本人中心の視点で本人と共に生活を設計していく重要性を伝え、一緒に取り組んでいきたい。地域支援では、発達障害や支援にまつわる講話を行うことが多い。その子が将来地域で暮らすイメージを伝え、インクルージョンが比較的進んでいる幼児教育現場において職員を助け、多様な存在が共に育つという場が地域に存在するようにしたい。支援者の意見交換や学びの場を設定し、日々の実践やその意味の振り返り、地域に何が必要なのかを議論する場を設け、パートナーシップを共有できる相手も作っていききたいと思う。また、直接的には障害支援とは異なるが、人々の意識や態度を変容させるための効果的なアプローチの仕方を学び、人材育成の専門性も高めていきたいと考えている。

派遣プログラムで構築したネットワークの推進については、団員とのつながりを大切にすることが第一にある。プログラムを通じて団員と深く議論を交わせたことは非常に価値あることだった。様々な見識と熱意を持ち合わせた団員と障害分野の実情や課題点、認識について掘り下げ考えることは、自身の実践における道筋を見極める上で非常に助けになる。このつながりを大切にし、共に成長していけたら良いと思う。

5. 最後に

報告書をまとめながら、改めて私が実感したことは、人を大切にすること、人を育てるということが、社会が誰にとっても住みやすい形に発展するためには何よりも重要であるということだった。首都ウェリントンにあるテパパ博物館を訪れた時、ツアーガイドの方が、ある若い車椅子の男性が展示物の狭い入り口を通れず、後日ス

トレッチャーを用意して中に案内したエピソードを話してくれた。その時「どんなにテクノロジーがあっても、一番役に立つのは人間」と言っていたことが心に残っている。各々の状況に合わせて自然と手を差し伸べ協力し合うような人を育むことができれば、きっと障害を持つ人もそうでない人も同じように暮らせる社会が実現するのだろう。

今回この内閣府地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」ニュージーランド派遣団に参加できたことにとっても感謝している。派遣を支えてくだ

さった内閣府、青少年国際交流推進センター、現地受入れや研修実施機関の関係者の皆様に深く感謝したい。中でも、専門的で複雑な内容の強行スケジュール中、いつも笑顔で通訳を務めてくれたイギリスのJRC氏、現地で温かく支えてくださったNZDSNのGB氏にこの場を借りて深くお礼を申し上げたい。団長、団員の皆さんには引き続き関係を築いていけることをお願いして、この報告書を締めくくりたいと思う。

3. オーストリア派遣団（青少年分野）行動記録

日付	天候	時間	活動内容
10月8日 (日)	晴	9:15 13:30 16:00 19:00 20:00	東京国際空港(羽田)発 (BA008) ロンドン・ヒースロー空港着 ロンドン・ヒースロー空港発 (BA704) ウィーン国際空港着 歓迎会 (ウィーン泊)
10月9日 (月)	晴	9:40-10:15 10:15-11:00 11:00-12:45 14:10-17:30	オーストリア連邦家族・青年省(BMFJ)より講義 オーストリア連邦家族・青年省大臣を表敬訪問BMFJ、ユースワーカーからオーストリアのユース政策について講義バックボーン20訪問、ストリートワーク体験 (ウィーン泊)
10月10日 (火)	曇/晴	10:00-11:30 11:30-13:15 14:45-17:15 19:00-22:30	ウェール通り178番終日制公立学校訪問 教師との意見交換 青少年センター・ベース20訪問 夕食交流会 (ウィーン泊)
10月11日 (水)	晴	10:00-12:00 14:00-16:00 16:15-18:00	オーストリア・キンダー・フロインデから講義 オーストリア連邦若者評議会(BJV)から講義 在オーストリア日本国大使館訪問、小井沼紀芳特命全権大使を表敬訪問 (ウィーン泊)
10月12日 (木)	晴	11:08 13:33 14:30-18:30 19:30-22:00	ウィーン中央駅発 グラーツ中央駅着 シュタイアーマルク州地域青年部局にて地方青少年施策担当者とのディスカッション 夕食交流会 (グラーツ泊)
10月13日 (金)	晴	10:00-12:30 12:30-13:30 14:15 15:30-16:30 16:30-17:30	シュタイアーマルク州地域青少年部局にて担当者より所掌の説明とディスカッション 青少年団体ロゴ・ユース・マネジメントからの事業説明と意見交換 市内視察 シュタイアーマルク州政府青少年施策担当大臣を表敬訪問デローカル・ユース・センター訪問、事業説明、意見交換 (グラーツ泊)
10月14日 (土)	曇	10:00 10:26 13:07	グラーツ滞在組: ホテルにてホストファミリーと合流 ウィーン滞在組: グラーツ中央駅発 ウィーン中央駅着 ホームにてホストファミリーと合流 (ホームステイ)
10月15日 (日)	曇	18:00 18:30	全員ホテル集合 プログラムの振り返り (ウィーン泊)
10月16日 (月)	晴	15:10 16:40 19:20	ウィーン国際空港発(OS131) フランクフルト空港着 フランクフルト空港発(JL408) (機内泊)
10月17日 (火)	雨	12:44	成田空港着

訪問先一覧（派遣者による記録）

面会先	連邦家族・青年省(BMFJ)
面会日	10月9日(月)
面会者	家族・青年省大臣 国際青年・家族政策担当課課長 国際青年・家族政策担当 国際青年政策部門 連邦オープン・ユースワーク局ユースワーカー
住所	Wien
電話番号	
URL	www.bmfj.gv.at, www.boja.at

機関の紹介：

オーストリア連邦家族・青年省は、オーストリア連邦政府において、家族・青少年分野を担当。1980年代に青少年分野が家族分野に加わり現在の省の形になった。子育てにかかる給付金、手当や保育所をはじめとする施設・サービスの拡充、児童の保護やユースサービス等、子供や青少年をとりまく様々な施策を実施。連邦オープン・ユースワーク局では、青少年にオーストリア国内のボランティア活動やその他の学校外教育を提供したり、ネットワークの構築を行う。参加青年に企画、運営を任せたり、宗教や文化の違いで参加が左右されないのが特徴。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- オーストリアにおける青少年育成について
- ・ 1960年代から青少年が自分たちの居場所に対しての主張が出始め、現在の青少年活動につながった。
 - ・ 教員と生徒の関わりを縦だとすると、ユースワーカーと青少年は対等であり横の関係という考えである。
 - ・ ユースワーカーが活動する場合は青少年が何かにチャレンジしたり、アイデンティティを見つけたり、友人を作りつながるなど様々な意味がある。
 - ・ 現在オーストリアには難民の問題がある。難民の子供たちの言語・文化・価値観をどのようにオーストリアの社会に取り込んでいくかは課題。
 - ・ 連邦・オープン・ユースワーク局では、関わる地域によって職員に求められる能力が異なるため、地域特性を考慮したスタッフの配置を検討している。

面会先	バックボーン20
面会日	10月9日(月)
面会者	代表 ユースワーク部門アウトリーチ・ユースワーク担当
住所	Wien
電話番号	
URL	https://www.backbone20.at/

機関の紹介：

ウィーン市の出資により1996年に設立。背景としては、1988年に暴力的な青少年グループがウィーン市内に200程度存在しているという記事が出たことがきっかけ。ウィーン市はこれに対し、既存のユースセンターに来ない青少年も犯罪的・暴力的な傾向に陥らない施策が必要だと考え、1990年代は青少年活動関連に力を入れた。その一つがバックボーン20の設立である。人員構成はストリートワーカー8名。オフィスワーカー3名。代表1名、清掃員1名。男女比は半々。ウィーン市20区というウィーンの中でも貧困問題がある地域のみで活動している。青少年との間に信頼関係を築き、彼らが抱える問題に寄り添い、犯罪や孤立を防ぐことが目的。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ストリートワーク
- ・ 20区内の公共施設(公園など)を遅い午後から夜にかけて二人一組で歩き、集まっている青少年に話を聞く
 - ・ 対象年齢：12～25歳、主な対象者：13～15歳。
 - ・ 目的：青少年と信頼関係を築き、彼らの個別の課題解決に寄り添うこと。
 - ・ 歩き回って声をかける以外にもSNSを使用して若者にコンタクトを取るなど気軽につながれるよう心がけている。
- 青少年に寄り添う
- ・ ユースセンターなどとも協働しているが、多くのユー

- ・ スセンターとの違いは、日にちとテーマ(対象者)を指定して集まりの場を作っている。
- ・ 青少年と関わる時、名前やそれ以外の個人情報に極力聞かない、仮に個人情報を誰かに渡すときも当事者が隣にいるときに限定するなどして青少年の希望に最大限寄り添う。
- ・ 20区に住む多くの親は義務教育しか受けていない場合が多い。そのため、高等教育自体に対する認識が不足している。バックボーン20は進路選択の手伝いをする。進学を考えている青少年には高等教育について教えたり、就職を希望すれば一緒に職業訓練ができる

面会先	ウェール通り178番終日制公立学校
面会日	10月10日(火)
面会者	長
住所	Wien
電話番号	
URL	https://www.wiener-kinderbetreuung.at/ueber-uns

機関の紹介：
 全生徒175人、8クラス。6～10歳が通う学校。1クラス18～24人(通常ウィーン市では25人)、各クラス2、3名の教員が担当。移民、難民の生徒もいるため、担任以外の教員は母国語サポートに当たっている。現在、校内では37か国語が話され、ドイツ語に次いでトルコ語を母国語とする生徒は46人いる。難民出身者も受け入れており、現在21人が在籍。アフガニスタンなどの子供の中には、母国語でさえ文字が書けない子もいるため、クラス分けは適宜検討が必要。学校規則の中には、宗教の違いはあっても、別の宗教がお祝いの時などは一緒にお祝いに参加するというような内容もある。夕方からはユースセンターとしても活用され、余暇教育が行われる。

- 訪問時の活動内容：**
【説明のポイント】
 主体性の育成
- ・ 最初の2年間は数字評価をせず、まず生徒が自己評価

面会先	青少年センター・ベース20
面会日	10月10日(火)
面会者	代表
住所	Wien
電話番号	
URL	http://www.jugendzentren.at

場所を探したり、仕事を探したりする。行政も若者の就労支援には取り組んでいるが、青少年のニーズと労働市場のニーズが合っていないケースも多く、青少年のニーズに寄り添う存在が必要。

- 学校との連携**
- ・ 14歳のクラスに年に1回20分、団体について説明を行っている。
 - ・ 担任の教員より相談を受けることもある。
 - ・ どの青少年がどのような問題を抱えているかなどは共有しない。

- ・ して、その後保護者とも話をし、成績を決めるという方法。4年生の終わりには5段階評価を行う。
- ・ 学校内で移動するときは、自分の行き先を示す取組がされている。
- ・ 食堂で昼食を取るが、一同に食堂に入れないため、交代制。交代するときに後のグループが使いやすいように片付けや飲み物の準備など行う。

- 多様性の受容**
- ・ 移民や難民など、ドイツ語の語学不足により一般の授業への参加が難しい生徒をフォローアップできるような言語サポートの教員が配置されている。
 - ・ 9月入学が基本だが、能力に合わせて早めに入学も可能。生徒によって、年度終わりに進級の可否について話す。
 - ・ 今後の期待：その子の能力に合わせ、ほかの学年とも混ぜて学習できるような環境にする。

機関の紹介：
 職員約300名。活動内容としては、ユースクラブ運営、地区にあわせたユースワーク、スペースラボという青少年活動団体の一部管理を行っている。対象年齢は10～24歳、特に10～18歳までが多い。関わる地区によって特徴はあるが、青少年が関連する事件や事柄(麻薬、犯罪、宗教、政治など)の知識をユースワーカーに提供している。

- 訪問時の活動内容：**
【説明のポイント】
「ワードアップ」青少年議会(WordUp Youth Parliament)
- ・ 対象年齢：13～14歳(居住地区の学校に通っている青少年)
 - ・ 目的：自分が暮らしている地区に対する理解や改善する当事者意識、地域住民とのつながりを作る、政治がどのように行われているのか、選挙の意義、など。
 - ・ 参加者選抜方法：実施地区の学校内の各クラスより2名ずつ選出し議会を作る。

面会先	オーストリア・キンダー・フロインデ
面会日	10月11日(水)
面会者	学校管轄センター&イニシアチブ担当 教育部事務所所長 オーストリア全国代表事務所所長 部門事務局長
住所	Wien
電話番号	
URL	http://www.kinderfreunde.at/

機関の紹介：
 1908年にグラーツの労働者層の金銭的に貧しい家族を支援する目的で設立されたオーストリア最大の非営利団体。現在、3,000～4,000人の職員がいる(非常勤、季節雇用、プログラム雇用含む)。各省庁(連邦家族青年省、教育省、スポーツ省など)と共同で若者のメンタリングプログラム(総合的指導、技術指導)を実施しており、政府からの財政支援を受けて運営。

- 訪問時の活動内容：**
【説明のポイント】
 子供の権利について
- ・ 「子供には権利がある」「子供は大人になる途中ではなく子供という完成した存在」という考え
 - ・ 国連総会において1989年11月20日にこどもの人権権利条約が採択されたため11月20日を団体の祝日にしており、議会に子供を連れて行くなどイベントを開催している。
 - ・ 親、教員、子供自身へ子どもの権利について教えている。

- ・ 議員となった青年たちは、地区の代表などと意見交換を行いながら政策を考える。
- ・ ウィーンの全23地区中6地区で実施。6万～10万ユーロの公園整備を中心とした予算を青少年議会にあり、青少年の決定の下に使用されている。
- ・ 実際に教室に区長・区議会議員が訪れ、子供たちにとって身近な存在となるような工夫をしている。
- ・ 青少年議会はショッピングセンターで会議を行う。たくさん大人の行きかう場所での開催。これにより、一般市民の目にもとまり、青少年に対する視点を変えるきっかけとなる。
- ・ プロジェクトを通じて、子供たちが提案した地域に関するアイデアを区長・行政当局とともに実現をする。
- ・ 障害を持つ生徒も参加
- ・ 次年度以降の変更点(予定)：公園の整備以外も施策に取り入れる。よりテーマ設定を柔軟にして、想像力を高める仕組みの構築。参加人数の上限をなくす。

- 子供共和国**
- ・ 子供参加型のキャンプ
 - ・ キャンプを「国」と見立て、民主主義の仕組みを学ぶ場
 - ・ 自然との共存を体得する場

- ナイチンゲールプロジェクト**
- ・ 対象年齢9～12歳。2010年開始。
 - ・ 主に機会に恵まれない子供の支援が目的。学校から支援が必要な生徒について連絡が来る。
 - ・ 主に教育大学の学生と生徒をマッチングして、互いの余暇を使って、お互い新たな出会いと気付きを生み出す。
 - ・ 大学生と支援対象者が初めて会うのは学校。1タームで20回、一緒に時間を過ごす。
 - ・ マッチングが合わないことや、両親とのコミュニケーションがうまくいかないこともあるので、その場合は、コーディネーターが介入する。
 - ・ 1か月に1度、大学生とミーティングを行う。大学生が望めば、団体職員へサポートを求めることができる。

面会先	オーストリア連邦若者評議会 (BJV)
面会日	10月11日 (水)
面会者	会長 国際関係部門政策オフィサー
住所	ien
電話番号	
URL	https://www.bjv.at/

機関の紹介：

青少年の声をEUや国の施策に届ける目的で設立された、53の全国規模の青少年団体（総数約300万人）が集まってできた30歳未満の若者による評議会。雇用の機会、16歳選挙権、人権、男女平等、子供の権利など、若者に関係する法案が提出される際、政府に助言を与える役割が法的に定められている。BJVの加盟条件として、①5年以上の継続、②各州に支部があること、③反ファシズムの基本理念に同意などがあり、加盟団体は極右保守やリベラルなど多様な考え方を有している団体がある。財源はほぼ公の資金だが、公的機関とは対等な話合いのパートナーという位置づけ。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

理事について

- ・加盟している青少年団体に選挙を行い、代表者を選出し、理事会を組織する。
- ・理事数は理事8人+常任理事4人+女性政策担当1人、メ

面会先	在オーストリア日本国大使館
面会日	10月11日 (水)
面会者	特命全権大使 二等書記官
住所	Wien
電話番号	
URL	http://www.at.emb-japan.go.jp/jp/index.html

機関の紹介：

オーストリアにおける日本人の生命や財産を保護するとともに、さまざまなレベルでの対話や交流を通じた日本に対する理解の増進、政治・経済その他の情報の収集・分析を行っている。在オーストリア日本国大使館では、大使をはじめ日本から派遣された約20名の職員と約30名の現地スタッフが、いくつかの業務分野に分かれて職務にあたっている。

ンバーは2年任期、無報酬。

- ・21のテーマを理事が分担し担当しており、理事の担当テーマは年ごとに変更。

活動

- ・政治へのロビー活動を展開、国会で新しい法律が制定される前に意見を述べる役割もある。
- ・現在、オーストリアの青少年保護法が各州によって異なるため、国として統一の内容にするように交渉を行っている。
- ・加盟団体やBJVで青少年の考えを聞くためにアンケートを実施。
- ・青少年団体のリーダーを養成する講座も実施している。ヨーロッパ青少年会議 (EYF) の現議長はBJV出身。
- ・加盟団体の活動へのチェック機能も有している。
- ・16歳選挙権は2007年に引き下げられたが、BJVも精力的に引き下げ運動に取り組んだ。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

総務班、政治経済班、領事班、広報文化班などの業務分野がある。広報文化班では日本についての講演会の開催、日本の文化紹介、日頃の留学サポート、青少年交流、姉妹都市交流、スポーツ交流などを担当している。

面会先	シュタイアーマルク州地域青少年部局
面会日	10月12日 (木)、10月13日 (金)
面会者	シュタイアーマルク州青少年政策大臣 青少年ユニット副代表 シュタイアーマルク青年欧州連合 ムスリム・ユース・オーストリア シュタイアーマルク州代表
住所	Graz
電話番号	
URL	http://www.jugendreferat.steiermark.at/cms/ziel/597996/DE http://www.landesjugendbeirat.at/ http://www.mjoe.at/

機関の紹介：

シュタイアーマルク州の地方自治体が行う青少年活動に対するサポートや州政府により決定された青少年政策の実施。また、学校ソーシャルワークの充実化、青少年に関わる公共施設のサポートなども行っている。シュタイアーマルク州を七つのエリアに分けて活動しており、各地の担当者は各エリアの出身者にし、地域についての問題や情報を把握しやすいようにしている。活動の目的は、青少年の主体性の育成や一市民である自覚の育成がある。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

学校社会的活動について

2015年にミッテルシュューレ（中学校4年制）が始まったため、同じ学校に通う生徒に様々な層が集まるようになった。それにより課題も多様になったため、包括的な視野でケアできるスクールソーシャルカウンセラーを配置する取組が始まった。10歳以上の学生が在籍する学校の中から義務教育視察官（インスペクター）と、知事事務所が協議し、校長の許可をもって対象となる学校が決定する。現在対象となっている学校はオーストリア全土で104校、内40校はグラーツにある。職業系学校が多く、その特徴としては高等教育を選びにくい環境にあることが挙げられる。

主に相談業務、ワークショップや課外授業、レポート作成を行う。また、自由開放の時間を設けており、子供も教員も相談があれば気楽に来てもらえるよう取り組んでいる。活動する上で、守秘義務と匿名性を守ること、学校教育を受けにくい青少年にチャンスを与えること、更生力をつけさせていくことが重要視されている。そのため、家庭問題がある場合にも青少年からの希望がなければ両親と会うことはしない。また、必要とあれば社会福祉施設に報告することもある。自分たちに対処できない領域は、連携先をしっかりと把握しておくよう心がけている。スクールソーシャルワーカーは、活動の評価を年2回、レポートで行っている。2015年は90%が良好な回答だった。グラーツ大学と2015年から2018年まで共同研究し

ている。

課題としては、福祉は国が担当しており、学校教育は州立なので、オーストリアの他の州で一般化することが非常に困難なことが挙げられる。

- シュタイアーマルク州が抱える課題：女性の人口減少
女性の人口が減ることにより、将来の州全体の人口が減る。母親になりやすい、子育てしやすい環境を作る必要がある。そのためには次の三つのポイントが重要である；
1. 地方に仕事がある→州内の会社や仕事の合同説明会に似たものを開催
 2. 同じような問題や課題を抱える人に相談できる場がある
 3. 子供を預ける場所、遊ばせる場所がある→保育園の時間を12時から16時へ変更

時代によって州民の希望も変わってくるため、定期的なヒアリングなど情報収集が必要。

以下3団体と意見交換を行った。

■フェラインの定義

3人以上の集まりで、会則と会費があり、申請をして、フェライン警察に年1回報告書を提出することが条件の団体。

1) 地域青少年部局

- ・シュタイアーマルク州の青少年分野で活動している26団体の中間支援組織。14万人の会員と15,000人のボランティアが所属している。各団体より理事が選出されており、話合いの基に運営されている。州から運営金80万ユーロが支払われており、各団体の規模を考慮した上で分配している。

2) シュタイアーマルク青年欧州連合

- ・1975年設立の政治的活動を行っている青少年団体。
- ・ヨーロッパ連邦主義の推進を掲げる団体。30か国以上に姉妹組織がある。
- ・これまでの活動例は、5～10か国を招待して文化間交流を行う国際活動や政治家などを呼び、今後の社会や世界を考えたり、政治家や経済界の人々と出会う機会を作るなどがある。

3) ムスリム・ユース・オーストリア (MJO)

- ・ 1996年設立、オーストリア人でムスリムであることが条件。ムスリムについての正しい情報の発信や、社会貢献などを主な中心として活動をしている。上部団体に全国組織がある。

【意見交換のポイント】

セクター間連携について
オーストリアには多くのフェラインがあり、各所で連携している。国での青少年戦略と地方での取組の連携だけでなく、「学校社会的」といったシュタイアーマルク州独自の活動も多くある。例えばローカル採用の地域スタッフによる地域に根差した活動など。

面会先	ロゴ・ユース・マネジメント
面会日	10月13日(金)
面会者	
住所	KGraz
電話番号	
URL	https://www.logo.at/

機関の紹介：

青少年のための情報提供を行うインフォメーション施設を管理する目的で1995年に設立された。有限会社の形態をとっており、フルタイムスタッフは25名、男女比が4対6である。州と市から業務を委託されている。EUが青少年に関する憲章を出したことにより、EU圏内各地に同様の団体が存在する。また、直接全てを解決する組織ではなく、対象や課題によって適した専門家と協働したり、つなげる、「スイッチボード（ハブ）」としての役割を担う。年間を通じ200回程度の展示などの啓蒙活動を行っている。団体のマークのカラフルな傘は「青少年の人生を色鮮やかなものにしたい」という意味が込められている。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

組織の考え方

- ・ 青少年が情報を必要とする際に信頼できる情報を得られる場所を提供する。また、多様な情報の中から青少年が自ら選択することができる。情報は、年齢、性別、趣味嗜好など個々に合わせた情報であるべき。また、青少年が理解することができる内容であるべき。
- ・ 自分たちが対応できない場合は、それぞれの専門家につなぐこと。
- ・ コミュニケーションを重視し、青少年のニーズに合わせる。

業務

- ・ 主な業務は以下の五つに分類される。情報提供の種類は多岐にわたる
 1. 就労支援：履歴書の書き方、マナー講習、面談支援、履歴書写真撮影など

2. 国際関係：EU圏内で実施している青少年のエクステンジプログラム（チェンジプログラム）の推進。他国を訪問し、労働や学習を通じた国際的な体験ができるプログラム。オーペア（ベビーシッターに従事する代わりに住まいと食事の提供を受ける取組）の推奨なども行っている。
 3. ヘルス：性や暴力に関する相談や、食と健康に関する知識の共有などに取り組んでいる。
 4. 教育：情報を適切に捉えるためのワークショップや機会を創出（SNSの使い方など）。また、青少年に限らず、保護者への同様の機会の創出も行っている。
 5. その他：民主主義に関する考え方の共有や情報提供を行っている（施設内には青少年をターゲットとした、訪問週日曜日に行われる国政選挙の投票を呼び掛けるポスターなどが掲出されていた）。また、青少年カード（check it card）の作成も推奨し、IDのない青少年に提供をしている。（これまで6万枚発行し、名簿管理ができニュースレターやメールでのネットワークができています）
- ・ 州内に120か所にインフォメーションポイントを設置。

その他

- ・ オンラインやオフラインで履歴書チェックのサービスを行っている。
→小学生位から履歴書に類似した書類を書かせ、それぞれの志望動機などの根幹にある理由などの文章化のサポート、自己分析や主体的に自身を発信するサポートを行っている。
- ・ 敷居を低くして青少年が入りやすい工夫をしている。（不要になった洋服の物々交換、自転車修理など）

面会先	ディートリッヒクーション・ローカル・ユース・センター
面会日	10月13日(金)
面会者	
住所	Graz
電話番号	
URL	https://www.dietrichskeuschn.com/index.php

機関の紹介：

1982年に設立された。フェラインの組織体制をとっている。政治や政党に左右されないことを掲げている。青少年の居場所、決まりなどなく自分らしくいてもいい場所を提供している。3名のスタッフと数名のユースセンターの長期利用者がボランティアという形で運営している。資金としては、3分の2をグラーツ市から、3分の1をシュタイアーマルク州からの補助。対象年齢は12～26歳、特に16～21歳がターゲットである。シュタイアーマルク州には全日制の学校がないので、近い年齢の子たちと過ごす居場所となっている。利用者は延べ2,600人で76%が男子。今後、施設を3倍に広げる計画がある。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

活動内容

- ・ 青少年自身でプログラムを企画、運営することができる。実現可能なものは発案者が中心となって実施する。（例：ジェンダー差別をなくすために、カレンダーと一緒に作った。内容もモデルも利用する青少年）
- ・ 1か月に1度利用者（青少年）とミーティングを行い、実施したプログラムの振り返り、これからのプログラムの計画、施設の利用方法などについて話し合う。
- ・ 多くの青少年が利用できるよう可能な限り利用の敷居を低くする。しかし、州から予算をもらっているため、初めて訪れるときにユーザーネーム/年齢/性別は言わなければならない。
- ・ 喫煙・飲酒は可能だが法律に沿ったルールで運営している。例えば、12歳の子が喫煙をしているのを見つけた場合、吸ってはいけないこと・理由も含めて伝え、その日は帰す。ただしルールを守れるのであれば、また来られるチャンスがあるからと受け入れる姿勢も見せる。その他人種差別・ジェンダー差別も同様。

ユースワークの学校教育との効果的な連携について ～地域での新しいシステム作りを目指して～

団長

事業の目的と今日的課題

青少年の育成事業への取組は、いつの時代にあっても重要な課題である。日本においてもオーストリア及びヨーロッパ諸国にとっても同様だ。我が国においては、第二次世界大戦後の荒廃からの復興のために、青少年対策として青少年健全育成を課題とした取組が様々な分野で進められてきた。子どもたちの全人格形成を支援する組織キャンプの取組や、文化芸術活動の振興など、施設整備や事業推進が全国に広がり「青少年の健全育成施策」が浸透していった。同じように、オーストリアやヨーロッパ諸国でも、戦後の荒廃からの復興のためには労働力の確保も必要であり、青少年の自立支援のための様々な施策が推進されていった。ヨーロッパ協同体の動きのなかでは、1967年にEC（ヨーロッパ共同体）が設立され、マーストリヒト条約発効により、1993年EU（ヨーロッパ連合）になり、1995年の第4次拡大でオーストリア・スウェーデン・フィンランドがEUに加盟した。青少年施策としては、2001年に欧州委員会でユースインフォメーションの基準作りがなされ、「正確な情報を提供する」「自立を支援する」「青少年自らが設立する」などの条件の統一と各国への浸透を目指した。また、1997年のヨーロッパ評議会で、民主的なシチズンシップ教育プログラムが開始され、人権教育マニュアルが制定された。

今回の派遣事業では「地域課題対応人材育成事業」として、青少年分野では「子ども・若者の育成支援に関わる人材の育成」を総合テーマとして団員の募集が行われた。子ども若者と関わる様々な分野から集まった8人の団員と共に、今回の派遣で学ぶべき課題や、オーストリアでの体験をいかした今後の取組について事前研修において議論を重ねた。そこから導き出された団のテーマは、「誰もが子ども・若者の育成に当事者意識を持って生きる共生社会の実現をしたい。それに向けてオーストリアのセクター間連携や子ども・若者に関わる専門家の人材育成システムを学び、どのように現場で機能しているかを確認する。その学びから各自のコミュニティーに合わせた改善案を見出し実行する。」というものであった。オーストリア派遣の個人のテーマを設定するに当たって、それぞれの設定課題に関わる社会的な層が、個人・家族・地域コミュニティー・組織・州・国・EUとミクロからマクロへどのようにつながっているか、また視察のポイントとして漏れがある分野がないかなどを検討しながら、自らが活動する組織や環境に基づき個人目標が決まっていった。各自のテーマを要約すると、

- 共生・共育のための行政との連携
- 多様性を受け入れる環境整備
- 教育現場と地域連携
- 自立した人材育成のためのキャリア教育
- 青少年活動の中での中間支援機能
- 次世代育成のための多様な人材のネットワーク形成
- 青少年の職業選択への支援
- 学校外活動を行う非営利団体の組織作りや相互連携といった内容になった。

日本における法整備

欧米諸国のユースワークに対する取組やその基盤づくりのための法整備に対して、日本では青少年関連法の設置が2009年の子ども若者育成支援推進法の施行が初めてとなる。

青少年問題審議会答申や中央教育審議会答申等で、様々な社会情勢の変遷に対応した青少年施策や教育施策が推進されてきたが、根拠法となる青少年育成に関する法律は制定されていなかった。2010年、「子ども若者ビジョン」が施行され、課題や困難をもつ子ども若者の支援が提唱され、子ども若者支援地域協議会の設置が求められた。2016年、改定された「子ども若者育成支援推進大綱」では、子ども若者総合相談センターの充実などが提唱されている。施策推進の項目としては、

- 困難を有する子ども・若者やその家族への支援として、相談支援体制の充実・社会的自立へ向けた支援・地域における支援のネットワークの形成。
- 子ども・若者の成長に応じた施策の推進と機関連携では、自己形成への支援・情報の提供・自立を育む多様な交流の促進、などが挙げられている。
- 2013年の生活困窮者自立支援法や、2015年の子どもの貧困対策推進法とも連動して、「全ての子ども若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会をめざす」としている。

推進課題の項目としては

- 家庭をめぐる現状と課題
 - 子育てを助け合う環境づくり
 - 貧困の連鎖を断つ
 - 児童虐待への対応
- 地域社会をめぐる現状と課題
 - 地域におけるつながりの希薄化
 - 共助の取組を推進する NPO等の活動の推進
- 情報通信環境をめぐる現状と課題
 - SNSを介した交流
- 雇用をめぐる現状と課題

社会経済構造の変化
高度な能力が求められる(情報化社会)
新卒者の一括採用 不安定な雇用状態
キャリア教育の必要性
等が挙げられている。

このような団や個人のテーマ、施策として取り組まれている課題などを派遣プログラムのコーディネイトに反映していただくように、事前に情報を提供し思いを共有できるようにした。オーストリアから提供されたプログラムを基に、派遣直前までの準備期間に、コアリーダー派遣団事後活動のネットワークによる情報提供や、各自の専門分野での資料収集などに取り組み、設定したテーマから何を学ぶのか、その目的と価値観の共有を図りながら準備期間を終えた。

コーディネートされたプログラム

オーストリアから提供されたプログラムは、視察の流れがとてもよく整理されたものであった。まずは連邦政府の行政施策の紹介から、その施策推進のための中間支援機関の役割、そして、具体的な実践事例の紹介、学校教育との連携の在り方、全国規模の組織による青少年育成や国連子どもの権利条約を基盤とする取組、若者が主体的に作る、国やEU、国連をもパートナーとする政策提言の仕組み、となっている。次に、連邦政府やウィーン特別州の施策と地方での取組の違いや、統一された理念の浸透の実際を見るということで、オーストリア第2の都市であるグラーツを中心とするブドウ農園や牧場などが広がる緑豊かなシュタイアーマルク州で、州政府の青少年施策における行政の役割と、実践機能として連携する若者主体の組織の紹介、地域の特性をいかした青少年の居場所の運営、学校教育と連携したユースワークの新しい取組、EUの機能とも連動した情報センターの役割などが訪問先に組まれていた。

各訪問先では、現場運営の実際とともに相互の意見交換による議論の時間を多くとることができた。求めたい情報を限られた訪問時間の中で効率的に得るために、事前研修において質問項目を整理し、主たる質問担当者を決めることなどの準備と工夫をしたが、現地コーディネーターが食事場所の予約時間を気にするなか、予定時間を超えてまで話が終わらないようなハードな日々を過ごした。事業主旨をよく理解していただいている通訳のおかげもあり、業務に過重をかけながらも実りある議論が進められた。食事を利用しての地域文化とのふれあいや交流の企画など、生活や文化とのふれあいもよく考えられたプログラムコーディネートであった。

訪問地活動から見てきたこと

オーストリア連邦政府の理念の浸透

オーストリア連邦家族・青年省（BMFJ）は、1970年代の女性推進活動において、家族支援を推進するためにできた。1980年代に青少年分野が加わった。運営財源の支援と分配、青少年保護法の理念の浸透、EU施策との連携などの役割を担っている。オーストリアの持つ多言語環境の中での施策推進課題、青少年の自立支援の理念や子どもの権利条約に基づく実践事業や啓発活動、個人の尊厳と多様性を受け入れることが全ての事業運営の基盤となっている。

施策の理念は、FREIWILLIG=自由意思で参画する、FREIRAUM=自由な考え方、枠組みがない空間づくり、であり、参加においてはSPASS=喜びを持って楽しみを感じて、RESPEKT=尊重され、敬うこと、を大切にするとということである。「在りたい自分が、在りたいように」と、判断の自由と選択の自由を保障している。0歳から18歳までの子ども支援は、国連の子どもの権利条約に基づいた支援施策を進めている。これらの考え方は実践施設や機関運営での統一された理念として浸透していた。

中間支援機関の役割は、連邦オープンユースワーク局（BOJA）の運営として紹介された。オーストリアにある地域独自のユースセンターを中心とする650の青少年組織を統合する中間支援組織である。子どもの居場所づくりや、ストリートワークなど「子どもの側から見る」社会制度の改善の取組や、EU圏の交換事業との連携推進などを担っている。

12歳から20歳までを対象とし、1960年代に青少年が主体的に起こした活動が社会性や教育学的な認知を得て制度化し発展したものである。その理念は、レポート＝共感すること、により価値観の転換、そして行動化へと進み、自立へと導くというものである。財源は行政支援であり、ワーカーの人材育成にも関わり国内の青少年センター運営の基盤づくりを担っている。

ボトムアップによる施策提言や行政への参画は、オーストリア連邦若者評議会（BJV）の活動に見られた。30歳未満の若者による全国規模の青少年団体が53団体集まってできた組織である。青少年の声を、EUや国の施策に届ける目的で設立された。若者に関する法案が提出される際に、政府に助言を与える役割が法的に定められている。各組織から8名の役員と4名の理事が選出され、他にジェンダー問題の担当も一人いる。役員や理事は無給でその役割を担っている。オーストリアでは大人の40%がボランティア活動に従事しているということである。ネットワーク形式からのボトムアップの提案が、人と人との出会い、人の持つ魅力によりつながり広がって

いくという構造になっている。2年に一度選挙により役員が決まっていく。1年ごとに重点テーマが設定され、今年のテーマは「子どもの貧困」であった。国際的な役割としては、理事から国連の青少年部会に委員を出していることや、EUのヨーロッパユースフォーラムに参加していることなどがある。

このような、施策の浸透や若者自身の関わりの在り方は、オーストリアを含め、ヨーロッパ諸国での若者の早い年代での自立意識にもその要因がある。少し複雑な教育制度になっているオーストリアでは、14歳で進路の選択をし、職業訓練を経て就労する若者が多い。また、16歳からの選挙権の行使など職業や進学を選択し家庭からの自立が若い年代で行われていくという社会背景の違いがある。そのために、心身ともに成長期である13歳から15歳までの子ども・若者への自立支援や政治制度の教育などの市民教育の重要性が、それぞれの取組の中心的な課題となっていた。さらに、近隣諸国との関係性や戦後復興のための移民政策、特に近年急増する戦争難民等の課題もあり、多様性を受け入れ、人権を相互に尊重する意識は長い歴史の中で培われ、移民等のオーストリアの社会制度への順応も学校教育や社会教育の場面で必然の施策課題となっていた。また、EU圏での相互のつながりや国際的な分野への若者の参画も、多くの国と国境を接する環境から生まれながらに意識されていくものであり、自立意識の高さにつながっていると考えられる。

日本においては、特定非営利活動推進法、法人制度改革、指定管理者制度の導入など、青少年施策の分野にNPO法人などの民間資源の導入が進む中、今回の派遣で共通設問項目を設け、組織の運営や人材育成、その財源の確保などについて比較検証を考えていたが、連邦政府による行政施策の推進、そのための理念の浸透、必要な財源の配分、事業運営の専門性を確保する人材の配置や派遣や育成というように、システムの違いが明確になり、想定準備し事前通知していた設問よりも、訪問先では事業内容に焦点を置く質疑とした。

オーストリアでの青少年支援も、日本で取り組まれている施策課題と同じような項目で取り組まれているが、国際的なつながりの強さを背景とした多様性や人権の課題はより多く、施策に参画する若者の自立的な意識の高さなども比較検証のポイントとなった。

主体性を育む実践と体験の循環

若者の自立課題を支援するシステムは、「協働のパートナーとしての若者との関係づくり」が底流に必ず流れており、それらが各世代の施策において循環しそれぞれの活動がつながり合っていることが見えてきた。幼児期から小学生の年代では、『ウェール通り178番終日制公

立学校』及び、『オーストリア・キンダーフロインデ（以下、キンダーフロインデ）』の訪問の中で具体的な取組が聞けた。中学生から高校生の年代については、『バックボーン20』でのストリートワークや『青少年センター・ベース20』での「ワードアップ青少年議会（以下、ワードアップ）」の取組、『キンダーフロインデ』の子ども共和国のキャンプ事業、グラーツ市での『ロゴ・ユースマネジメント』の相談や情報提供のシステム、地域ユースセンターである『ディートリッヒクーシェン』などの訪問から浮かび上がってきた。

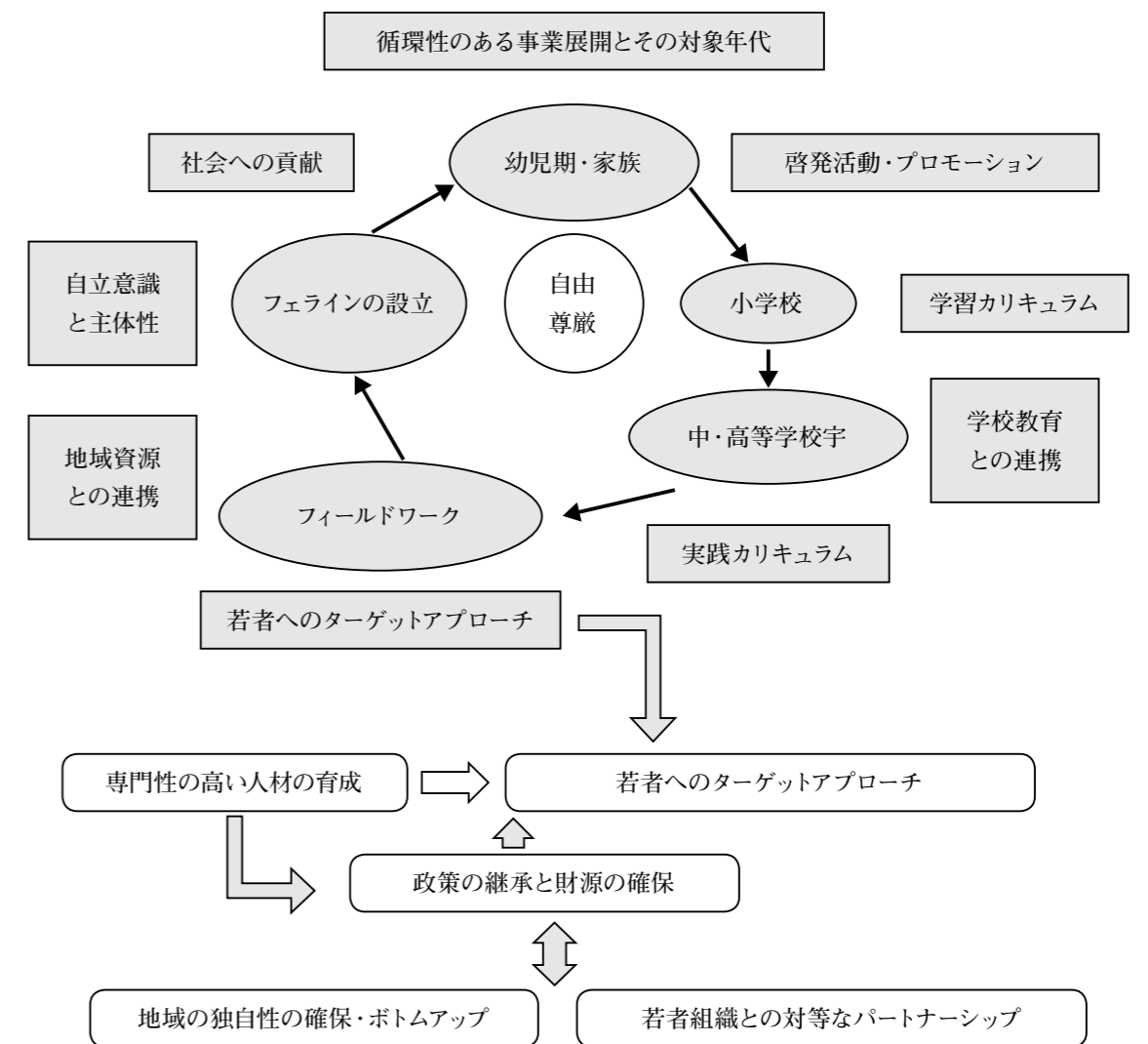
1989年11月20日に国連子どもの権利条約が施行され、オーストリアでは2004年に批准され、2011年に国内法のなかに反映されている。オーストリア最大のNPO組織である『キンダーフロインデ』では、この11月20日を祝日として全国で啓発イベントを展開している。子どもや家族への啓発活動の紹介では、幼児期から遊びの場面でも主体性を尊重し家族と共に楽しみながら意識啓発していくことや、国会への訪問など幼児期からの政治制度とのふれあいの場面なども組み込んでいる。多様性を持つ家族環境への啓発では遊びを通じたイベント参加とともに、お迎えに合わせた「両親カフェ」の設定で、それぞれの言語で交流が進み自立や人権の意識啓発が促進するような工夫がなされていた。市民参加教育は学校教育の中でも授業に組み込まれており、青少年機関団体の活動においても学校との連携により、『青少年センター・ベース・20』の「ワードアップ」事業のように14歳による行政財源の執行が体験的に実践できる取組などがあった。また、『キンダーフロインデ』の12歳から18歳を対象とする「子ども共和国」の2週間のキャンプでは子どもたちが模擬議会を構成し主体的に活動を運営していく場が提供されている。このような段階を追った体験と実践の積み重ねが、70%を超える高い投票率に現れる投票行為なども含む市民参加意識の醸成や政治への参画意識を育んでいる。

地域社会との関係性や若者の自立支援においては、ストリートワークによる様々な課題を持つ若者に必要な支援を届け、自立へ向けた主体的な取組や地域社会との関わり意識を高めていく活動や、情報センター機能を通じた体験の補完、課題に応じた専門分野へのリファーマンなど、自由の保障された開かれた居場所の機能の中で必要な情報を得ることができる場を提供し、そこで地域の様々な人材との出会いが芽生えてくるように工夫されていた。グラーツの青少年情報センター『ロゴ・ユースマネジメント』では、EU全体の取組である「エラスムス+」やヨーロッパユースインフォメーション機関「ERICA」等との連携で国外での研修事業への参加などの機会も提供している。地域ユースセンターである

『ディートリッヒクーシェン』は、ユースワーカーが地域の若者たちと共に作る居場所機能の事業で、ジェンダー問題を考えるプログラムの企画や近隣のクロアチアへの小旅行なども実施している。若者への人権や国際的な意識啓発がそこで行われていた。『キンダーフロインデ』でもスウェーデンにある拠点施設を利用した国際交流事業が行われている。行政の財源による専門家の活動とともに、地域を拠点とする様々なフェラインでは地域のボランティアの活動として多くの若者や大人の支援を受けて事業が展開されている。幼児期からの取組が段階を経て、子ども・若者の自立支援としてつながり合い、『オーストリア連邦若者評議会（以下、BJV）』の活動を推進する30歳未満の若者の高い自立意識につながっていると考えられる。『BJV』の青年指導者に見られるように、国際社会へ

参画する高い意識は幼少時からの市民参加への取組や、EUネットワークの中での交流や施策推進が身近なものとして体感できる環境にあることなどにより、成長に伴い自然に身につけていくものだと考えられる。

オーストリアでは18歳で6か月の兵役義務がある。その免除要件として10か月の社会福祉活動への従事という選択がある。体験的な実践が持つ影響力は大きい。グラーツで訪問した『ディートリッヒクーシェン』のスタッフの一人は、青少年福祉の体験が職業選択に影響し、社会福祉系大学院課程を修了しこの現場活動に従事することになったということである。それぞれの年代過程において主体的に体験する場や機会を提供することは、青少年施策の理念の循環性を作り上げていく上で大きな意義をもっている。



地域性をいかした事業展開

オーストリアでは、青少年保護法に基づき様々な施策が推進されているが、例えば青少年の外出時間の規定でも22時までから25時までなど、州による独自性が認められている。都市機能が集中しているウィーン特別州と、

自然豊かなシュタイアーマルク州では自ずと青少年福祉にかかわる重点課題も異なってくる。循環性のある理念の浸透と家庭・地域・学校との連携の在り方は変わらないものの、フェラインとしての青少年組織との連携や支援、学校教育との連携事業など独自性を発揮した施策が

見られた。

大学の機能が集中しているウィーンでは、学生の社会体験としての子ども支援の特徴的な取組が見られた。シュターアーマルク州では地域を7区分に分け、地域担当の行政職員が地域在住者によるユースマネージャーとして配置され、若者が主体となり事業展開している地域の各種フェラインの活動などから、それぞれの地域特性のある課題をボトムアップで引き出してくるシステムを作っている。今回事例報告をした三つのフェラインは、地域産業の振興や若者参加の機会創出、若者の政治参画の推進、オーストリアのムスリムの若者の組織として社会貢献活動を振興するなど、地位の環境条件をいかながらも若者自身が主体的に社会活動に参加し、そこから生まれた課題意識が行政に伝えられていく構図となっていた。週40時間の労働条件を守っていこうとする一方で、社会人の40%がボランティア活動に参加し社会貢献活動に従事していることが、子ども・若者の自立支援のための相互連携意識が社会に浸透している要因でもある。

学生の数が多いウィーンでの『キンダーフロインデ』の学校との連携事業、「寄り添い」の活動も特徴的な施策であった。教育省による移民の文化体験のための活動に外務省も加わり、青少年施策との連携で行われている。対象年齢9歳から12歳の生徒のためのプログラムで2010年からスタートしている。夜泣き鶯「ナイチンゲール」の名称を取ってナイチンゲールプロジェクトと命名され「臆病な鳥でもチャンスをもたらえる、できるんだ」ということを表現している。学校が支援の必要な子どもを選び、応募した学生とのマッチングの下で年間20回の余暇活動を展開するというものである。活動は子どもたちと相談し自由に展開される。子どもの貧困対策の推進「体験の貧困の連鎖をなくす」という我が国での現代課題である施策との比較としても興味深い事例であった。体験の機会に恵まれない、自信のない、友人がいない、オーストリアに来たばかりの子どもたちに、社会の中での「当たり前」を経験できる機会を提供しようというものである。学校教育との連携、青少年施策としてNPOが事業運営すること、大学機関が実習としての単位認定も一部の教育機関で認められるなど、家族・子ども・学生から相互の高い評価を得て事業を継続している。

グラーツでは、学校内の青少年活動に補助金を支給することや、学校社会学者（日本ではスクールソーシャルワーカーの活動が類似している）の学校と連携した事業が2015年に州法で規定され展開されている。中学校の機能を持つミッテルシュレーが2015年に始まったことに連動し、多様性のある生徒集団に由来する課題の増加への対応が目的の一つでもある。スウェーデンの先進事例を導入したとのことであった。子どもたちのプライベートの活動に影響が出ないように、守秘義務を守り、

学校教育を受けにくい子どもたちに、チャンスを与え更生力をつけることを目的とする。相互の信頼を基にコンセプトを、「青少年保護」・「自己形成」・「知識を深めて特定分野を自ら知ることができる力をつける」としている。グラーツ大学との共同研究で、2015年から2018年で600万ユーロ（約8億円）の財源を投入している。現在グラーツの対象104校の内40校で実施されているが、学校の選択はインスペクター（義務教育視察官）と青少年部局が話し合い学校長の事業受入れの承認を受けて、校内に配置されたワーカーが業務を担う。フェラインで募集した人材がユースワークの研修を受け従事する。教員と連携した青少年課題への予防対策であり、補修担当教員やスクールカウンセラーなど学校組織との連携も行っている。学校のシステム・家庭と子どもたち・サポートスタッフ・施設職員などがコンタクトを取る場所の役割を果たし、これらネットワークの中心に位置する機能を持っている。開いている時間には子どもも教員も誰でも相談に来ることが可能であるようになっている。業務の3分の1は相談、3分の1はワークショップや課外授業、週末に出かけたりすることもあり、授業時間にワークショップを行うこともある。残り3分の1がレポートの作成となっている。相談内容に応じて専門分野へのリファラーの役割も担う。他の州への一般化はまだ難しいが、実績を国に示していくことで、福祉や教育の分野との連携が深まっていくことを期待しているということであった。

次世代が担う社会づくりのために

中間支援の機能の必要性は、2002年の内閣府による「中間支援組織の現状と課題に関する調査」において、NPO法人の設立増大にともなう支援の必要性を中心に調査され報告されている。施策を推進する官と民の機能充実を担う中間支援の機能は、オーストリアで具体的に機能しており成果を挙げているが、我が国の青少年育成、特に教育分野との連携課題の関係づくりの機能としてのありかたは、改めて検証してみることが必要だと感じた。施策の進捗管理とボトムアップの提案システム、必要な情報が集まる機能などについて、今回参加した団員の母体組織など、専門性の高いNPO法人などが数多く様々な分野で活躍している中で、多様な分野を結ぶネットワーク機能の役割と必要性が求められる。また、学校教育の現場を含め青少年を支援する民間組織においても、事業の質を高く維持するためにどうしても個人への負担が大きくなり、過重労働の改善が課題になり支援のためのコーディネイト機能が必要になっている現状がある。

オーストリアでは、EUや国連との関係性などを通じて国際的な基準での課題意識が高い。国連の人権委員会からの5年ごとに施策評価のフィードバックを得ること

や、OECDの統計評価、その他の国際的な基準での施策評価などに対応し、州の構想や戦略を検討していている。ジェンダー評価やワークライフバランスの改善なども重要なテーマとされている。ちなみに、OECDの幸福度番付で日本は、長時間勤務者の割合が含まれるワークライフバランスは先進36か国中35位、生活の満足度は27位となっている。市民参加の度合いや投票などを含む幸福度ランキングは日本が20位、オーストリアは15位となっている。（2016年度報告）

我が国では今、学校現場において教員の過重労働が課題となっている。オーストリアの実践事例などから、学校教育の中での教員とユースワーカーの連携がワークシェアリングとして認知され、ワークライフバランスの改善につながる方策はないかと考えてみた。

学校をプラットフォームとした支援のシステムが提案されている子どもの貧困対策推進事業では、地域支援協議会の設置を努力目標としている。学校現場では課題を抱える児童生徒の見守りから、個々の課題対応のためのアセスメントを行う。その過程を経て管理職や生活指導担当、子ども支援コーディネイター、スクールカウンセラーなどを含む校内でのケース会議を開催する。課題の重要性に応じてさらに教育委員会や教育センター、スクールソーシャルワーカーなどを含め地域支援に結びつけるケース会議を経て、合理的な配慮の下に必要な専門支援へのリファラーなどが進んでいく。支援の進捗や見守りの継続がフィードバックされ、必要に応じて次のステージへと支援がつながっていく。このような業務が主に学校内での役割分担の中で教員が担っているのが現状である。教科指導やクラブ活動の指導とともに児童生徒の支援としての重要な役割が課せられており過重な労働とならざるを得ない現状がここにある。

長く青少年の育成に関わってきた社会資源としてのユースワークが学校教育のステージの中に入り、人間関係づくりや自立支援の役割を果たすことができないだろうか。そのための条件整備として必要な要件は、教員資格と同等の資格認定ではないだろうか。学校現場からは教育制度や学校の教育方針の理解ができていることが、外部人材の登用の課題要件として挙げられている。

教員養成課程の中に、教科科目の資格免許認定コースとともにユースワークのコースを導入する。専門分野として担う内容は、

1. 児童生徒の主体性をいかした学校行事の企画運営
2. 相談ややすらぎ、交流の場としての校内の居場所づくり
3. ストリートワークや校区の巡回などによるアウトリーチ
4. 地域支援協議会の基盤づくりのための地域資源との

関係づくり

5. 相互のフードバックを伴う教員組織との連携等が考えられる。

オーストリアの終日制公立学校の訪問からも、教員とユースワーカーの具体的な連携が効果的に自立支援教育として成果を挙げている事例がみられた。

単位取得のカリキュラムには実習が重視される。オーストリアの例にもみられるように、社会体験の場は将来の職業選択や専門性向上のために大きな効果が期待できる。実習の場としては、子どもとの対等な関係づくりを体験する「組織キャンプ」を含めたい。ヒューマンリレーショントレーニングの実習としては、青少年センター・地域センターや情報ステーション、高齢者支援施設や障がい者支援施設などの実習も重要である。『地域コアリーダープログラム』の三つの分野の相互連携の促進の中で実現の可能性は高い。このようなユースワーク専科で教員免許資格を取得したユースワーカーが、そのアウトプットとしての職場を学校や青少年育成分野に見いだし、「自分の力で、自分の将来を決定できる」力を子ども・若者に醸成していく役割を担うことができるようなシステム作りを提案する。学校における子ども支援コーディネイターの役割を担うことや、キャンプディレクター、青少年や地域の支援センターのコーディネイターなど、職場の確保が伴わねばならない。これには行政施策との連動性が不可欠である。中間支援組織のキーパーソンとしての役割も重要である。

私自身は、今、地域の教育センターにおいてフリールームでの役割を非常勤で担っている。幼児教育・小学校教育・中学校教育の現場経験者とSC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）そして、ユースワーカーがチームを構成した取組の試行がそこで行われている。市内にある11校の小中学校と連携し、気がかりな児童生徒の見守りを、予防対策としての訪問支援を充実することで改善を図っている。体験の補完としてのキャンプ活動など自然との触れ合いを重視した自己開示の場の提供なども進めている。地域の連携強化とともに、寄り添いの活動、校内の居場所づくりなど、オーストリアでの実践事例からの学びが大きい。グラーツでの学校とソーシャルワークの連携というオーストリア内部での先行事例の今後の成果や、「ワードアップ」の地域在住の14歳全員参加での新しい政策実現の取組が、どのような成果を挙げていくのかななどにも継続的に注目していきたい。訪問期間中の10月15日、総選挙で選ばれた31歳の若い党首が青少年支援の理念をどのように継承し財源を確保していくのかということも、今後の注目点である。そして自分自身は今の教育センターの現場や、組織キャンプの事業の中で学校教育とユースワークの相互連携の強化に寄与していきたい。

次の時代を作っていく若者が主体的に社会づくりに参画するために、地域コアリーダーの育成を目指すこの事業の参加者が、SNSなどのツールを運用し必要な情報を集積し発信し、新しいネットワークを築き相互に専門性を高めていくことが望まれる。

事業報告に当たり、この事業を継続的に実施し次の世代の人材育成の場を提供し続けていただいている内閣府に深く感謝と敬意を表したい。又、プログラムコーディネ

イトの機能を質高く担っていただき、多くの指導助言を頂いた、一般財団法人青少年国際交流推進センターの担当者及び組織に心より御礼申し上げる。また、内閣府事業の事後活動組織であるIYEO日本青年国際交流機構からは、既参加青年からの多くの情報提供や助言を頂き今後の相互のネットワーク作りがまた一歩進んだことや、継続的な交流が検討されていることに感謝したい。そしてなによりもすばらしい8人の団員に恵まれた幸運に深く感謝している。

「信頼」のもとに成り立つ、楽しく自由なオーストリアの青少年育成について

はじめに

私がこの地域コアリーダープログラムに参加したのは、導かれるようにだった、と感じている。私は、数年前まで地方の中学校で英語の教員をしていた。その前は企業に勤めていたため教員期間はそう長くないものの、ありがたいことに1年生から3年生までの担任も、部活の正顧問という経験もし、どっぷり教員生活に染まっていた。中学生たちは、捉えどころのない繊細な年齢ながらも、彼らの可能性に溢れている未来を思うと、うらやましさを感ずるほどだった。しかし中には、悩みを抱えている生徒もたくさんいた。その多くが友達、先生、親などとのコミュニケーションに困を発しているように見えた。彼らを観察する中で私の中にぼんやりと見えてきたのは、コミュニケーションの裏側に隠れた、いわゆる自己肯定感の低さだった。学校という限られたコミュニティの中で、少しでも「みんなと同じ」にできない自分がいると、それを隠すため、壁をつくってしまったたり、棘を持ってしまったたり、そんなことがコミュニケーションに支障をきたしているように見えた。その姿にもどかしさと悔しさを感じた。「違う」ということは魅力だと思うからだ。それぞれが違うことを受け入れ合い、互いの多様性を尊重し合って生きる心を育てるにはどうしたらいいだろう。それが、私の中で大きなテーマとなった。

その後、アメリカへ短期留学する機会を得た私は現地でたくさんのNPOやボランティアが教育や子どもたちの育成に関わっていることに感銘を受けた。日本に戻り、似たようなことができないかと、現在の放課後NPOアフタースクールへ入職することになった。当NPOでは、様々な分野で活躍する大人を「市民先生」として迎え、子どもたちにプログラムの提供を行っている。大人は親と先生だけではなく、いろんな人がいるのだよ、と知ってもらうにはとてもいい環境だと感じたことが大きな理由だった。仕事を始めて2年目となり、私が悩み始めていたことは家庭との連携だった。私の中のテーマを実現させていくには、保護者の存在は切り離せない。何かヒ

ントが必要だと感じていた時、このコアリーダープログラムへ参加することとなった。

課題意識

上記の経験を経て、私のテーマを「家庭・学校以外の個人や団体の教育への取組と、日本に適応できうる点を学ぶ。そして日本において多くの人が教育に関わることができる環境づくりのヒントを得て、地域の市民と協働する実践を行う。」とすることにした。特に、オーストリアで私どものようなNPOの団体が、子どもと保護者へ提供しているアプローチ方法がどのようなものなのかということに期待し、異なる文化圏での取組が新たな視点をくれるものと信じ、研修に取り組みだした。

NPOという存在

前述のように、米国の経験を経て日本でNPOを選んで入職したのだが、NPOについて、そもそも自分の認識と、オーストリアの認識が異なることに気が付いた。日本のNPOは、以下のような説明がある。

“「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。”

(内閣府NPOホームページより)

私があえてNPOを選んだ理由は、収益を社会貢献活動に充てる・社会のニーズに応えるというところが、理解を得やすく、また多くの人が関わりやすい立場であると思ったからだ。しかし、いくら良い取組をしていても、

多くのNPOが資金面に課題を持っている。私の所属するNPOのように、正規の職員が従事し、事業収入を主の運営資金としているところはたくさんある。しかしNPOというと、収益のないボランティアのようなイメージを持たれやすい。そのため、安定した資金を確保し続けることは容易ではない。

一方、オーストリアで訪れたNPOのほとんどが、「収益を分配することを目的としない団体」としては同様だったのだが、主に財源が異なった。いくつかの機関・団体を視察した時点で、多くのNPOの運営資金を国が負担しているということが分かった。オーストリアにおいて、教育を担うのは「家族・青年省 (BMFJ)」と、「教育・芸術・文化省」という二つがある。前者のBMFJこそが、子ども・青少年育成のために予算を持っており、今回の様々な視察先の運営を資金面で支えているところである。一方で教育・芸術・文化省は主に学校の運営に関することなどを担っている。様々な非営利組織で仕事をしている私たち派遣団にとって、継続的運営を可能にしている秘訣を学ぶということが、目的の中の一つにあったのだが、それはしっかりとした国レベルの取組あつてのことだということが、まず大きな発見であり、うらやましくも思うポイントであった。しかし資金さえあれば良い運営をできる、ということにはならない。今回訪れた組織のそれぞれが、青少年育成において社会的に影響力のある役割を担っており、また働く人々がとても生き生きとしている様子も印象的だった。オーストリア連邦若者評議会 (BJV) という、オーストリアにて300万人もの青少年が入る中間支援組織と位置付けられる団体に訪れた時に聞いた言葉が、とても印象的だった。「国からお金をもらってはいるが、意見は言わせていません。」国と、NPOとは対等な立場であり、お互いを信頼しあっているからこそその関係であると感じた。そして、その「対等」と「信頼」の関係がまさに、オーストリアにおいて一番学ぶべき、青少年に対する取組の姿勢であった。

自由と責任を学ぶ機会

2日目を過ぎたころにはすでに、私の中のある視点の変化を実感することとなる。オーストリアに行く前までは、個人テーマにも入れたように「教育への取組」を学ぶという考えであったのだが、視察を進めるうちに、常に私の心を捉えるのは、教育は“大人→子ども”の図式が成り立つような一方通行的な「教え・育てる」ということではなく、対等な立場から行う「子供や青少年のサポート」であるということだった。オーストリアでの、最初の訪問先は前述のBMFJであった。そこで聞いたコンセプトが‘自由意志 (FREIWILLIG)’と‘自由な考え方 (FREIRAUM)’の二つだ。子どもや青少年は、経験や知識の少なさから危うい選択をすることも

ある。大人は自分たちの経験から先を想像できるため、事前に口を出して教えてしまうことが往々にしてあるのが、日本の傾向であると思う。私自身もそのようにして育てられ、今がある。おかげで救われた部分もあるが、自分の自由な意志で選択し失敗した経験ほど、心に刻まれ、学びとなるものはない。

オーストリアのユースセンターという場所は、まさに、自らの選択を通して、成功体験も失敗体験もできるような場所であった。もともとは、1960年代に青少年が自ら集まり、活動できるような場所を探し、ある集合住宅の1室を借りて活動を始めたことがきっかけとなっている。現在のユースセンターは、青少年がいつでも行くことができる、「居場所」である。組織化され広がった理由の一つとして、社会（主に青少年の場合学校）に適応できずドロップアウトしてしまいそうな青少年を食い止める場所として必要性が認められたことがある。では実際どんな場所なのか。そして、それが『自由と責任』というキーワードをどう体现しているのか、以下二つのユースセンターの紹介を通して述べていきたい。

(1)バックボーン20

ウィーン市にある、20地区の青少年を対象としたユースセンター。20地区は、市内の中でも移民や低所得者層が多い地域である。アメリカのストリートワークを参考にできた団体で、特徴的なのは、職員が街や公園などで青少年に声をかけることで関わりを作っているところだ。この活動を可能にするためには、言わずもがな信頼関係を構築することが必須だ。「知らない人に声をかけられたらついていってはいけない」と幼少期から教えられていた私が、もし10代の頃見知らぬ誰かに声をかけられていたら、相手を信頼できるかどうか考える以前に関わりを持たないようにするだろう。一方で、20地区の青少年たちは、まず自分自身の責任において、相手が信頼できるかどうかを判断していくことになる。そこには、学校も親も介入しない。FACE to FACEの人間関係が生まれるのだ。声をかける職員は、もちろん無理強いすることもない。すべて、青少年の自由な意思と選択が今後を左右する。職員は、青少年の心をどう掴んでいくかというところに一番苦労するという。一度きりのアプローチではなく、定期的に同じ場所へ出向き顔を知ってもらうこと、また、既に関係が構築できている青少年と接している姿を見せることで、信頼を得ていくこともあるという。

バックボーン20は他の多くのユースセンターと同様に、青少年は名前を言う必要がない。それによって、家庭や学校へ知らされることもないため、自由に出入りし、安心して自分をさらけ出せるのだ。犯罪歴のある子も受け入れるし、必要とあれば警察に付き添うこともある。一方で仕事探しを手伝ったり、学習をサポートする

時間を設けたりすることもあり、幅広いサポートを行っている。

実際に、ストリートワークをする現場と一緒に足を運んだ際、数人の10代前半と見える男の子たちが声をかけてきた。町中に、気軽に話ができる信頼できる大人がいるということ。その大人たちが、自分の立場に立って考えてくれるということ。たとえ、犯罪という失敗をしまっけていても、叱るでも論ずでもなく、そこからどうすべきか、一緒になって向き合ってくれるということは、彼らの成長に大きな影響をもたらし、自分の人生において何をどう選択すべきかを実体験をもって考えさせてくれる場となっていることだろう。

(2)ディートリッヒクーシュン・ローカル・ユース・センター次に紹介したいのは、オーストリア第2の都市であるグラーツ(Graz)にあるユースセンターだ。訪問先の最後の場所として訪れたこの場所は、私のみならず、多くの団員の心に残る場所だった。何よりも、ユースセンターというイメージをいい意味で裏切ってくれる場所だったのだ。通りの入り口前には喫煙場所があり、そこで私たちを待っていてくれた職員の風貌からも、ユースセンターというよりはライブハウスのようなイメージを持った。中に足を踏み入れると、その印象はさらに強くなる。というも、バーカウンターがあり、ここではお酒も提供されるのだ。オーストリアでは、16歳からお酒も喫煙も可能になる。バーカウンターの近くに手書きで書かれた「ワークショップ (Workshop)」「インターン (Intern)」「ツーリズム (Tourism)」などの青少年に向けた様々なアイデアや情報が貼ってあり、ユースセンターであることを思い出させてくれる。1か月に1度ミーティングを行い、自分たちでイベント案や実施したイベントの反省、またこのユースセンターの使い方について話す機会を持つという。こうすることで、自分たちで作りに上げている場所という愛着がわくのだろう。スタッフの話や雰囲気から、家庭環境も、生まれた国も異なる様々な青少年たちを、ありのまま受け入れ、一人一人に合った情報を提供できるよう配慮されていることが良く分かる。青少年でなくとも来たくなくなってしまう雰囲気が、そこにはあった。しかし、時には法に関わることやルール違反などももちろん起こるとい。そんな時、「ルールに違反しているから、今日は帰らなさい。君がきちんとルールを守れると約束できるなら、またおいで。」と声をかけるという。自由とは自分の責任の上に成り立つのだ、ということが身をもって学べることになる。いつでも「来たい」と思える場所だからこそ有効な、大人が口を出すことが大切な場面である。

家庭との連携

家庭との連携は、非常に大事な要素だ。同じ子どもに

ついて考える立場にもかかわらず、残念ながらまるで対立関係のようなことになる場合もある。保護者は自分の子どもの成長に関する責任と、子供への強い愛情を持っている。そのため他者から一見マイナスのようにとれることを言われると、受け入れがたい気持ちになってしまうことは十分理解できる。オーストリアではそういった難しさはないのだろうか。

ウェール通り178番終日制公立学校へ行ったとき、家庭との連携上の課題について聞いた。子どもの教育に関する難しさもあるが、特に移民による多国籍なバックグラウンドを持つことで、連携が難しくなっているという。学校では保護者会を実施したり、気になること(例えば文化的背景から、周りと異なる食べ物を持ってくるなど)があれば家庭に相談したり、ドイツ語が話せない保護者とも丁寧に向き合うなど、家庭との連携を大切にしている。学校と協力し子どもの人権教育を行っているオーストリア・キンダーフロインデでは、保護者会に出席しないため連携が難しくなっている家庭にアプローチできるように、子どもの迎え時間に合わせて気軽に立ち寄り、保護者や子どもと教員がおしゃべりできるような“保護者カフェ”という場を設ける工夫もしているということだった。

シュタイアーマルク州では、日本のソーシャルワーカーのような人材を学校に置き、子どもを囲む大人、例えば校内の養護や心理の先生、また外部社会福祉施設の職員などとのネットワークを広げ、活用することに成果を出し始めている。しかし当初は、外部の人間に関わることで、保護者からは子どもを取り上げられてしまうのではないか、というようなマイナスイメージを持たれがちだったという。そうではなく、子どもたちの保護・自己形成などを助けるための存在だということを知ってもらい、理解されることが大事である。2015年～2018年まで、グラーツの大学との共同研究を行っている段階だ。必要とあれば保護者と話すことも提案するが、強制力はないため保護者の理解を得られなければ連携は難しい。これらの例から、日本同様、家庭との連携にはまだまだ課題が多いことも見えてきた。

一方で、ユースセンターのような場所と保護者に関わることはないに等しい。日本では自分の子供と顔の見えない大人が、比較的深く関わるということで、親からの不安の声が聞こえてきそうだが、ユースセンターの地域への浸透を見るとそれは大きな問題にはなっていないのだろう。その理由を考えた時、保護者も含めた社会全体が子ども・青少年への関りについて共通の認識を持っているからだろうと感じた。それが、最初に挙げた「対等」と「信頼」の姿勢だ。ユースワーカーがその姿勢をもってプロフェッショナルとして青少年に関わっているということが広く認知され、信頼される存在として社会に居続けている。そのおかげで、直接的な接触がないにも関わ

らず、保護者とユースワーカーが見えない形で連携をしているように思えた。

学びを日本へいかす

(1)子どもとの関わり方

滞在中、心に残る言葉がいくつかあり、ここまでもその言葉に象徴されるような事例を紹介してきたが、もう一つ新しい視点として私に埋め込まれた言葉があるので紹介したい。オーストリア・キンダーフロインデという、子どもの人権を守る活動や、子ども共和国というキャンプ、またナイチンゲールプロジェクトという学生によるメンタリングプログラムを行っている組織を訪れた際のことだ。子どもの人権についての話の中で「子どもは、小さな大人ではない。子どもは子どもとしての権利がある」という言葉を聞いた。1989年11月20日に成立した「国連こどもの権利条約」においても前提となる大事な考え方であるという。自分の日々子どもたちへの対応を振り返ると、あまりにも子どもたちに期待をしすぎていたのではないか、そんな思いに駆られた。普段、子どもたちと関わる中で問題を発見した時、これまでの人生で培ってきた自分の常識やモラルに照らし合わせて指導をする。それを無意識に繰り返してきた。しかし、子どもを子どもとして尊重し、信頼する視点を持つことで、子どもへの対応は変わるだろう。その積み重ねによって、子どもたちがより自分らしく、主体的に関われる環境を作ることができるかもしれない。オーストリアにおいて、青少年に関わる大人の姿勢がいかに彼らの未来や可能性を作っていくか、ということ学んだ。だからこそまず第一歩として、自分自身の日々子どもへの接し方に疑問を投げかけるようにしていきたい。それによって生まれる対応の変化が子どもにどう影響をもたらすか、そのようなことが実践を通して見えてきたら、ぜひとも一緒に働く仲間や保護者、連携している学校の先生方にも共有したいと考えている。

(2)青少年サポートの重要性と喜びを社会へ

オーストリアでは、青少年に関わる仕事をする、いわゆるユースワーカーたちは社会教育学を学んでいたりと、指定の講座を受講していたりと、専門職として活躍している。そういった人たちが多くいるおかげで、多くの青少年が彼らと出会う経験を持てる。私が出会ったユースワーカーたちはそれぞれがとても個性的で、存在そのものが多様性を体現していた。彼らに囲まれて過ごすことができた青少年が大人になったとき、自分たちもまた同じ感覚をもって次の世代に接していく。このようにし

て、社会全体で青少年をサポートするという良いサイクルを作っているように感じた。冒頭でも述べたように、この派遣を通して「青少年サポート」への関心が強まった今、私が担うべきことは、大人への働きかけかもしれないと思っている。普段青少年と接する機会のない大人たちに、青少年を保護しサポートすることが自身にとっても社会にとっても、良い影響をもたらすことを伝えていきたい。例えば、自分の属するコミュニティが将来的に活性化していくこと、青少年の犯罪などが減ること(実際にオーストリアのストリートワークによって犯罪率は20%減ったというデータがあるそうだ。)、青少年をサポートするというミッションが自分自身の充実感・楽しさにもつながるということなどだ。そのためには、青少年に関わる仕事をしている異なる組織の大人たちが会話をすることが大事なポイントとなる。今回の派遣では、そのような仲間に出会えたことが何よりの収穫であり、彼らとの情報交換や協力を続けつつ、その輪を広げていきたいと考えている。オーストリア風に、『楽しく主体的に』だ。現代は情報を発信するツールはたくさんある。私たちの楽しい学びと情報交換を、適した方法で発信し興味を持つ人を増やしていきたい。それが次世代のユースワーカーを育てるきっかけにもなるかもしれない。小さなムーブメントが、少しずつ仲間を得ることでいずれ大きな社会の流れになると信じて取り組んでいきたいと思う。

終わりに

オーストリア滞在中に出会った青少年に関わる人々の多くが、楽しそうに過ごしている姿がとても魅力的だった。それに刺激されたのか、私自身も日本にいる時よりもずっと生き生きとすごせていたように感じる。良いエネルギーは、伝播する。青少年という、未来のある人間に関わる私たちがまず、心地よく充実した生き方をしていきたいと強く思った。本報告書では主に学びという部分で、オーストリアで見た良い側面を述べてきたが、オーストリアを知ることで、改めて日本の良さに気付くこともできた。私たちは誰しも、同じ環境にい続けると自分たちのいる環境への感謝を忘れがちだが、今回得たこの感覚を忘れずに「子どもたちがより自分らしく、主体的に関われる居場所作り」に取り組んでいきたいと思う。青少年育成に関わる学びに加え、改めて自分自身を見つめ直すこともできる機会をくださった内閣府、並びに青少年国際交流推進センターの皆様にご心から御礼を、そしてこれまで共に学び、刺激をくれた団長と仲間たちにも感謝を伝えたい。本当にありがとうございました。